官報

（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔政　令〕

○財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令（一）　二

○国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（二）　三

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務三）　六

○民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（法務一）　三

○国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働二）　三四

○船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令（国土交通二）　四

〔法規的告示〕

○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示（内閣府二）

○民事裁判情報の活用の促進に関する法律第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を定める告示（法務二）

〔その他告示〕

○有形文化財を重要文化財に指定する件（文部科学三）

○重要文化財に有形文化財を追加して指定する件（同四）

○文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件（同五）

○令和八年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件（厚生労働七）

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三六、四三）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責、再生関係

特殊法人等
　日本弁護士連合会公示送達関係

地方公共団体
　教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令（政令第一号）（財務省）

1　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令により指定している財政投融資計画において政府保証の予定額について記載すべき法人に、株式会社産業革新投資機構を追加する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二号）（厚生労働省）

第１　国民健康保険法施行令の一部改正

1　国民健康保険組合に係る特別積立金等

国民健康保険組合における特別積立金の算定において、子ども・子育て支援納付金に係る額を勘案するものとし、国民健康保険組合における給付費等支払準備金について子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に不足が生じたときにも使用できるものとする。（第十九条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二十条第四項関係）

2　国民健康保険の保険料における子ども・子育て支援納付金の賦課等

(1)　国民健康保険の保険料の納付義務者に対する賦課額として合算する額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。（第二十九条の七第一項第四号関係）

(2)　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができるものとする。（第二十九条の七第五項第一号関係）

イ　当該年度における(イ)及び(ロ)に掲げる額の合算額

(イ)　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額

(ロ)　３の(2)の基準に従い被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

ロ　当該年度における(イ)及び(ロ)に掲げる額の合算額

(イ)　国民健康保険法の規定により交付を受ける補助金及び同法の規定により貸し付けられる貸付金の額

(ロ)　その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

ハ　当該年度における子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(3)　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。（第二十九条の七第五項第二号関係）

イ　所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ　所得割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ　所得別総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計額

(4)　子ども・子育て支援納付金賦課額は、(3)のイからハまでに掲げる子ども・子育て支援納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。（第二十九条の七第五項第三号関係）

(5)　(4)の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができないものとする。（第二十九条の七第五項第十号関係）

3　国民健康保険の保険料における子ども・子育て支援納付金の減額

⑴　世帯主等につき算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十七万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合又は世帯に出産被保険者がある場合には、十八歳以上被保険者均等割額を減額する。（第二十九条の七第六項第一号～第五号、第八号及び第九号関係）

⑵　世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものとし、その減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額とする。（第二十九条の七第六項第十号及び第十一号関係）

4　賦課限度額

国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を六十六万円から六十七万円に引き上げる。（第二十九条の七第二項第九号関係）

5　低所得者に対する減額措置に係る判定基準

⑴　低所得者に対し被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の十分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を三十万五千円から三十一万円に引き上げ、これらの額の十分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五十六万円から五十七万円に引き上げる。（第二十九条の七第六項第一号及び第三号関係）

⑵　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設けている判定基準の特例について、⑴に準じた所要の改正を行う。（第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項関係）

6　その他

その他所要の改正を行う。

第２　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正

1　事務費負担金、療養給付費等負担金、普通調整交付金等

事務費負担金、療養給付費等負担金、普通調整交付金、国民健康保険法第七十三条の規定による国民健康保険組合に対する補助金、基金事業対象保険料必要額及び基金事業対象費用額の算定において、子ども・子育て支援納付金に係る額を勘案する。（第一条第一項及び第二項第一号、第二条第一項第二号、第四条第二項第二号、第五条第一項第一号、第五項第三号及び第八項、第十五条第二項並びに第十九条第三号関係）

2　低所得者及び出産被保険者に対する減額措置に係る繰入金

国民健康保険法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額について、十八歳以上均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額も勘案する。（第四条の三第一項及び第四条の五第一項関係）

3　保険者支援制度

低所得者に対する保険料（税）の減額措置の対象となった被保険者の数に応じて、平均保険料（税）の一定割合を繰入金等の公費で補てんする保険者支援制度について、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料（税）を勘案する。（第四条の六第一項関係）

4　国民健康保険事業費納付金

国民健康保険法第七十五条の七第一項の規定により都道府県が当該都道府県内の各市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額に、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額を追加する。（第八条第四号及び第十一条の二関係）

5　その他

その他所要の改正を行う。

第３　施行期日等

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項～第四項関係）

政　令

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第一号

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第五条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

九　株式会社産業革新投資機構

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十五条、第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十二条の二第一項、第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項、第七十二条の四第一項、第七十三条第一項、第二項及び第四項、第七十五条の七第一項、第八十一条並びに第八十一条の二第十項第三号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「介護納付金」という。）並びに」を「介護納付金」という。）」に改め、「流行初期医療確保拠出金等」という。）の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、「介護納付金並びに」を「介護納付金」に改め、「流行初期医療確保拠出金」という。）」の下に「並びに子ども・子育て支援納付金」を加え、同条第二項第二号中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に、「並びに流行初期医療確保拠出金の」を「、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金の」に改める。

第二十条第四項中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第二十七条の二第一項第一号中「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に改める。

第二十九条の三第十項中「同条第五項第二号」を「同条第六項第二号」に、「第二十九条の七第五項第二号」を「第二十九条の七第六項第二号」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改める。

第二十九条の四の三第六項中「第二十九条の七第五項第二号」を「第二十九条の七第六項第二号」に、「五十六万円」を「五十七万円」に改める。

第二十九条の七第一項第一号中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項に次の一号を加える。

四　世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第五項において同じ。）

第二十九条の七第二項第一号中「第五項に」を「第六項に」に改め、同号イ(2)及びロ(2)中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第八号イ中「ロ及び次項第七号」及び「ハ及び次項第七号」を「以下この条」に改め、同項第九号中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同条第三項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第七号イ中「ロ又はハに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改め、同条第四項第一号中「次項」を「第六項」に改め、同条第五項第一号中「五十六万円」を「五十七万円」に、「三十万五千円」を「三十一万円」に、「及び世帯別平等割額」を「及び十八歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額」に改め、「、被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第三号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同号ロ中「三十万五千円」を「三十一万円」に改め、同号ハ中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同項第四号及び第五号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第六号中「及び第三項」を「、第三項及び前項」に改め、同項第八号中「前三項」を「第二項から前項まで」に、「）及び」を「）並びに」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第九号中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同項に次の二号を加える。

十　世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下この号において「十八歳未満被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（十八歳未満被保険者につき前項第六号の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

十一　前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額であること。

第二十九条の七中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該子ども・子育て支援納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額、十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ　当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1)　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

(2)　次項に規定する基準（同項第十号及び第十一号に係る部分に限る。）に従い第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

ロ　当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1)　法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2)　その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ　当該年度における法第七十七条の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

二　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ　所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ　所得割総額、被保険者均等割総額、十八歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ　所得割総額、被保険者均等割総額及び十八歳以上被保険者均等割総額の合計額

三　当該子ども・子育て支援納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる子ども・子育て支援納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者（第八号において「十八歳以上被保険者」という。）につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額であること。

四　前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号、第八号及び第九号の規定に基づき子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が第十号の

規定に基づき定められる当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額（次号において「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五　第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、次号、第八号及び第九号の規定に基づき子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六　第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

七　第二号の十八歳以上被保険者均等割総額は、次項に規定する基準（同項第十号及び第十一号に係る部分に限る。）に従い前号の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額であること。

八　第三号の十八歳以上被保険者均等割総額は、第二号の十八歳以上被保険者均等割総額を十八歳以上被保険者の数に按分して算定するものであること。

九　第三号の世帯別平等割総額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ　特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯　第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。

ロ　特定世帯　イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ　特定継続世帯　イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

十　第三号の子ども・子育て支援納付金賦課額は、三万円を超えることができないものであること。

第二十九条の七の二第一項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「同条第五項第一号」を「同条第六項第一号」に改める。

附則第五条中「第二十九条の七第五項第一号」を「第二十九条の七第六項第一号」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「介護納付金」という。）並びに」を「介護納付金」という。）」に改め、「流行初期医療確保拠出金」という。）」の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、「同法」を「介護保険法」に改め、同条第二項第一号中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第二条第一項第二号及び第四条第二項第二号イ中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第四条の三第一項第一号中「第二十九条の七第六項第一号」を「第二十九条の七第五項第一号」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第二号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加える。

第四条の四第一項第一号中「第二十九条の七第五項第六号」を「第二十九条の七第六項第六号」に、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改める。

第四条の五第一項第一号中「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第六項第八号」に、「第四項」を「第五項」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に、同項第二号中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改める。

第四条の六第一項第一号イ(1)中「のもの」の下に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額のうち令第二十九条の七第五項第三号の十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に充てるためのもの」を加え、同号ロ(1)中「第二十九条の七第五項第三号イ」を「第二十九条の七第六項第三号ロ」に改め、同号ロ(2)中「第二十九条の七第五項第三号ロ」を「第二十九条の七第六項第三号ハ」に改め、同号ロ(3)中「第二十九条の七第五項第三号ハ」を「第二十九条の七第六項第三号ハ」に改め、同項第二号ロ(1)中「第二十九条の七第五項第三号イ」を「第二十九条の七第六項第三号イ」に改め、同号ロ(2)中「第二十九条の七第五項第三号ロ」を「第二十九条の七第六項第三号ロ」に改め、同号ロ(3)中「第二十九条の七第五項第三号ハ」を「第二十九条の七第六項第三号ハ」に改め、同項第三号イ(1)中「のもの」の下に「及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額のうち地方税法第七百三条の四第三十項の十八歳以上被保険者均等割額に係る部分に充てるためのもの」を加える。

第五条第一項第一号ロ(1)中「並びに流行初期医療確保拠出金」を「、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同号ロ(2)中「並びに当該」を「、当該」に、「の合算額」を「並びに当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額」に改め、同条第五項第三号中「ハまで」を「ニまで」に、「ニに」を「ホに」に、「ホに」を「ヘに」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

第五条第八項中「並びに流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第八条中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　子ども・子育て支援納付金納付金基礎額

第九条第二項第一号ヘ中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に、「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同項第二号イ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改め、同号ハ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に、「前条第五号」を「第十一条」を「第十一条の二」に改め、同号ホ及びル中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金基礎額）

第十一条の二　第八条第四号の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額は、当該年度における第一号に掲げる額に同年度における第二号及び第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一　子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額

二　イ及びロに掲げる数を合算した数をハに掲げる数で除して得た数

イ　(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　子ども・子育て支援納付金所得係数

(2)　子ども・子育て支援納付金所得等割合

ロ　子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合

ハ　イ(1)に掲げる数に一を加えた数

三　子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数

2　前項第一号の子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額は、当該年度における当該都道府県に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該都道府県に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。

一　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

二　次に掲げる額の合算額

イ　法第七十条第一項の規定による負担金（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）の額

ロ　法第七十二条第一項の規定による調整交付金（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）の額

ハ　法第七十二条の二第一項の規定による繰入金（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分（当該都道府県内の全ての市町村に係る市町村別納付金減算額に係る部分を除く。）に限る。）の額

ニ　法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）の額

ホ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係る部分に限る。）のための収入の額

3　第一項第二号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として、当該都道府県の知事が定める数とする。

一　当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

二　当該年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額

4　第一項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。

一　イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数

イ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額

(1)　当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

(2)　第九条第六項第一号イ(2)に掲げる数

ロ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額

(1)　前項第一号に掲げる額

(2)　第九条第六項第一号ロ(2)に掲げる数

二　次に掲げる数を合算して得た数

イ　(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　前号に掲げる数

(2)　当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金納付金所得割指数

ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に第九条第六項第一号イ(2)に掲げる数を乗じて得た額

(2)　当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に第九条第六項第一号ロ(2)に掲げる数を乗じて得た額

(3)　一からイ(2)に掲げる数を控除した数

5　第一項第二号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。ただし、当該都道府県の条例で同号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合を前項第二号に掲げる数とする場合にあっては、第二号に掲げる数とする。

一　イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数

イ　当該年度における当該市町村に係る令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者（ロにおいて「十八歳以上被保険者」という。）の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

ロ　当該年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

二　次に掲げる数を合算して得た数

イ　(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　前号に掲げる数

(2)　当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数

ロ　(1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　第九条第七項第二号ロ(1)に掲げる数

(2)　第九条第七項第二号ロ(2)に掲げる数

(3)　一からイ(2)に掲げる数を控除した数

6　第一項第三号の子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数は、各都道府県につき、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村に係る当該年度における同項第一号に掲げる額に同年度における同項第二号に掲げる数を乗じて得た額に当該子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数を乗じて得た額の総額が同項第一号の当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額に等しくなるよう、当該都道府県の知事が定める数とする。

7　第四項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得割指数及び第五項第二号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、それぞれ、零を超え、かつ、一未満の数であつて、当該都道府県の条例で定める範囲内において当該都道府県の知事が定める数とする。

第十二条中「第八条第四号」を「第八条第五号」に改める。

第十三条中「第八条第五号」を「第八条第六号」に改める。

第十五条第二項第一号に次のように加える。

ニ　令第二十九条の七第五項第一号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課総額

第十五条第二項第二号に次のように加える。

ニ　地方税法第七百三条の四第二十八項に規定する標準子ども・子育て支援納付金課税総額

第十九条第三号中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3　国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項ただし書に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項に規定する場合にあっては、同項の規定により基準日とみなされる日）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4　第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七の規定は、令和八年度以後の年度分の保険料について適用し、令和七年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省　　令

○総務省令第三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第一項、第四項第一号ロ及び第十三項並びに第三十六条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十五日

総務大臣臨時代理
国務大臣　片山さつき

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（第一種指定電気通信設備の基準等） **第二十三条の二**　［略］ ［２・３　略］ ４　法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。 ［一～三　略］ 四　公衆電話機（届出を要しない機能） **第二十四条の五**　法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ ［削る］	（第一種指定電気通信設備の基準等） **第二十三条の二**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一～三　同上］ 四　公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置（届出を要しない機能） **第二十四条の五**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　番号案内機能（他の電気通信事業者との接続に関する機能を除く。）
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第二条　第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第一（第２条・第６条・第７条・第８条） 勘定科目表 資産			**別表第一**（第２条・第６条・第７条・第８条） 勘定科目表 資産		
科目	款（原価部門）	項	科目	款（原価部門）	項
１　電気通信事業固定資産 (1)　有形固定資産	第一種指定設備管理部門	１　一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）	１　電気通信事業固定資産 (1)　有形固定資産	第一種指定設備管理部門	１　一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）

			一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 ＳＩＰサーバ セッションボーダコントローラ ＥＮＵＭサーバ ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 （何）		一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定県間中継ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ 一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備 ＳＩＰサーバ セッションボーダコントローラ ＥＮＵＭサーバ ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの） 収容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 伝送路 （何）
			２　特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備		２　特別第一種指定設備 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの） 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの） 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの） 主配線盤（光信号の伝送に係るもの） 公衆電話設備

			端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）			端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの） 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの） 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの） 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
			信号網設備			信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備
			専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路			専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路

		（何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用部門	［略］
	支援設備（補助部門）	［略］
	全般管理（補助部門）	［略］
［略］		

費　　用
営　業　費　用

科　　目	款（原価部門）	項
［略］		
運用費	第一種指定設備管理部門	（何）
	第一種指定設備利用部門	［略］
［略］		

収　　益
営　業　収　益

科　　目	款（原価部門）	項
［略］		

（注）
［略］

別表第二〔第６条・第８条〕

接　続　会　計　財　務　諸　表　様　式

［様式第１・様式第２　略］

様式第３

固　定　資　産　帰　属　明　細　表

（単位　円）

［表　別紙二　挿入］

㈱

［略］

		（何） 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
	第一種指定設備利用部門	［同左］
	支援設備（補助部門）	［同左］
	全般管理（補助部門）	［同左］
［同左］		

費　　用
営　業　費　用

科　　目	款（原価部門）	項
［同左］		
運用費	第一種指定設備管理部門	番号案内
	第一種指定設備利用部門	［同左］
［同左］		

収　　益
営　業　収　益

科　　目	款（原価部門）	項
［同左］		

（注）
［同左］

別表第二〔第６条・第８条〕

接　続　会　計　財　務　諸　表　様　式

［様式第１・様式第２　同左］

様式第３

固　定　資　産　帰　属　明　細　表

（単位　円）

［表　別紙一　挿入］

㈱

［同左］

様式第３の２

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位　円）

［表　別紙四　挿入］

(注)

［１・２　略］

様式第４

設備区分別費用明細表

（単位　円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	［略］	信号網設備	専用加入者線装置モジュール	［略］	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	［略］	合計
営業費											
うち貸倒損失											
運用費											
施設保全費											
共通費											
管理費											
試験研究費及び研究費償却											
減価償却費											

様式第３の２

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位　円）

［表　別紙三　挿入］

(注)

［１・２　同左］

様式第４

設備区分別費用明細表

（単位　円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	［同左］	信号網設備	番号案内データベース及び番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	［同左］	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	［同左］	合計
営業費												
うち貸倒損失												
運用費												
施設保全費												
共通費												
管理費												
試験研究費及び研究費償却												
減価償却費												

固定資産除却費										
うち除却損										
通信設備使用料										
租税公課										
合計										

			置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送する機能に限る。）
［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
十及び十一　削除			
［略］	［略］	［略］	［略］
備考 ［一・二　略］			
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

			置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。）
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十　番号案内機能	電気通信番号の案内を行う機能	番号案内データベース及び番号案内装置	
十一　削除			
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
備考 ［一・二　同上］			

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第三条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（次項及び次条第一項において「新規則」という。）の規定の例により、接続約款（電気通信事業法（次項において「法」という。）第三十三条第二項の接続約款をいう。）について、同項の認可の申請をすることができる。

２　総務大臣は、前項の規定により法第三十三条第二項の規定による認可の申請があった場合には、施行日前においても、新規則の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた接続約款は、施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

（経過措置）

第三条　前条第一項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日が施行日以後となるときは、当該申請をした電気通信事業者がこの省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

２　第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同令第六条第一項の接続会計財務諸表、接続会計報告書及び接続会計整理手順書について適用する。

［別紙一］

	取得価額	公衆電話機械設備 償却累計額	帳簿価額	取得価額	市内機械設備 償却累計額	帳簿価額	取得価額	市外機械設備 償却累計額	帳簿価額	取得価額	電報機械設備 償却累計額	帳簿価額
第一種指定設備管理部門計												
一般第一種指定設備												
特別第一種指定設備												
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）												
主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）												
端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）												
主配線盤（光信号の伝送に係るもの）												
公衆電話設備												
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）												
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）												
端末主として音声伝送役務の提供に用いられる端末系交換設備又は中継系交換設備（端末主として音声伝送役務の提供に用いられる端末系伝送路）												
端末主としてデータ伝送役務の提供に用いられる端末系交換設備又は中継系交換設備（端末主としてデータ伝送役務の提供に用いられる端末系伝送路）												
うち通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの												
中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）												
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）												
信号網設備												
番号案内データベース及び番号案内設備												
専用加入者線装置モジュール												
うち光信号電気信号変換機能に係るもの												
専用線ノード装置												
専用加入者線装置モジュール（専用線ノード装置伝送路												
専用線ノード装置（専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路												
（何）												
うち光信号中継伝送機能に係るもの												
第一種指定設備利用部門計												
指定外電気通信設備												
（何）												
サービス活動												
合計												

| 機械設備 | | |

海底線設備	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
建物	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
構築物	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
機械及び装置	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
車両及び船舶	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
工具、器具及び備品	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
休止設備	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
土地	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
建設仮勘定	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
無形固定資産	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
設備区分ごとの固定資産合計	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額

［別紙二］

	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
				公衆電話機械設備			市内機械設備		
第一種指定設備管理部門計									
一般第一種指定設備									
特別第一種指定設備									
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）									
主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）									
端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）									
主配線盤（光信号の伝送に係るもの）									
公衆電話設備									
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）									
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）									
端末系交換設備（主として音声伝送端末系役務又は中継系交換設備に用いられるもの）の伝送路									
端末系交換設備（主としてデータ伝送端末系役務又は中継系交換設備に用いられるもの）の伝送路									
うち通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの									
中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）									
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）									
信号網設備									
専用加入者線装置モジュール									
うち光信号電気信号変換機能に係るもの									
専用線ノード装置									
専用加入者線装置モジュール専用線ノード装置伝送路									
専用線ノード装置専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路									
（何）									
うち光信号中継伝送機能に係るもの									
第一種指定設備利用部門計									
指定外電気通信設備									
（何）									
サービス活動									
合計									

	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
	市外機械設備			電報機械設備		
第一種指定設備管理部門計						
一般第一種指定設備						
特別第一種指定設備						
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）						
主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）						
端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）						
主配線盤（光信号の伝送に係るもの）						
公衆電話設備						
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）						
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）						
端末系交換設備（主として音声伝送端末系役務又は中継系交換設備に用いられるもの）の伝送路						
端末系交換設備（主としてデータ伝送端末系役務又は中継系交換設備に用いられるもの）の伝送路						
うち通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの						
中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）						
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）						
信号網設備						
専用加入者線装置モジュール						
うち光信号電気信号変換機能に係るもの						
専用線ノード装置						
専用加入者線装置モジュール専用線ノード装置伝送路						
専用線ノード装置専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路						
（何）						
うち光信号中継伝送機能に係るもの						
第一種指定設備利用部門計						
指定外電気通信設備						
（何）						
サービス活動						
合計						

| | 機械設備 | | |

海底線設備	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	建物	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	構築物	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	機械及び装置	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	車両及び船舶	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	工具、器具及び備品	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	休止設備	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	土地	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	建設仮勘定	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	無形固定資産	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	設備区分ごとの固定資産合計	減価償却累計額	帳簿価額

［別紙三］

| 合計 | | |

［別紙四］

一般第一種指定設備計	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
一般収容ルータ一種指定収容先パケットタット識別機能に係るもの及び。（			
一般第一種指定中継ルータ			
一般第一種指定県間中継ルータ			
一般第一種指定ワイヤレス固定電話用収容ルータ			
一般第一種指定ワイヤレス固定電話用制御等設備			
ＳＩＰサーバ			
セッションボーダコントローラ			
ＥＮＵＭサーバ			
ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ			
ゲートウェイルータ			
メディアゲートウェイ			
一般収容一種ルータ指定収容先パケットタット識別機能に係るもの及び。（			
網終端装置（ＩＰ－ＶＰＮサービスに係るもの）			
網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）			
中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）			
ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）			
伝送路			
（何）			
合計			

［略］

［略］

電力設備	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額
［略］			

○法務省令第一号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年一月十五日

法務大臣　平口　洋

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第二条第一項第一号ハの法務省令で定める電子決定書）

第二条　法第二条第一項第一号ハの法務省令で定める電子決定書は、次に掲げる裁判に係るものとする。

一　上告を却下する上告裁判所の決定

二　上告を棄却する決定

三　上告審として事件を受理しない旨の決定

四　次に掲げる裁判の更正決定

イ　判決

ロ　この条に規定する裁判

五　前号の更正決定を変更する決定

（法第二条第一項第三号の法務省令で定める者）

第三条　法第二条第一項第三号の法務省令で定める者は、次のとおりとする。

一　当該保有民事裁判情報に係る事件に関与した者であって、次に掲げるもの

イ　訴訟代理人のうち委任を受けたもの（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。）

ロ　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第一条の規定により国を代表する者及び同法第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定による指定を受けた者

二　前号に掲げるもののほか、法第二条第一項第三号に規定する措置を講じなくても個人の権利を害するおそれが少ないことが当該民事裁判情報から明らかである者

（民事裁判関連情報）

第四条　法第二条第一項第四号の法務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

一　当該民事裁判情報を他の民事裁判情報と区別して識別するために用いる符号その他の情報

二　判決又は決定の別その他の当該民事裁判情報に係る裁判の方式を示す情報

三　原裁判、更正決定により更正された裁判、再審により取り消された裁判その他の当該民事裁判情報に関連する裁判を特定するに足りる情報

四　当該民事裁判情報に係る裁判をした裁判官の所属する裁判所及び部を特定するに足りる情報

五　当該民事裁判情報に係る事件の類型（知的財産に関する訴えに係る事件、労働契約に関する訴えに係る事件、交通事故に基づく損害賠償の訴えに係る事件その他の類型をいう。）を示す情報

六　上訴があった旨の情報

（指定の申請）

第五条　法第五条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　民事裁判情報管理提供業務を行おうとする事務所の所在地

三　民事裁判情報管理提供業務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

四　役員の氏名及び略歴を記載した書類

五　組織及び運営に関する事項を記載した書類

六　現に行っている業務の概要を記載した書類

七　民事裁判情報管理提供業務の実施に関する計画を記載した書類

八　役員が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類

九　その他参考となる事項を記載した書類

3　前項第七号に掲げる書類は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　法第八条第二項各号に掲げる事項

二　民事裁判情報管理提供業務に関する事業計画及び収支予算に係る事項

4　法務大臣は、第一項の申請書及び第二項各号に掲げる書類のほか、指定を受けようとする法人が法第五条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（指定法人の名称等の変更の届出）

第六条　指定法人は、法第五条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

一　変更後の名称又は主たる事務所の所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（役員の選任又は解任の届出）

第七条　指定法人は、法第五条第五項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を法務大臣に提出しなければならない。

一　選任又は解任に係る役員の氏名

二　選任又は解任の年月日

三　選任又は解任の理由

四　選任の届出の場合にあっては、選任に係る役員の略歴

2　前項の届出書には、選任の届出の場合にあっては、選任された者が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を誓約する書類を添付しなければならない。

（仮名加工民事裁判情報を提供する方法）

第八条　法第六条第一項第二号の法務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（業務規程）

第九条　指定法人は、法第八条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程を添えて法務大臣に提出しなければならない。

2　指定法人は、法第八条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

3　法第八条第二項第六号の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　民事裁判情報管理提供業務を行う時間及び休日に関する事項

二　民事裁判情報管理提供業務を行う事務所の所在地

三　民事裁判情報管理提供業務の実施に係る組織、運営その他の体制に関する事項

四　保有民事裁判情報等の保存期間に関する事項

五　法第六条第一項第四号に規定する附帯する業務に関する事項

六　保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止に関する事項

七　保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損が生じた場合の措置に関する事項

八　民事裁判情報管理提供業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

九　その他民事裁判情報管理提供業務の実施に関し必要な事項

（苦情の処理）

第十条　指定法人は、仮名加工民事裁判情報の取扱いについて次に掲げる内容の苦情の申出があった場合には、当該苦情の処理のために必要な事項を調査し、改善が必要であると認めるときは、所要の措置をとらなければならない。

一　当該仮名加工民事裁判情報の内容が当該仮名加工民事裁判情報に係る電子判決書等（法第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録をいう。）の内容と相違すること。

二　当該仮名加工民事裁判情報が法第十三条第一項及び業務規程の定めるところにより作成されていないこと。

三　当該仮名加工民事裁判情報に含まれる情報の流通によって個人の権利利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること。

2　指定法人は、前項の場合又は業務規程の定めに基づく苦情の処理を行う場合において、必要があると認めるときは、当該仮名加工民事裁判情報を保有民事裁判情報その他の情報と照合することができる。

（事業計画等）

第十一条　指定法人は、法第九条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて法務大臣に提出しなければならない。

一　事業計画書

二　収支予算書

三　前事業年度の予定貸借対照表

四　当該事業年度の予定貸借対照表

五　前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2　指定法人は、法第九条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（情報提供契約の拒絶）

第十二条　法第十条第一項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　情報提供契約の申込者が、業務規程に定められた法第八条第二項第二号に規定する事項を当該情報提供契約の内容とすることに同意しないこと。

二　情報提供契約の申込者が情報提供契約を締結していたことがある者である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない民事裁判情報管理提供業務に関する料金があること。

三　情報提供契約の申込者が、業務規程で定める料金の支払方法によって、当該料金を支払うことができないこと、又は当該料金を支払う資力を有することについて合理的な疑いが認められること。

四　情報提供契約の申込者が、法第十条第二項又は次条に規定する正当な理由により情報提供契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。

（情報提供契約の解除）

第十三条　法第十条第二項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　情報提供契約を締結した者が支払期限後二月以内に民事裁判情報管理提供業務に関する料金を支払わなかったこと。

二　業務規程に定められた法第八条第二項第二号に規定する事項が変更された場合において、情報提供契約を締結した者が変更後の当該事項を当該情報提供契約の内容とすることに同意しないこと。

（業務の休廃止）

第十四条　指定法人は、法第十一条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする民事裁判情報管理提供業務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（仮名加工民事裁判情報の作成の方法に関する基準）

第十五条　法第十三条第一項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　保有民事裁判情報に含まれる特定の個人に関する情報であって次に掲げるものの全部又は一部を削除すること（当該情報を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）。

イ　氏名

ロ　生年月日

ハ　住所

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、特定の個人を識別することができる情報

二　保有民事裁判情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）。

三　保有民事裁判情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生ずるおそれがある情報の全部又は一部を削除すること（当該情報を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）。

（業務の一部委託等）

第十六条　指定法人は、法第十四条第一項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

一　受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　委託しようとする業務の内容及び範囲

三　委託の期間

四　委託を必要とする理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　受託者が個人である場合には、住民票の抄本又はこれに代わる書類

二　受託者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三　業務の委託契約書の写し

四　受託者（受託者が法人である場合にあっては、その役員。以下この号において同じ。）が法第五条第一項第五号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該受託者が誓約する書類

五　受託者において保有民事裁判情報等の適切な安全管理のために必要な措置が講じられていることを示す書類

3　法務大臣は、指定法人に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　法務大臣は、第一項の申請書の提出があった場合において、その業務の委託が民事裁判情報管理提供業務を行うために必要であり、かつ、受託者がその業務を適正かつ確実に行うことができるものであると認められるときは、これを承認するものとする。

5　前各項の規定は、指定法人が法第十四条第二項後段の承認を受けようとする場合について準用する。

（帳簿）

第十七条　指定法人は、法第十五条の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間保存しなければならない。

2　法第十五条の法務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　最高裁判所から提供を受けた民事裁判情報の件数

二　作成した仮名加工民事裁判情報の件数

三　情報提供契約に基づき仮名加工民事裁判情報を提供した相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該相手方に提供した仮名加工民事裁判情報の件数

四　受け付けた苦情の件数

五　前号の苦情の内容及び当該苦情の処理のために講じた措置

六　民事裁判情報管理提供業務に関する収入及び支出

（身分を示す証明書）

第十八条　法第十七条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

（民事裁判情報管理提供業務の引継ぎ等）

第十九条　法第十八条第一項の規定による指定の取消しに係る法人は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　法務大臣が新たに指定する指定法人に民事裁判情報管理提供業務を引き継ぐこと。

二　法務大臣が新たに指定する指定法人に保有民事裁判情報等を民事裁判情報管理提供業務に関する帳簿、書類及び資料とともに引き継ぐこと。

三　前二号に掲げる事項を行った後、遅滞なく保有民事裁判情報等を消去すること。

四　その他法務大臣が必要と認める事項

附　則

この省令は、令和八年一月十五日から施行する。ただし、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

別記様式（第１８条関係）

表　面

第　　号

身　分　証　明　書

写　真	官　職 氏　名 生年月日

上記の者は、民事裁判情報の活用の促進に関する法律第１７条第１項に規定する立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　　月　　日

（　　年　　月　　日まで有効）

法　務　大　臣　　印

裏　面

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）抜粋

（報告及び検査）

第十七条　法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三・二　（略）

三　第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（令和八年法務省令第一号）抜粋

（身分を示す証明書）

第十八条　法第十七条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

注．用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ列８番（６４×９１㎜）とすること。

○厚生労働省令第二号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条の三第一項、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第四号ただし書及び第五号ただし書並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第一条第一項、第四条第二項及び第三項、第四条の三第一項、第四条の五第一項、第五条第一項第一号ロ(2)、第三項、第五項第三号ニ及び第八項、第九条第八項並びに第十一条の二第三項第一号、第四項第一号イ(1)、第二号ロ(1)及び(2)、第五項第一号イ及びロ並びに第六項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二十九条の七第五項第四号ただし書及び第五号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法） **第三十二条の十の二**　令第二十九条の七第五項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第五号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額（以下この条において「補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。 2　前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を子ども・子育て支援納付金賦課限度額として計算した子ども・子育て支援納付金賦課額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ令第二十九条の七第五項第一号の子ども・子育て支援納付金賦課総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。 （令第二十九条の七第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合） **第三十二条の十の三**　令第二十九条の七第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合 二　（略）	（新設）
（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正） **第二条**　国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。	（傍線部分は改正部分）
改正後	改正前
（普通調整交付金の額の算定） **第三条**　普通調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一～三　（略）	（普通調整交付金の額の算定） **第三条**　普通調整交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 一～三　（略）

四　次条第一項第四号の規定により算定した当該都道府県の調整対象需要額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象需要額」という。）から第五条第一項第四号の規定により算定した当該都道府県の調整対象収入額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、子ども・子育て支援納付金調整対象収入額が子ども・子育て支援納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。）

（調整対象需要額の算定方法）

第四条　調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三　（略）

四　子ども・子育て支援納付金調整対象需要額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金の納付に要した費用の額

ロ　(1)に掲げる額から当該年度における当該都道府県内の各市町村の(2)に掲げる額の総額を控除した額の百分の四十一に相当する額

(1)　イに掲げる額

(2)　当該年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額（地方税法第七百三条の四第二項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金課税額を含む。以下同じ。）に係る額に限る。ハ(1)及び第七条第一項第四号ハ(1)において「子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金」という。）の二分の一に相当する額

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金に相当する額の総額

(2)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第四号ハ(2)において同じ。）に相当する額の総額

(3)　当該年度における当該都道府県内の各市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金（施行令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額に係る部分に限る。第七条第一項第四号ハ(3)において同じ。）に相当する額の総額

2～8　（略）

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三　（略）

四　子ども・子育て支援納付金調整対象収入額　次に掲げる額の合算額

イ　別に定める額に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち施行令第二十九条の七第五項第三号に規定する被保険者（以下「十八歳以上被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

（新設）

（調整対象需要額の算定方法）

第四条　調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三　（略）

（新設）

2～8　（略）

（調整対象収入額の算定方法）

第五条　調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三　（略）

（新設）

ロ　別に定める率に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2～4　（略）

5　別に定める額に賦課期日にその世帯に属する十八歳以上被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に別に定める率を乗じて得た額との合計額が施行令第二十九条の七第五項第十号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を超える世帯があるときは、第一項第四号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（施行令第二十九条の七第五項第十号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額）－別に定める額×（賦課期日に当該世帯に属する十八歳以上被保険者の数）

別に定める率

（特別調整交付金の額）

第六条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一　次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合

当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ　（略）

ロ　施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下このロにおいて「特例対象被保険者等」という。）の保険料を減額する場合

(1)及び(2)に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）並びに(3)及び(4)に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）の合算額から、当該年度の前年度における法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、特例対象被保険者等の属する世帯（同年度の賦課期日において、施行令第二十九条の七第六項第六号及び第七号又は地方税法第七百三条の五第二項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下このロにおいて「減額対象者」という。）に係る額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額並びに当該年度の前年度における法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、特例対象被保険者等の属する世帯（同年度の賦課期日において、施行令第二十九条の七第六項第八号及び第九号又は同法第七百三条の五第三項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下このロにおいて「出産減額対象者」という。）に係る額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、出産減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（零未満の場合は零とする。）

2～4　（略）

（新設）

（特別調整交付金の額）

第六条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第四条第三項に掲げる事由に基づき交付する特別調整交付金は、次に掲げる額の合算額とする。

一　次のイからヲまでに掲げる場合に該当する当該都道府県内の市町村がある場合

当該各市町村における当該イからヲまでにそれぞれ定める額の合算額の総額

イ　（略）

ロ　施行令第二十九条の七の二第二項又は地方税法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下このロにおいて「特例対象被保険者等」という。）の保険料を減額する場合

(1)及び(2)に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）並びに(3)及び(4)に掲げる額の合算額（零未満の場合は零とする。）の合算額から、当該年度の前年度における法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、特例対象被保険者等の属する世帯（同年度の賦課期日において、施行令第二十九条の七第五項第六号及び第七号又は地方税法第七百三条の五第二項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下このロにおいて「減額対象者」という。）に係る額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額並びに当該年度の前年度における法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、特例対象被保険者等の属する世帯（同年度の賦課期日において、施行令第二十九条の七第五項第八号及び第九号又は同法第七百三条の五第三項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下このロにおいて「出産減額対象者」という。）に係る額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、出産減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（零未満の場合は零とする。）

⑴　当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第六項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保険者（以下このロにおいて「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

⑵～⑷　（略）

ハ～ヲ　（略）

二　（略）

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～三　（略）

四　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　当該都道府県に係る第四条第一項第四号イに掲げる額に次の式により算定した数を乗じて得た額（第七項において「子ども・子育て支援納付金按分額」という。）

（当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数×当該市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数＋当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる数）

（１＋当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数）×（子ども・子育て支援納付金按分調整係数）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第四号ロ⑵に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　次に掲げる額の合算額

⑴　当該年度における当該市町村の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

⑴　当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保険者（以下このロにおいて「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

⑵～⑷　（略）

ハ～ヲ　（略）

二　（略）

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～三　（新設）

(2)　当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金に相当する額

(3)　当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額

2～6　（略）

7　第一項第四号イの子ども・子育て支援納付金按分調整係数は、当該都道府県内の全ての市町村に係る子ども・子育て支援納付金按分額の総額が第四条第一項第四号イに掲げる額と等しくなるような数とする。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第三条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事務費負担金の額の算定）	（事務費負担金の額の算定）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　国民健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。）の地区（事業の地区が二以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。）が次の各号の地域に該当する組合（次項に規定する組合を除く。）については、前項の基本額に、当該各号に定める加算額を加算する。	3　国民健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。）の地区（事業の地区が二以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。）が次の各号の地域に該当する組合（次項に規定する組合を除く。）については、前項の基本額に、当該各号に定める加算額を加算する。
一・二　（略）	一・二　（略）
4・5　（略）	4・5　（略）
（算定政令第四条の三第一項各号に規定する額の算定方法）	（算定政令第四条の三第一項各号に規定する額の算定方法）
第六条の三　算定政令第四条の三第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。	**第六条の三**　算定政令第四条の三第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。
一　算定政令第四条の三第一項第一号に規定する額　当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）において被保険者が属する世帯（当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第六項第一号から第五号までに定める基準（令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第六項第一号から第五号までに定める基準とする。）に従い同条第二項から第五項までの規定に基づき算定される被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）	一　算定政令第四条の三第一項第一号に規定する額　当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）において被保険者が属する世帯（当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第一号から第五号までに定める基準（令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた令第二十九条の七第五項第一号から第五号までに定める基準とする。）に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）
2～6　（略）	2～6　（略）
7　第一項第四号イの子ども・子育て支援納付金按分調整係数は、当該都道府県内の全ての市町村に係る子ども・子育て支援納付金按分額の総額が第四条第一項第四号イに掲げる額と等しくなるような数とする。	（新設）

二　算定政令第四条の三第一項第二号に規定する額　当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯（当該年度の十月三十一日までの間に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の五第一項に定める基準（同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。）に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）

（算定政令第四条の四第一項各号に規定する額の算定方法）

第六条の四　算定政令第四条の四第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一　算定政令第四条の四第一号に規定する額　当該年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第六項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項、第三項及び第五項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）

二　（略）

（算定政令第四条の五第一項各号に規定する額の算定方法）

第六条の五　算定政令第四条の五第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一　算定政令第四条の五第一項第一号に規定する額　当該年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第六項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第五項までの規定に基づき算定される所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）に七分の十二を乗じて得た額

二　算定政令第四条の五第一項第二号に規定する額　当該年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に地方税法第七百三条の五第三項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される所得割額並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）に七分の十二を乗じて得た額

二　算定政令第四条の三第一項第二号に規定する額　当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日において被保険者が属する世帯（当該年度の十月三十一日までの間に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の五第一項に定める基準（同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の国民健康保険税を減額する場合においては、同条第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。）に従い同法第七百三条の四の規定により算定される被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）

（算定政令第四条の四第一項各号に規定する額の算定方法）

第六条の四　算定政令第四条の四第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一　算定政令第四条の四第一号に規定する額　当該年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第六号及び第七号に定める基準に従い同条第二項及び第三項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の二第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）

二　（略）

（算定政令第四条の五第一項各号に規定する額の算定方法）

第六条の五　算定政令第四条の五第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一　算定政令第四条の五第一項第一号に規定する額　当該年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）に七分の十二を乗じて得た額

二　算定政令第四条の五第一項第二号に規定する額　当該年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に地方税法第七百三条の五第三項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）に七分の十二を乗じて得た額

（算定政令第四条の六第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法）

第六条の六　算定政令第四条の六第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

（略）	（略）
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第六項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び同条第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）につき算定した同条第六項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第六項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第六項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第二号ロ(1)の介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第六項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第二号ロ(2)の介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第六項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第二号ロ(3)の介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第六項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数

（算定政令第四条の六第一項各号の厚生労働省令で定める算定方法）

第六条の六　算定政令第四条の六第一項各号に掲げる被保険者、介護納付金賦課被保険者及び介護納付金課税被保険者の総数又は数の算定は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

（略）	（略）
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び同条第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）につき算定した同条第五項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第二号ロ(1)の介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第二号ロ(2)の介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数
算定政令第四条の六第一項第二号ロ(3)の介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月三十一日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数

（算定政令第五条第一項第一号ロ⑵に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条　（略）

２・３　（略）

４　算定政令第五条第一項第一号ロ⑵に規定する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものの数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者の数

５　（略）

（算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の四　算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

一　（略）

二　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　当該組合の後期高齢者支援金、流行初期医療確保拠出金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

ロ　（略）

三・四　（略）

（算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の五　算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条及び第十三条第二項において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十二までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

（算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ホに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の九　算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ホに規定する組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

（算定政令第五条第五項第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の十二　算定政令第五条第五項第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の組合特定被保険者の数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者の数

（組合普通調整補助金）

第十二条　算定政令第五条第八項の規定により各組合（同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～三　（略）

（算定政令第五条第一項第一号ロ⑵に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条　（略）

２・３　（略）

（新設）

４　（略）

（算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の四　算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

一　（略）

二　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　当該組合の後期高齢者支援金及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額

ロ　（略）

三・四　（略）

（算定政令第五条第四項第二号に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の五　算定政令第五条第四項第二号に規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条及び第十三条第二項において同じ。）を除く。第二号イ及び第七条の七から第七条の十一までにおいて同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

（算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ニに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の九　算定政令第五条第五項第二号ハ及び第三号ニに規定する組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

（新設）

（組合普通調整補助金）

第十二条　算定政令第五条第八項の規定により各組合（同条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～三　（略）

四　次条第一項第四号の規定により算定した当該組合の調整対象需要額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象需要額」という。）から第十四条第四号の規定により算定した当該組合の調整対象収入額（以下「子ども・子育て支援納付金調整対象収入額」という。）を控除した額（ただし、子ども・子育て支援納付金調整対象収入額が子ども・子育て支援納付金調整対象需要額を超える場合は、零とする。）

２　（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条　組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三　（略）

四　子ども・子育て支援納付金調整対象需要額　イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

ロ　次項第四号の規定により算定した療養給付費等補助見込額

２　次の各号に掲げる前項第一号ニ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロに掲げる療養給付費等補助見込額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

一　前項第一号ニの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（以下この項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）及びハに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、ハに掲げる額からニに掲げる額を控除した額）の合算額にホに掲げる割合を乗じて得た額、ヘに掲げる額にトに掲げる割合を乗じて得た額、チに掲げる額にリに掲げる割合を乗じて得た額、ヌに掲げる額に千分の百三十を乗じて得た額並びにルに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ルに掲げる額からヲに掲げる額を控除した額）にワに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ～ヲ　（略）

ワ　算定政令第五条第五項第三号へに掲げる割合

二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ～ヘ　（略）

三　（略）

四　前項第四号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額にホに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第四号イに掲げる額から特定納付費用見込額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額を控除した額

（新設）

２　（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条　組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三　（略）

（新設）

２　次の各号に掲げる前項第一号ニ、第二号ロ及び第三号ロに掲げる療養給付費等補助見込額は、それぞれ次の各号に定める額とする。

一　前項第一号ニの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（以下この項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）及びハに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、ハに掲げる額からニに掲げる額を控除した額）の合算額にホに掲げる割合を乗じて得た額、ヘに掲げる額にトに掲げる割合を乗じて得た額、チに掲げる額にリに掲げる割合を乗じて得た額、ヌに掲げる額に千分の百三十を乗じて得た額並びにルに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ルに掲げる額からヲに掲げる額を控除した額）にワに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ～ヲ　（略）

ワ　算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合

二　前項第二号ロの療養給付費等補助見込額　イに掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額及びニに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、ニに掲げる額からホに掲げる額を控除した額）にヘに掲げる割合を乗じて得た額の合算額

イ　前項第二号イに掲げる額から特定納付費用見込額（前期高齢者納付金の納付に要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から給付費割合を控除した割合を乗じて得た額を合算した額）を控除した額

ロ～ヘ　（略）

三　（略）

（新設）

ロ　当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の見込額

ハ　第一号ホに掲げる割合

ニ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号二に規定する額の見込額

ホ　第一号ワに掲げる割合

3　（略）

4　第二項の特定納付費用見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金、流行初期医療確保拠出金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額）とする。

5～10　（略）

（組合調整対象収入額）

第十四条　組合調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三　（略）

四　子ども・子育て支援納付金調整対象収入額　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　別に定める額に当該組合の平均組合被保険者見込数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　別に定める率に当該組合の当該年度の五月一日における被保険者に係る前年度所得見込額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

（国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令の一部改正）

第四条　国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一般納付金基礎額調整係数の算定方法）	（一般納付金基礎額調整係数の算定方法）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項第二号ロの一般納付金標準収納割合（第二十七条第八項において「一般納付金標準収納割合」という。）は、当該市町村において賦課される保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により課税する国民健康保険税を含む。以下同じ。）（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。以下この項、第二十七条第八項及び第三十一条第六項において同じ。）の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準とする。	3　第一項第二号ロの一般納付金標準収納割合（第二十七条第八項において「一般納付金標準収納割合」という。）は、当該市町村において賦課される保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により課税する国民健康保険税を含む。以下同じ。）（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。以下この項、第二十七条第八項及び第三十一条第六項において同じ。）の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準とする。

（都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定方法）

第二十五条の二　算定政令第十一条の二第三項第一号に規定する当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一　当該都道府県に係る被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二　当該都道府県に係る被保険者の数

（市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定方法）

第二十五条の三　前条の規定は、算定政令第十一条の二第四項第一号イ(1)に規定する当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額の算定について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

（市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定方法）

第二十五条の四　算定政令第十一条の二第四項第二号ロ(1)に規定する当該年度における当該市町村に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一　当該市町村に係る被保険者の固定資産税額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二　当該市町村に係る被保険者の数

（都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定方法）

第二十五条の五　前条の規定は、算定政令第十一条の二第四項第二号ロ(2)に規定する当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額の算定について準用する。この場合において、前条中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。

（市町村に係る十八歳以上被保険者の見込数の算定方法）

第二十五条の六　算定政令第十一条の二第五項第一号イに規定する当該年度における当該市町村に係る十八歳以上被保険者（令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。）の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該市町村に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

（都道府県に係る十八歳以上被保険者の見込数の算定方法）

第二十五条の七　算定政令第十一条の二第五項第一号ロに規定する当該年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

（子ども・子育て支援納付金基礎額調整係数の算定方法）

第二十五条の八　算定政令第十一条の二第六項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数は、当該都道府県に係る次の各号のいずれかに掲げる数であって当該都道府県の知事が定める数とする。

一　イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数

イ　子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額（算定政令第十一条の二第一項第一号の子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額をいう。次項において同じ。）

ロ　当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る調整前子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の総額

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二　イに掲げる額を口に掲げる額で除して得た数
イ　前号イに掲げる額
ロ　当該年度における当該都道府県内の各市町村について当該市町村に係る調整前子ども・子育て支援納付金納付金基礎額に当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合を乗じて得た額の総額

2　前項第一号ロ及び第二号ロの調整前子ども・子育て支援納付金納付金基礎額は、子ども・子育て支援納付金納付金算定基礎額に当該市町村に係る算定政令第十一条の二第一項第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

3　第一項第二号ロの子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合（第二十九条の二第九項において「子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合」という。）は、当該市町村において賦課される保険料（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料に限る。以下この項、第二十九条の二第九項及び第三十三条の二第七項において同じ。）の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準とする。

（算定政令第二十一条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第二十五条の九　（略）

（市町村標準保険料率）

第二十六条　法第八十二条の三第一項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条において「市町村標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率（子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額を基礎として算定される市町村標準保険料率をいう。以下同じ。）

（基礎市町村標準保険料率）

第二十七条　（略）

2　前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一　次に掲げる額の合算額
イ・ロ　（略）
ハ　算定政令第八条第五号の市町村別納付金加算額
ニ～ト　（略）
チ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。）の額

二　次に掲げる額の合算額
イ・ロ　（略）
ハ　算定政令第八条第六号の市町村別納付金減算額
ニ　（略）

3～15　（略）

（算定政令第二十一条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める場合）

第二十五条の二　（略）

（市町村標準保険料率）

第二十六条　法第八十二条の三第一項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条において「市町村標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（新設）

（基礎市町村標準保険料率）

第二十七条　（略）

2　前条第一号の基礎市町村標準算定基礎額（以下この条において「基礎市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一　次に掲げる額の合算額
イ・ロ　（略）
ハ　算定政令第八条第四号の市町村別納付金加算額
ニ～ト　（略）
チ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号二において同じ。）の額

二　次に掲げる額の合算額
イ・ロ　（略）
ハ　算定政令第八条第五号の市町村別納付金減算額
ニ　（略）

3～15　（略）

（子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率）

第二十九条の二　子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額、子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額、子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額

二　子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額

三　子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額

2　第二十六条第四号の子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額（以下この条において「子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額」という。）は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料収納割合で除して得た額を基準とする。

一　算定政令第八条第四号の子ども・子育て支援納付金基礎額

二　次に掲げる額の合算額

イ　法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（国民健康保険事業費納付金（当該市町村が属する都道府県による子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の納付に要する費用に係る部分に限る。）の額

ロ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

3　子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額は、子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額、子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額、子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額及び子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額の合算額とする。

4　第一項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　前項の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額（第十項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額」という。）

二　算定政令第十一条の二第四項第一号イに掲げる額

5　第一項第一号の子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割率は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　第三項の子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額（第十一項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額」という。）

二　算定政令第十一条の二第四項第二号ロ⑴に掲げる額

6　第一項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　第三項の子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額（第十二項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額」という。）

二　算定政令第十一条の二第四項第一号イ⑵に掲げる数

（新設）

7　第一項各号の子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割総額（第十三項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割総額」という。）

二　算定政令第十一条の二第五項第一号イに掲げる数

8　第一項第一号及び第二号の子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割額は、各市町村につき、当該年度における当該市町村に係る第一号に掲げる額を同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　第三項の子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額（第十四項において「子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額」という。）

二　算定政令第十一条の二第五項第二号ロ⑴に掲げる数

9　第二項の子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料収納割合は、各市町村につき、当該市町村において賦課される保険料の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合の標準的な水準（算定政令第十一条の二第六項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数を第二十五条の八第一項第二号に掲げる数とする場合にあっては、子ども・子育て支援納付金納付金標準収納割合と同じ値）とする。

10　子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割総額は、各市町村につき、当該年度における第一号に掲げる額を同年度における第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第三号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一　当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準算定基礎額

二　イに掲げる数にロに掲げる率を乗じて得た率にハに掲げる率を加えた率

イ　当該市町村が属する都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得係数

ロ　次に掲げる率を合算した率

⑴　算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる率に当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を乗じて得た率

⑵　算定政令第十一条の二第四項第二号ロ⑴に掲げる額を同号ロ⑵に掲げる額で除して得た率に一から⑴の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数を控除した数を乗じて得た率

ハ　次に掲げる率を合算した率

⑴　算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる率に当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指数を乗じて得た率

⑵　算定政令第十一条の二第五項第二号ロ⑴に掲げる数を同号ロ⑵に掲げる数で除して得た率に一から⑴の子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指数を控除した数を乗じて得た率

三　イに掲げる数にロに掲げる数を乗じて得た数にハに掲げる率を乗じて得た数

イ　前号イに掲げる数

ロ　前号ロ⑴の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数

ハ　算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる率

子ども・子育て支援納付金市町村標準資産割総額は、各市町村につき、当該年度における前項第一号に掲げる額を同年度における同項第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第一号及び第二号に掲げる数並びに第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　前項第二号イに掲げる数

二　一から前項第三号ロに掲げる数を控除した数

三　算定政令第十一条の二第四項第二号ロ(1)に掲げる額を同号ロ(2)に掲げる額で除して得た率

子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割総額は、各市町村につき、当該年度における第十項第一号に掲げる額を同年度における同項第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第一号に掲げる数及び同年度における第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　第十項第二号ハ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指数

二　算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる率

子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳以上均等割総額は、各市町村につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額

二　当該年度における当該市町村に係る十八歳未満被保険者（令第二十九条の七第六項第十号に規定する十八歳未満被保険者をいう。次号、第三十三条の二第十項第二号及び第三号並びに第十四項において同じ。）の見込数

三　当該年度における当該市町村に係る十八歳未満被保険者が属する世帯に係る当該年度分の被保険者均等割額（当該十八歳未満被保険者につき令第二十九条の七第五項第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額に限る。）について同条第六項第一号から第九号までに規定する基準に従い減額することとなる見込額の総額

子ども・子育て支援納付金市町村標準平等割総額は、各市町村につき、当該年度における第十項第一号に掲げる額を同年度における同項第二号に掲げる率で除して得た額に同年度における第一号に掲げる数及び同年度における第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　一から第十二項第一号に掲げる数を控除した数

二　算定政令第十一条の二第五項第二号ロ(1)に掲げる数を同号ロ(2)に掲げる数で除して得た率

第十項第二号イの子ども・子育て支援納付金市町村標準所得係数は、算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

第十項第二号ロ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割指数は、零を超え、かつ、一以下の数（子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率を第一項第二号又は第三号に掲げるものとする場合にあっては一）とする。

第十項第二号ハ(1)の子ども・子育て支援納付金市町村標準被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一以下の数（子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率を第一項第三号に掲げるものとする場合にあっては一）とする。

（都道府県標準保険料率）

第三十条　法第八十二条の三第二項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条第一項において「都道府県標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（都道府県標準保険料率）

第三十条　法第八十二条の三第二項の規定により毎年度都道府県が算定する当該都道府県内の全ての市町村の保険料率の標準的な水準を表す数値（以下この条及び第三十四条第一項において「都道府県標準保険料率」という。）は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料率（子ども・子育て支援納付金都道府県標準算定基礎額を基礎として算定される都道府県標準保険料率をいう。以下同じ。）

（基礎都道府県標準保険料率）

第三十一条　（略）

2　前条第一号の基礎都道府県標準算定基礎額（以下この条において「基礎都道府県標準算定基礎額」という。）は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ・ロ　（略）

ハ　算定政令第八条第五号の市町村別納付金加算額

ニ～ト　（略）

チ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号ニにおいて同じ。）の額

二　次に掲げる額の合算額

イ・ロ　（略）

ハ　算定政令第八条第六号の市町村別納付金減算額

ニ　（略）

3～11　（略）

（介護納付金都道府県標準保険料率）

第三十三条　（略）

2～6　（略）

7　介護納付金都道府県標準所得割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を第三号に掲げる数で除して得た額とする。

一～三　（略）

8　介護納付金都道府県標準均等割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一・二　（略）

9～11　（略）

（子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料率）

第三十三条の二　子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料率は、子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得割率、子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割額及び子ども・子育て支援納付金都道府県標準十八歳以上均等割額とする。

2　第三十条第四号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準算定基礎額（以下この条において「子ども・子育て支援納付金都道府県標準算定基礎額」という。）は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一　算定政令第八条第四号の子ども・子育て支援納付金基礎額

（新設）

（基礎都道府県標準保険料率）

第三十一条　（略）

2　前条第一号の基礎都道府県標準算定基礎額（以下この条において「基礎都道府県標準算定基礎額」という。）は、各都道府県につき、当該年度における当該都道府県内の各市町村に係る第一号に掲げる額の見込額から同年度における当該市町村に係る第二号に掲げる額の見込額を控除した額を当該市町村に係る基礎都道府県標準保険料収納割合で除して得た額の総額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ・ロ　（略）

ハ　算定政令第八条第四号の市町村別納付金加算額

ニ～ト　（略）

チ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県による後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。次号ニにおいて同じ。）の額

二　次に掲げる額の合算額

イ・ロ　（略）

ハ　算定政令第八条第五号の市町村別納付金減算額

ニ　（略）

3～11　（略）

（介護納付金都道府県標準保険料率）

第三十三条　（略）

2～6　（略）

7　介護納付金都道府県標準保険料所得割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を第三号に掲げる数で除して得た額とする。

一～三　（略）

8　介護納付金都道府県標準保険料均等割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一・二　（略）

9～11　（略）

（新設）

二　次に掲げる額の合算額

イ　法第七十二条の四第一項の規定による繰入金（令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額に係る部分に限る。）の額

ロ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金（当該市町村が属する都道府県による子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

3　子ども・子育て支援納付金都道府県標準算定基礎額は、子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得割総額及び子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割総額の合算額とする。

4　第一項の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得割率は、各都道府県につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　当該年度における当該都道府県に係る前項の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得割総額（第八項において「子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得割総額」という。）

二　イに掲げる額にロに掲げる数を乗じて得た額

イ　当該年度における当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額

ロ　当該年度における当該都道府県に係る被保険者の見込数

5　第一項の子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割額は、各都道府県につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　当該年度における当該都道府県に係る第三項の子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割総額（第九項において「子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割総額」という。）

二　前項第二号ロに掲げる数

6　第一項の子ども・子育て支援納付金都道府県標準十八歳以上均等割額は、各都道府県につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　当該年度における当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金都道府県標準十八歳以上均等割総額（第十項において「子ども・子育て支援納付金都道府県標準十八歳以上均等割総額」という。）

二　当該年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の見込数

7　第二項の子ども・子育て支援納付金都道府県標準保険料収納割合は、各市町村につき、当該市町村において賦課される保険料の総額に対する当該市町村において収納される保険料の総額の割合として標準的な水準とする。

8　子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を第三号に掲げる数で除して得た額とする。

一　当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金都道府県標準算定基礎額

二　当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数

三　前号に掲げる数に一を加えた数

9　子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一　当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金都道府県標準算定基礎額

二　当該都道府県に係る子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数に一を加えた数

10　子ども・子育て支援納付金都道府県標準十八歳以上均等割総額は、各都道府県につき、当該年度における第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額から第三号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　子ども・子育て支援納付金都道府県標準均等割額

二　当該年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者の見込数

三　当該年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者が属する世帯に係る当該年度分の被保険者均等割額（当該十八歳未満被保険者につき令第二十九条の七第五項第六号の規定に基づき算定される被保険者均等割額に限る。）について同条第六項第一号から第九号までに規定する基準に従い減額することとなる見込額の総額

11　第四項第二号イの当該都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額を三で除して得た額を基準として算定される額とする。

一　当該都道府県に係る被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額及びその分布状況を勘案して算定される額

二　当該都道府県に係る被保険者の数

12　第四項第二号ロの被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

13　第六項第二号の十八歳以上被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

14　第十項第二号の十八歳未満被保険者の見込数は、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における当該都道府県に係る十八歳未満被保険者の数等を勘案して算定される数とする。

15　第八項第二号及び第九項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数は、第四項第二号イに掲げる額を算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額で除して得た数とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　令和八年度における国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第四条の規定の適用については、第一項第四号イ中「一月一日」とあるのは「四月一日」と、同号ロ中「⑵に掲げる額の総額を控除した額」とあるのは「⑵に掲げる額の総額を控除した額の十二分の九に相当する額」と、同号ハ中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「次に掲げる額の合算額の十二分の九に相当する額」とし、第五条の規定の適用については、第一項第四号中「次に掲げる額の合算額」とあるのは「次に掲げる額の合算額の十二分の九に相当する額」とする。

（国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　令和八年度における国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（以下「交付金等省令」という。）第二十五条の二及び第三十三条の二第十一項の規定の適用については、第二十五条の二各号列記以外の部分中「第一号」とあるのは「第三十一条第九項第一号」と、「第二号に掲げる額」とあるのは「第四条第一号に掲げる額」と、「第二号」とあるのは「同条第二号」と、第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「第一号」とあるのは「第三十一条第九項第一号」と、「第二号に掲げる数」とあるのは「同項第二号に掲げる数」とする。

2　令和九年度における交付金等省令第二十五条の二及び第三十三条の二第十一項の規定の適用については、第二十五条の二各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和八年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和七年度における第四条第一号に掲げる額を令和七年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額及び令和六年度における第四条第一号に掲げる額を令和六年度における同条第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」と、第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和八年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和七年度における第三十一条第九項第一号に掲げる額を令和七年度における同項第二号に掲げる数で除して得た額及び令和六年度における第三十一条第九項第一号に掲げる額を令和六年度における同項第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」とする。

３　令和十年度における交付金等省令第二十五条の二及び第三十三条の二第十一項の規定の適用については、第二十五条の二各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和九年度における第一号に掲げる額を令和九年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和八年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」と、第三十三条の二第十一項各号列記以外の部分中「当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における第一号に掲げる額を当該各年度における第二号に掲げる数で除して得た額の総額」とあるのは「令和九年度における第一号に掲げる額を令和九年度における第二号に掲げる数で除して得た額、令和八年度における第一号に掲げる額を令和八年度における第二号に掲げる数で除して得た額及び令和七年度における第三十一条第九項第一号に掲げる額を令和七年度における同項第二号に掲げる数で除して得た額を合算した額」とする。

（準備行為）

第四条　第四条による改正後の交付金等省令第三十四条による標準保険料率の通知その他の準備行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

○国土交通省令第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二、第六条ノ五第二項、第十二条第二項（これらの規定を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二十九条ノ八並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五十四条の規定に基づき、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第一条　船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定） **第三条**　法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。 一～三十三　（略） 三十四　空気圧縮機 三十五～五十八　（略） ２　（略） （認定の申請） **第四条**　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。 一　次条第一項第一号から第七号まで及び第九号に掲げる基準に適合することを説明する書類 二～四　（略） ２　（略） （認定の基準） **第五条**　認定の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　次に掲げる人員を有すること。 イ・ロ　（略） ハ　三年以上ロに掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が自主検査に関し責任を有するものとして確認を行わせるために選任したもの（以下「検査主任者」という。）	（認定） **第三条**　法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。 一～三十三　（略） 三十四　空気圧縮機（手動式のものを除く。） 三十五～五十八　（略） ２　（略） （認定の申請） **第四条**　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。 一　次条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを説明する書類 二～四　（略） ２　（略） （認定の基準） **第五条**　認定の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　次に掲げる人員を有すること。 イ・ロ　（略） ハ　三年以上ロに掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以下「検査主任者」という。）

三　次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。

イ　製造工事又は改造修理工事の実施組織、船舶若しくは物件の開発又は販売の業務の実施組織その他自主検査の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある組織から独立していること。

ロ　前号に掲げる人員の権限及び責任がそれぞれ明確にされたものであること。

四・五　（略）

六　次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

イ～ハ　（略）

ニ　次号の内部監査に関する記録

七　次に掲げる基準に適合する内部監査に関する制度を有すること。

イ　内部監査の実施組織が製造工事又は改造修理工事の実施組織及び自主検査の実施組織から独立していること。

ロ　第九条の書類に記載された実施方法に従つて実施するものであること。

ハ　製造工事又は改造修理工事の実施組織及び自主検査の実施組織に対して、第十条の二第一号から第三号までに掲げる事項について一年ごとに一回以上の頻度で実施するものであること。

八・九　（略）

2　（略）

（内部監査の実施方法の提出）

第九条　認定を受けた者は、第五条第一項第七号の内部監査を実施しようとするときは、あらかじめ、実施方法を記した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

（内部監査報告）

第九条の二　認定を受けた者は、第五条第一項第七号の内部監査を実施したときは、当該内部監査の終了後遅滞なく、内部監査報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（監査計画）

第十条　国土交通大臣は、認定に係る事業場に関する監査計画を定め、これを地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章及び次章において同じ。）に通知しなければならない。

2　前項の監査計画は、年度ごとに監査の対象、監査の時期、監査の分担、監査事項その他の監査の実施の概要について、定めるものとする。

（監査事項）

第十条の二　監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

一　確認の実施状況

二　第五条第一項各号に規定する基準への適合性

三　第八条第二項に掲げる書類の保存の状況

四　その他国土交通大臣が必要と認める事項

三　次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。

イ　製造工事又は改造修理工事の実施組織から独立していること。

ロ　検査主任者が自主検査に責任を有すること。

四・五　（略）

六　次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

イ～ハ　（略）

（新設）

（新設）

七・八　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（監査方法）

第十条の三　国土交通大臣又は地方運輸局長は、監査計画に基づき、その職員に監査を行わせることができる。

（監査報告）

第十条の四　地方運輸局長は、第十条の監査計画に基づいて監査を行つたときは、遅滞なく、当該監査の概要を国土交通大臣に報告しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該地方運輸局長に対して指示を行う等の措置を講ずるものとする。

（認定の失効及び取消し）

第十一条　（略）

2　国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一　（略）

二　第八条、第九条、第九条の二、第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第四十四条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

三　（略）

四　国土交通大臣又は地方運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

（認定の申請）

第二十条　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第七号様式）に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（届出）

第四十四条の三　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号、第七号又は第十三号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号、第八号、第十三号又は第十四号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一　法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	次に掲げる事項について変更しようとする場合（(1)、(4)又は(5)に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。） (1)～(4)　（略）
	国土交通大臣

（新設）

（新設）

（認定の失効及び取消し）

第十一条　（略）

2　国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一　（略）

二　第八条、第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第四十四条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

三　（略）

四　国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

（認定の申請）

第二十条　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第七号様式）に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（届出）

第四十四条の三　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号、第七号又は第十三号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号、第八号、第十三号又は第十四号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一　法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	次に掲げる事項について変更しようとする場合（(1)、(4)又は(5)に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。） (1)～(4)　（略）
	国土交通大臣

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
(5)　第五条第一項第五号から第七号までに規定する制度			(5)　第五条第一項第五号又は第六号に規定する制度		
二～十八　（略）	（略）	（略）	二～十八　（略）	（略）	（略）

改正後	改正前
（認定の基準） **第五条**　認定の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　次に掲げる人員を有すること。 イ・ロ　（略） ハ　三年以上ロに掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が自主検査に関し責任を有するものとして確認を行わせるために選任したもの（以下「検査主任者」という。） 三　次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。 イ　製造工事又は改造修理工事の実施組織、船舶若しくは物件の開発又は販売の業務の実施組織その他自主検査の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのある組織から独立していること。 ロ　前号に掲げる人員の権限及び責任がそれぞれ明確にされたものであること。 四・五　（略） 六　次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。 イ～ハ　（略） ニ　次号の内部監査に関する記録 七　次に掲げる基準に適合する内部監査に関する制度を有すること。 イ　内部監査の実施組織が製造工事又は改造修理工事の実施組織及び自主検査の実施組織から独立していること。 ロ　第九条の書類に記載された実施方法に従つて実施するものであること。 ハ　製造工事又は改造修理工事の実施組織及び自主検査の実施組織に対して、第十条の二第一号から第三号までに掲げる事項について一年ごとに一回以上の頻度で実施するものであること。 八・九　（略） 2　（略） （内部監査の実施方法の提出） **第九条**　認定を受けた者は、第五条第一項第七号の内部監査を実施しようとするときは、あらかじめ、実施方法を記した書類を国土交通大臣に提出しなければならない。	（認定の基準） **第五条**　認定の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　次に掲げる人員を有すること。 イ・ロ　（略） ハ　三年以上ロに掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以下「検査主任者」という。） 三　次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。 イ　製造工事又は改造修理工事の実施組織から独立していること。 ロ　検査主任者が自主検査に責任を有すること。 四・五　（略） 六　次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。 イ～ハ　（略） （新設） （新設） 七・八　（略） 2　（略） （新設）

（内部監査報告）

第九条の二　認定を受けた者は、第五条第一項第七号の内部監査を実施したときは、当該内部監査の終了後遅滞なく、内部監査報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（監査計画）

第十条　国土交通大臣は、認定に係る事業場に関する監査計画を定め、これを地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章及び次章において同じ。）に通知しなければならない。

２　前項の監査計画は、年度ごとに監査の対象、監査の時期、監査の分担、監査事項その他の監査の実施の概要について、定めるものとする。

（監査事項）

第十条の二　監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

一　確認の実施状況

二　第五条第一項各号に規定する基準への適合性

三　第八条第二項に掲げる書類の保存の状況

四　その他国土交通大臣が必要と認める事項

（監査方法）

第十条の三　国土交通大臣又は地方運輸局長は、監査計画に基づき、その職員に監査を行わせることができる。

（監査報告）

第十条の四　地方運輸局長は、第十条の監査計画に基づいて監査を行つたときは、遅滞なく、当該監査の概要を国土交通大臣に報告しなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該地方運輸局長に対して指示を行う等の措置を講ずるものとする。

（認定の失効及び取消し）

第十一条　（略）

２　国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一　（略）

二　第八条、第九条、第九条の二、第二十八条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第二十八条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

三　（略）

四　国土交通大臣又は地方運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

（認定の申請）

第二十条　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第一号様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

２・３　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（認定の失効及び取消し）

第十一条　（略）

２　国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一　（略）

二　第八条、第二十八条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第二十八条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

三　（略）

四　国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

（認定の申請）

第二十条　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第一号様式）を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

２・３　（略）

（届出）

第二十八条の三　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号又は第七号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一　法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	次に掲げる事項について変更しようとする場合（(1)、(4)又は(5)に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。） (1)～(4)　（略） (5)　第五条第一項第五号から第七号までに規定する制度	国土交通大臣
二～十　（略）	（略）	（略）

（届出）

第二十八条の三　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、速やかに（第一号又は第七号の場合にあつては、あらかじめ）、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一　法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受けた者	次に掲げる事項について変更しようとする場合（(1)、(4)又は(5)に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事又は改造修理工事の能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。） (1)～(4)　（略） (5)　第五条第一項第五号又は第六号に規定する制度	国土交通大臣
二～十　（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項に掲げる物件のうち空気圧縮機（手動式のものを除く。）に係る船舶安全法第六条ノ二の規定により受けた認定は、第一条の規定による改正後の同令（次条及び第四条において「新規則」という。）第三条第一項に掲げる物件のうち空気圧縮機に係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定とみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。

第三条　この省令の施行の際現に船舶安全法第六条ノ二の認定を受け又はその申請をしている者に係る新規則第五条第一項に規定する認定の基準については、この省令の施行の日（第五条において「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、同項第七号の規定は適用せず、なお従前の例による。この場合において、当該者は、同項第三号、第六号及び第七号に掲げる基準に適合することを説明する書類を、当該日までに国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第四条　国土交通大臣は、この省令の施行の際現に船舶安全法第六条ノ二の規定による認定を受け又はその申請をしている者が前条の規定に違反したときは、新規則第十一条第二項の規定により、当該認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の認定を受け又はその申請をしている者に係る第二条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（以下この条及び次条において「新規則」という。）第五条第一項に規定する認定の基準については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新規則第五条第一項第七号の規定は適用せず、なお従前の例による。この場合において、当該者は、同項第三号、第六号及び第七号に掲げる基準に適合することを説明する書類を、当該日までに国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第六条　国土交通大臣は、この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ二の認定を受け又はその申請をしている者が前条の規定に違反したときは、新規則第十一条第二項の規定により、当該認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

法規的告示

○内閣府告示第二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和五十五年科学技術庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ［一～九　略］ 十　緊急時避難円滑化事業　発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。次号において同じ。）第二条に規定する発電用施設である原子力発電施設の周囲おおむね三十キロメートルの区域内にある市町村をその区域内に含む所在都道府県等が実施する次に掲げる事業をいう。 ［イ～ハ　略］ 十一　屋内退避環境整備事業　整備法第二条に規定する発電用施設である原子力発電施設の周囲おおむね三十キロメートルの区域内で、地理的条件等により災害が発生した場合において住民が孤立するおそれのある地域に所在する災害対策基本法第四十九条の七の規定に基づき市町村長が指定避難所として指定する学校体育館等に対する放射線防護対策に資する事業をいう。 十二　［略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　緊急時避難円滑化事業　発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設である原子力発電施設の周囲おおむね三十キロメートルの区域内にある市町村をその区域内に含む所在都道府県等が実施する次に掲げる事業をいう。 ［イ～ハ　同上］ ［号を加える。］ 十一　［同上］

（交付の対象）

第三条　内閣総理大臣は、所在都道府県等に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、緊急時連絡網整備事業、防災活動資機材等整備事業、緊急時対策調査・普及等事業、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業、緊急時避難円滑化事業又は屋内退避環境整備事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付の期間）

第四条　［略］

［一～五　略］

六　屋内退避環境整備事業に係る交付金　基準年度の二年前の会計年度の開始の日から終了年度の末日までの期間

（交付金の交付の申請）

第六条　交付金の交付の申請をしようとする都道府県（以下「申請者」という。）は、毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（ただし、第二条第九号に定める緊急事態応急対策等拠点施設整備事業のうち緊急事態応急対策等拠点施設の建設に係る事業、同条第十号に定める緊急時避難円滑化事業及び同条第十一号に定める屋内退避環境整備事業又はその他内閣総理大臣が特に緊要と認める場合は、この限りでない。）に、様式第一による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

2　［略］

（交付の対象）

第三条　内閣総理大臣は、所在都道府県等に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、緊急時連絡網整備事業、防災活動資機材等整備事業、緊急時対策調査・普及等事業、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業又は緊急時避難円滑化事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付の期間）

第四条　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

（交付金の交付の申請）

第六条　交付金の交付の申請をしようとする都道府県（以下「申請者」という。）は、毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（ただし、第二条第九号に定める緊急事態応急対策等拠点施設整備事業のうち緊急事態応急対策等拠点施設の建設に係る事業及び同条第十号に定める緊急時避難円滑化事業又はその他内閣総理大臣が特に緊要と認める場合は、この限りでない。）に、様式第一による申請書に次の各号に掲げる書類を添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

［一・二　同上］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二号

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和八年一月十五日

法務大臣　平口　洋

民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針

デジタル社会の進展に伴い民事裁判情報に対する需要が多様化していることに鑑み、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るため、民事裁判情報の活用の促進に関する法律（以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものである。なお、基本方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第１　民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項

民事裁判情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有し、活用すべき公共財としての価値があるというべきである。

これまでも、先例性や社会的関心の高い事案に係る裁判の内容については、裁判所のウェブサイト等を通じて広く提供され、活用されてきたところであるが、デジタル社会の進展に伴い、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、新たな方法による活用が可能となっており、民事裁判情報に対する需要は多様化している。

こうした需要に応じ、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進することにより、民事裁判情報の公共財としての価値が十分に発揮され、より高度な法的サービスが提供されるなど、司法の分野の発展に資することはもとより、より広く創造的かつ活力ある社会の発展に資することが期待される。

第２　民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項

民事裁判情報は、民事訴訟法（平成８年法律第109号）の規定により何人も閲覧できる電子判決書等（法第２条第１項第１号イからハまでに掲げる電磁的記録をいう。）と同じ内容ではあるものの、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に係る裁判所の判断を示すものであり、紛争の具体的な事実関係が記録されていることから、適正な活用をするためには、訴訟関係者等の権利利益に対する適切な配慮が必要となる。また、裁判例の横断的分析等の活用を行うに当たっては、正確であり、かつ、偏りのない情報を網羅的に分析の対象とするのが効果的である。そうすると、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るためには、民事裁判情報に仮名処理（法第２条第１項第３号に規定する措置として行われる処理をいう。以下同じ。）等を行い、これを適切に管理しつつ、広く一般の需要に応ずるに足りるデータベースを整備し、利用者に対して一元的に提供することが有効である。そのため、法は、法務大臣の指定する指定法人が民事裁判情報管理提供業務を行う制度（以下「本制度」という。）を創設したものであり、民事裁判情報の活用の促進に当たっては、本制度を主たる手段として位置付けることとする。

民事裁判情報が当事者間の紛争に係る裁判所の判断を示すものであることに鑑みれば、本制度が民事裁判情報の活用を促進する基盤としてその役割を適切に果たすためには、民事裁判情報の活用の促進の意義について訴訟関係者を含む国民の理解の増進を図り、本制度に対するその信頼の向上を図ることが重要である。このため、政府、指定法人等の関係主体が、本制度の適正かつ確実な運用及び周知広報等に努めるとともに、最高裁判所にも協力を求めることが適切である。また、民事裁判情報の利用者においても、訴訟関係者の権利利益に配慮した利用をする必要があり、関係主体は、相互に協力して、利用の在り方に関するリテラシーの向上を図るため、必要な取組を実施するのが適切である。

本制度に対する国民の理解の増進及びその信頼の向上を図るためには、指定法人の指定及び監督が適切に行われることが重要である。法務大臣は、指定法人を指定するに当たっては、遺漏のない仮名処理の実施や必要な安全管理措置を講じるための技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査を行い、指定後においても、民事裁判情報管理提供業務が適正かつ確実に実施されるよう、各種の監督権限を適切に行使することとする。

第３　保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項

指定法人が行う民事裁判情報管理提供業務については、以下の考え方を基本としつつ、業務規程において具体的内容を定めることとする。

１　保有民事裁判情報の加工の方法に関する基本的な考え方

指定法人が保有民事裁判情報に仮名処理を行うに当たっては、訴訟関係者の権利利益に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするため、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようにする必要がある。また、仮名処理の内容は、訴訟関係者が苦情の申出を行う際に参考とされるものである。

そこで、指定法人は、業務規程に保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項を定めるに当たって、保有民事裁判情報のうち仮名処理の対象となる情報を明確に定めるとともに、これをインターネットの利用その他の方法により公表することとする。

２　仮名加工民事裁判情報の提供に関する基本的な考え方

本制度は、デジタル社会の進展に伴い多様化している民事裁判情報に対する需要に応じ、その活用の促進を図るものであることから、指定法人が提供する仮名加工民事裁判情報は、デジタル社会における新たな方法による活用を含め、自由な活用ができるものである必要がある。そこで、指定法人は、仮名加工民事裁判情報を提供するに当たり、機械判読に適した形式とするなど、デジタル技術を用いた民事裁判情報の活用の促進に資する方法により提供することとする。

また、判例評釈を含む民事裁判情報の利用は、本来自由に行われるべきものであるが、民事裁判情報が不適正な方法で利用されることによって訴訟関係者等の権利利益が侵害されるような事態が生じないよう留意する必要がある。そのため、指定法人は、情報提供契約において、不適正な方法による仮名加工民事裁判情報の利用を禁止する旨を定めるなど必要な措置を講ずることとする。

３　保有民事裁判情報等の安全管理に関する基本的な考え方

訴訟関係者等の権利利益に対して適切に配慮し、本制度に対する国民の理解の増進及びその信頼の向上を図るためには、仮名処理を遺漏なく実施するとともに、指定法人及び民事裁判情報管理提供業務の受託者において保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理が適切に行われなければならない。

そこで、指定法人は、必要な安全管理措置を講ずることができる技術的能力及び経理的基礎を備えている必要があることはもとより、組織的な安全管理措置、人的な安全管理措置、物理的な安全管理措置及び技術的な安全管理措置を講ずるとともに、受託者に対する適切な監督を行うことが求められる。

４　料金に関する基本的な考え方

本制度においては、民事裁判情報管理提供業務に要する費用を指定法人が利用者から収受する料金によって賄うことが想定されており、その適正かつ確実な実施を担保できるように料金が定められる必要がある。他方、民事裁判情報には公共財としての価値があり、その活用を幅広く促す観点から、利用者にとって料金が過度な負担とならないよう配慮する必要もある。

そこで、指定法人は、民事裁判情報管理提供業務に要する費用を勘案して合理的であると認められる範囲内において、料金を定めることが求められる。

５　苦情の処理に関する基本的な考え方

指定法人は、仮名加工民事裁判情報の作成に当たって遺漏なく仮名処理を実施しなければならないが、遺漏があった場合は、速やかに是正する必要がある。また、法令及び業務規程の定めるところにより仮名処理を行った場合であっても、民事裁判情報に係る事案の内容や訴訟関係者の置かれた状況その他の事情により、追加的な仮名処理を行う必要が生ずることも想定される。法は、こうした必要性に鑑み、業務規程に苦情の処理に関する事項を定めなければならないこととしている。

そこで、指定法人は、当該事項を定めるに当たって苦情の申出に係る手続を明確に定め、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するとともに、法務省令の定めるところにより、仮名加工民事裁判情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理することとする。

第４　その他民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項

社会情勢の変化、技術の進展、民事裁判情報の利用状況等により、民事裁判情報の活用の促進に関して取り組むべき施策等の内容が変化する可能性がある。このため、法務大臣は、こうした動向や、国際的な動向を勘案しつつ、必要に応じて、基本方針を見直し、適時、充実を図るものとする。特に、法附則第５条の規定による法の施行後５年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行うこととする。

その他告示

○文部科学省告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和八年一月十五日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志

名称	関係告示	所在地
男木島灯台	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―一
男木島灯台旧退息所	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―三
男木島灯台旧倉庫	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―三
男木島灯台表門及び塀	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―一他
男木島灯台石垣	令和三年文部科学省告示第百七十五号	香川県高松市男木町字洲鼻一〇六二―一
豊後水道海事博物館（旧水ノ子島灯台吏員退息所）	平成十年文部省告示第百七号	大分県佐伯市鶴見大字梶寄浦字下梶寄五三七―一
渡り鳥館（旧水ノ子島灯台吏員退息所物置所）	平成十年文部省告示第百七号	大分県佐伯市鶴見大字梶寄浦字下梶寄五三七―一
豊後水道海事博物館塀（旧水ノ子島灯台吏員退息所塀）	平成十年文部省告示第百七号	大分県佐伯市鶴見大字梶寄浦字下梶寄五三七―一

○厚生労働省告示第七号

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第四条第一項、第五条、第六条第二項、第八条第二項、第十条第三項ただし書及び第十一条第五項の規定に基づき、令和八年における国民生活基礎調査の調査の期日等を次のように定める。

令和八年一月十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　調査の期日

1　世帯票に係る調査にあっては、令和八年六月四日とする。

2　所得票に係る調査にあっては、令和八年七月九日とする。

二　調査客体

層化無作為抽出の方法により抽出した地区内に住居を有する世帯のうちから、調査世帯名簿（国民生活基礎調査規則第八条第二項に規定する調査世帯名簿をいう。四において同じ。）を作成し調査世帯を把握する方法であって、厚生労働省政策統括官が定めるものによるものとする。

三　調査票

1　世帯票は、別記様式一によるものとする。

2　所得票は、別記様式二によるものとする。

四　調査世帯名簿

調査世帯名簿は、世帯主の氏名その他の事項を記載するものであって、厚生労働省政策統括官が定めるものによるものとする。

五　調査票等の提出期限

1　一の1に規定する調査にあっては、令和八年七月十七日とする。

2　一の2に規定する調査にあっては、令和八年八月十二日とする。

別記様式一

秘 政府統計

国民生活基礎調査【世帯票】

（2026(令和8)年6月4日調査）

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

調査員記入欄

国民生活基礎調査 地区番号						単位区 番号			世帯 番号		

この調査は、統計法に基づき国が実施する基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期していますので、ありのままを記入してください。

<記入上の注意>
- **『（世帯票）記入のしかた』をよくお読みになってから記入してください。**
- **記入方法のご不明点などは、国民生活基礎調査コールセンター又は調査員におたずねください。**
- **選択肢は指示がない場合は、あてはまる番号１つに○をつけてください。**
- **数字は右づめで記入してください。**
- **できるだけ黒のボールペンで記入してください。**

あなたの世帯について、2026（令和８）年６月４日現在の状況をお答えください。

- **世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている人々（世帯員）の集まりをいいます。**
- **世帯員には、旅行や出張などで一時的（３か月以内）に自宅を離れている人や船員など就業場所を移動する人も含みます。**
  また、病院・診療所に入院している人も含みますが、住民登録を病院・診療所に移している人は除きます。さらに、単身赴任や学業で世帯を離れている人、老人福祉施設などの社会福祉施設に入所している人も除きます。

Ⅰ　世帯の状況

質問1　ふだん一緒にお住まいで、生計を共にしている方（世帯員）は、**あなたを含めて何人**ですか。
（一時的に不在の方を含みます。）

□□ 人

１人（単独世帯）の場合は、**補問1-1**にもお答えください。

補問1-1　１人（単独世帯）の方の場合は、その状況についてお答えください。

【単独世帯の状況】
1　住み込み、寄宿舎等に居住する単独世帯
2　その他の単独世帯

質問2　**５月中の家計支出総額**（世帯の方全員の支出金額の合計額）を記入してください。

□□□ 万円

※　以下の費用は家計支出には含めないでください。

税金、社会保険料、事業上の支払い(農家における肥料や農具、商店における商品の仕入れに使った金等)、貯蓄、借金や住宅ローンなどの返済、掛け捨て型以外の生命保険料・損害保険料

引き続き「Ⅱ 世帯員の状況」についてもお答えください。

秘　政府統計

国民生活基礎調査【世帯票】

（2026(令和8)年6月4日調査）

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

調査員記入欄

国民生活基礎調査地区番号		単位区番号		世帯番号		－	枝番号	

Ⅱ　世帯員の状況

・すべての世帯員の方について、ひとり一列で記入してください。
・世帯員の記入順序は、**夫婦・親子の関係がある方を順に並べて**記入してください。
・選択肢は指示がない場合は、あてはまる番号１つに○をつけ、数字は右づめで記入してください。

	（世帯員番号）01 ※調査員記入欄「枝番号」が「2」の時は世帯員番号「07」とする。	（世帯員番号）02 ※調査員記入欄「枝番号」が「2」の時は世帯員番号「08」とする。	（世帯員番号）03 ※調査員記入欄「枝番号」が「2」の時は世帯員番号「09」とする。
質問1　最多所得者 調査日前１年間で**所得**（年金、仕送り等を含む。）**が最も多かった方１名**の世帯員番号に○をつけてください。			
質問2　世帯主との続柄 世帯主の配偶者（夫又は妻）の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ「09 祖父母」「10 兄弟姉妹」に含めます。兄弟姉妹の配偶者は「10 兄弟姉妹」に含めます。「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含みます。	(01)世帯主 02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 世帯主の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他（親族以外）	01 世帯主 02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 世帯主の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他（親族以外）	01 世帯主 02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 世帯主の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他（親族以外）
質問3　性	1 男　2 女	1 男　2 女	1 男　2 女
質問4　出生年月	1 明治　4 平成 2 大正　5 令和 3 昭和　年　月	1 明治　4 平成 2 大正　5 令和 3 昭和　年　月	1 明治　4 平成 2 大正　5 令和 3 昭和　年　月
質問5　配偶者（夫又は妻）の有無 「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含みます。	1 配偶者あり　2 未婚　3 死別　4 離別	1 配偶者あり　2 未婚　3 死別　4 離別	1 配偶者あり　2 未婚　3 死別　4 離別
質問6　医療保険の加入状況 マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータル又は資格情報のお知らせで、マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書で確認してお答えください。 なお、後期高齢者医療制度に加入している方は、「5」のみに○をつけてください。	国民健康保険 → 1 都道府県・市町村　2 組合 被用者保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合等） → 3 加入者本人　4 家族（被扶養者） 5 後期高齢者医療制度 6 その他	国民健康保険 → 1 都道府県・市町村　2 組合 被用者保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合等） → 3 加入者本人　4 家族（被扶養者） 5 後期高齢者医療制度 6 その他	国民健康保険 → 1 都道府県・市町村　2 組合 被用者保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合等） → 3 加入者本人　4 家族（被扶養者） 5 後期高齢者医療制度 6 その他
質問7　傷病の状況 傷病（病気やけが）のある方は、「傷病あり」の中から治療の状況についてあてはまる**すべての番号**に○をつけてください。なお、医療機関や施術所で治療（往診、訪問診療等を含む。）をした場合は、**1～5**の番号からお答えください。 **1～5**以外で一般用医薬品（市販薬）での処置（治療）や、治療はしていないが、仕事や学校を休んだ場合は「**6** その他」とし、傷病はあるが、なんらかの治療をしておらず、普段どおりの活動ができた場合は「**7** 傷病なし」とします。	傷病あり → 病院・診療所に → 1 入院中　2 通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療又は訪問看護を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他 7 傷病なし	傷病あり → 病院・診療所に → 1 入院中　2 通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療又は訪問看護を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他 7 傷病なし	傷病あり → 病院・診療所に → 1 入院中　2 通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療又は訪問看護を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他 7 傷病なし
質問8　公的年金・恩給の受給状況 受給している場合、受給している年金等の**すべての番号**に○をつけてください。 なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。	受給している → 01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金　08 共済年金 06 福祉年金　09 恩給 07 厚生年金　10 その他 11 受給していない	受給している → 01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金　08 共済年金 06 福祉年金　09 恩給 07 厚生年金　10 その他 11 受給していない	受給している → 01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金　08 共済年金 06 福祉年金　09 恩給 07 厚生年金　10 その他 11 受給していない
15　歳　以　上　の　方　についてお答えください。			
質問9　教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。 「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。 ・予備校などはここでいう学校には含めません。 ・「1 小学・中学」又は「2 高校・旧制中」に○をつけた方で「**1** 特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した方はこちらにも○をつけてください。	1 在学中 → 1 小学・中学　2 高校・旧制中　3 専門学校　4 短大・高専　5 大学　6 大学院 → 1 特別支援学校・特別支援学級 2 卒業 3 在学したことがない	1 在学中 → 1 小学・中学　2 高校・旧制中　3 専門学校　4 短大・高専　5 大学　6 大学院 → 1 特別支援学校・特別支援学級 2 卒業 3 在学したことがない	1 在学中 → 1 小学・中学　2 高校・旧制中　3 専門学校　4 短大・高専　5 大学　6 大学院 → 1 特別支援学校・特別支援学級 2 卒業 3 在学したことがない
質問10　公的年金の加入状況 加入している 20歳以上60歳未満の方は原則として加入しています。 加入していない 20歳未満で仕事をしていない方、すでに老齢年金又は退職年金を受給している方、受給資格があるが受給待ちの方などが該当します。	公的年金に加入している 1 国民年金第１号被保険者（自営業者、学生、その他2・3に当てはまらない方） 2 国民年金第２号被保険者（会社員や公務員等、厚生年金に加入している方） 3 国民年金第３号被保険者（会社員や公務員等の被扶養配偶者） 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第１号被保険者（自営業者、学生、その他2・3に当てはまらない方） 2 国民年金第２号被保険者（会社員や公務員等、厚生年金に加入している方） 3 国民年金第３号被保険者（会社員や公務員等の被扶養配偶者） 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第１号被保険者（自営業者、学生、その他2・3に当てはまらない方） 2 国民年金第２号被保険者（会社員や公務員等、厚生年金に加入している方） 3 国民年金第３号被保険者（会社員や公務員等の被扶養配偶者） 4 公的年金に加入していない
質問11　５月中の仕事の状況 収入を伴う仕事を少しでもした方は「仕事あり」、まったく仕事をしなかった方は「仕事なし」の中からお答えください。 無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とします。 PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は「仕事なし」とします。 なお、家事には、育児、介護などを含めます。	仕事あり → 1 主に仕事をしている　2 主に家事で仕事あり　3 主に通学で仕事あり　4 その他 仕事なし → 5 通学　6 家事　7 その他 （質問終了です。）	仕事あり → 1 主に仕事をしている　2 主に家事で仕事あり　3 主に通学で仕事あり　4 その他 仕事なし → 5 通学　6 家事　7 その他 （質問終了です。）	仕事あり → 1 主に仕事をしている　2 主に家事で仕事あり　3 主に通学で仕事あり　4 その他 仕事なし → 5 通学　6 家事　7 その他 （質問終了です。）
質問11で「**仕事あり**」と回答した方は現在の主な仕事についてお答えください。			
質問12　勤めか自営かの別 主な仕事について、お答えください。 **01、02、03、04**と回答した方は、**補問12-1**をお答えください。	01 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者） 02 一般常雇者（契約期間が１年以上の雇用者） 03 １月以上１年未満の契約の雇用者 04 日々又は１月未満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主（雇人あり） 07 自営業主（雇人なし） 08 家族従業者（自家営業の手伝い） 09 内職 10 その他 （質問終了です。）	01 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者） 02 一般常雇者（契約期間が１年以上の雇用者） 03 １月以上１年未満の契約の雇用者 04 日々又は１月未満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主（雇人あり） 07 自営業主（雇人なし） 08 家族従業者（自家営業の手伝い） 09 内職 10 その他 （質問終了です。）	01 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者） 02 一般常雇者（契約期間が１年以上の雇用者） 03 １月以上１年未満の契約の雇用者 04 日々又は１月未満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主（雇人あり） 07 自営業主（雇人なし） 08 家族従業者（自家営業の手伝い） 09 内職 10 その他 （質問終了です。）
補問12-1　勤め先での呼称 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 嘱託 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 嘱託 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 嘱託 7 その他

ご記入ありがとうございました。世帯員が４人以上いる場合は裏面に記入をお願いします。

４人目以降の方について記入してください。

Ⅱ　世帯員の状況

・すべての世帯員の方について、ひとり一列で記入してください。
・世帯員の記入順序は、**夫婦・親子の関係がある方を順に並べて**記入してください。
・選択肢は指示がない場合は、あてはまる番号１つに○をつけ、数字は右づめで記入してください。

	(世帯員番号) 04 ※調査員記入欄「枝番号」が「2」の時は世帯員番号「10」とする。	(世帯員番号) 05 ※調査員記入欄「枝番号」が「2」の時は世帯員番号「11」とする。	(世帯員番号) 06 ※調査員記入欄「枝番号」が「2」の時は世帯員番号「12」とする。
質問1　最多所得者 調査日前１年間で所得（年金、仕送り等を含む。）が最も多かった方1名の世帯員番号に○をつけてください。			
質問2　世帯主との続柄 世帯主の配偶者（夫又は妻）の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ「09 祖父母」「10 兄弟姉妹」に含めます。兄弟姉妹の配偶者は「10 兄弟姉妹」に含めます。「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含みます。	02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 世帯主の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他（親族以外）	02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 世帯主の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他（親族以外）	02 世帯主の配偶者 03 子 04 子の配偶者 05 孫 06 孫の配偶者 07 世帯主の父母 08 配偶者の父母 09 祖父母 10 兄弟姉妹 11 その他の親族 12 その他（親族以外）
質問3　性	1 男　2 女	1 男　2 女	1 男　2 女
質問4　出生年月	1 明治 4 平成 2 大正 5 令和 3 昭和　　年　　月	1 明治 4 平成 2 大正 5 令和 3 昭和　　年　　月	1 明治 4 平成 2 大正 5 令和 3 昭和　　年　　月
質問5　配偶者（夫又は妻）の有無 「配偶者」には、事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含みます。	1 配偶者あり　2 未婚　3 死別　4 離別	1 配偶者あり　2 未婚　3 死別　4 離別	1 配偶者あり　2 未婚　3 死別　4 離別
質問6　医療保険の加入状況 マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータル又は資格情報のお知らせで、マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書で確認してお答えください。なお、後期高齢者医療制度に加入している方は、「5」のみに○をつけてください。	国民健康保険 → 1 都道府県・市町村 2 組合 被用者保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合等） → 3 加入者本人 4 家族（被扶養者） 5 後期高齢者医療制度 6 その他	国民健康保険 → 1 都道府県・市町村 2 組合 被用者保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合等） → 3 加入者本人 4 家族（被扶養者） 5 後期高齢者医療制度 6 その他	国民健康保険 → 1 都道府県・市町村 2 組合 被用者保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合等） → 3 加入者本人 4 家族（被扶養者） 5 後期高齢者医療制度 6 その他
質問7　傷病の状況 傷病（病気やけが）のある方は、「傷病あり」の中から治療の状況についてあてはまる**すべての番号**に○をつけてください。なお、医療機関や施術所で治療（往診、訪問診療等を含む。）をした場合は、1～5の番号からお答えください。 1～5以外で一般用医薬品（市販薬）での処置（治療）や、治療はしていないが、仕事や学校を休んだ場合は「6 その他」とし、傷病はあるが、なんらかの治療をしておらず、普段どおりの活動ができた場合は「7 傷病なし」とします。	傷病あり → 病院・診療所に → 1 入院中 2 通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療又は訪問看護を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他 7 傷病なし	傷病あり → 病院・診療所に → 1 入院中 2 通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療又は訪問看護を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他 7 傷病なし	傷病あり → 病院・診療所に → 1 入院中 2 通院中 3 病院・診療所等から往診、訪問診療又は訪問看護を受けている 4 歯科に入院中又は通院中（訪問診療を含む） 5 あんま・はり・きゅう・柔道整復師（施術所）にかかっている 6 その他 7 傷病なし
質問8　公的年金・恩給の受給状況 受給している場合、受給している年金等の**すべての番号**に○をつけてください。 なお、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金なども含めてお答えください。	受給している 01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金 06 福祉年金 07 厚生年金 08 共済年金 09 恩給 10 その他 11 受給していない	受給している 01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金 06 福祉年金 07 厚生年金 08 共済年金 09 恩給 10 その他 11 受給していない	受給している 01 基礎年金 02 基礎年金と厚生年金 03 基礎年金と共済年金 04 基礎年金と厚生年金と共済年金 05 国民年金 06 福祉年金 07 厚生年金 08 共済年金 09 恩給 10 その他 11 受給していない

15　歳　以　上　の　方　についてお答えください。

質問9　教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。 ・予備校などはここでいう学校には含めません。 ・「1 小学・中学」又は「2 高校・旧制中」に○をつけた方で「1 特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した方はこちらにも○をつけてください。	1 在学中 → 1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院 → 1 特別支援学校・特別支援学級 2 卒業 → 1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院 → 1 特別支援学校・特別支援学級 3 在学したことがない	1 在学中 → 1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院 → 1 特別支援学校・特別支援学級 2 卒業 → 1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院 → 1 特別支援学校・特別支援学級 3 在学したことがない	1 在学中 → 1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院 → 1 特別支援学校・特別支援学級 2 卒業 → 1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院 → 1 特別支援学校・特別支援学級 3 在学したことがない
質問10　公的年金の加入状況 加入している 20歳以上60歳未満の方は原則として加入しています。 加入していない 20歳未満で仕事をしていない方、すでに老齢年金又は退職年金を受給している方、受給資格があるが受給待ちの方などが該当します。	公的年金に加入している 1 国民年金第１号被保険者（自営業者、学生、その他2・3に当てはまらない方） 2 国民年金第２号被保険者（会社員や公務員等、厚生年金に加入している方） 3 国民年金第３号被保険者（会社員や公務員等の被扶養配偶者） 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第１号被保険者（自営業者、学生、その他2・3に当てはまらない方） 2 国民年金第２号被保険者（会社員や公務員等、厚生年金に加入している方） 3 国民年金第３号被保険者（会社員や公務員等の被扶養配偶者） 4 公的年金に加入していない	公的年金に加入している 1 国民年金第１号被保険者（自営業者、学生、その他2・3に当てはまらない方） 2 国民年金第２号被保険者（会社員や公務員等、厚生年金に加入している方） 3 国民年金第３号被保険者（会社員や公務員等の被扶養配偶者） 4 公的年金に加入していない
質問11　５月中の仕事の状況 収入を伴う仕事を少しでもした方は「仕事あり」、まったく仕事をしなかった方は「仕事なし」の中からお答えください。 無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とします。PTA役員やボランティアなど無報酬の活動は「仕事なし」とします。なお、家事には、育児、介護などを含めます。	仕事あり → 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 その他 仕事なし → 5 通学 6 家事 7 その他 （質問終了です。）	仕事あり → 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 その他 仕事なし → 5 通学 6 家事 7 その他 （質問終了です。）	仕事あり → 1 主に仕事をしている 2 主に家事で仕事あり 3 主に通学で仕事あり 4 その他 仕事なし → 5 通学 6 家事 7 その他 （質問終了です。）

質問11で「仕事あり」と回答した方　は現在の主な仕事についてお答えください。

質問12　勤めか自営かの別 主な仕事について、お答えください。 01、02、03、04と回答した方は、**補問12-1**をお答えください。	01 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者） 02 一般常雇者（契約期間が１年以上の雇用者） 03 １月以上１年未満の契約の雇用者 04 日々又は１月未満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主（雇人あり） 07 自営業主（雇人なし） 08 家族従業者（自家営業の手伝い） 09 内職 10 その他 （質問終了です。）	01 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者） 02 一般常雇者（契約期間が１年以上の雇用者） 03 １月以上１年未満の契約の雇用者 04 日々又は１月未満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主（雇人あり） 07 自営業主（雇人なし） 08 家族従業者（自家営業の手伝い） 09 内職 10 その他 （質問終了です。）	01 一般常雇者（契約期間の定めのない雇用者） 02 一般常雇者（契約期間が１年以上の雇用者） 03 １月以上１年未満の契約の雇用者 04 日々又は１月未満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主（雇人あり） 07 自営業主（雇人なし） 08 家族従業者（自家営業の手伝い） 09 内職 10 その他 （質問終了です。）
補問12-1　勤め先での呼称 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 嘱託 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 嘱託 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 嘱託 7 その他

ご記入ありがとうございました。

秘　政府統計

ひと、くらし、みらいのために　厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

別記様式二

国民生活基礎調査【所得票】

（2026（令和８）年７月９日調査）

この調査は、統計法に基づき国が実施する基幹統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期していますので、ありのままを記入してください。

＜記入上の注意＞

- この調査票は、昨年１年間（２０２５（令和７）年１月１日～１２月３１日）に何らかの所得や税金、社会保険料等の支出があった方が**１人１冊**ずつ、記入してください。
  （所得には、アルバイトによる所得や仕送り、年金も含みます。）
- 記入方法のご不明点などは、国民生活基礎調査コールセンター又は調査員におたずねください。
- ご自分で記入できない方については、ご家族の方が回答してください。
- できるだけ黒のボールペンで記入してください。
- ７月９日以降に調査員があらためておうかがいいたしますので、それまでに　　枠の質問について記入してください。

✍ **所得や課税等の支出のあった方は、質問１から順に記入してください。**

質問１　あなたの**性・出生年月**を記入してください。

性・元号は**あてはまる番号１つ**に○をつけ、出生年月には数字を右づめで記入してください。

性	出　生　年　月
1　男 2　女	1　明治　4　平成 2　大正　5　令和 3　昭和　□□年□□月

※ 所得については２ページから、課税等の支出については６ページから記入してください。
15ページの質問９は、世帯主又は世帯を代表する方が記入してください。

調査員記入欄

国民生活基礎調査地区番号						単位区番号			世帯番号		

昨年１年間に何らかの所得を受け取った場合は、2及び４ページの所得の種類ごとに、１年分の所得金額を万円単位で記入してください。
所得のなかった方は、<u>6ページへお進みください</u>。

右ページの書類をお持ちの方は参考にしてください。

【金額記入の注意】
- 万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください。
（1～4,999円は「０万円」、5,000～14,999円は「１万円」）
- 生命保険の受取金、退職金、不動産や株の売却代金、宝くじの当せん金などの一時的なものは含みません。

質問２　あなたは**昨年１年間**（２０２５（令和７）年１月～１２月）に何らかの**所得**を受け取りましたか。

受け取った所得の種類ごとに金額を記入してください。

雇用者所得　01　　万円
億　千　百　十　一

事業所得　02　　万円
億　千　百　十　一

農耕・畜産所得　03　　万円
億　千　百　十　一

家内労働所得　04　　万円
億　千　百　十　一

財産所得　05　　万円
億　千　百　十　一

（１年分の所得金額がわからないときは、１か月の収入の１２倍にボーナス分を加えるなどして、１年分の金額を計算して記入してください。）

働いて得た所得

勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を記入してください。アルバイト等による所得も含みます。
【参考書類】源泉徴収票［原本又は写し］
給与明細書
確定申告書［控］

事業（農耕・畜産以外）による収入（自家消費や贈与した分を含む。）から、仕入額、従業員に対する給与などの必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。漁業・林業による所得を含みます。
【参考書類】確定申告書［控］

農業や畜産業による収入（自家消費や贈与した分を含む。）から、肥料代、農薬代、家畜・家きんの購入費、雇い人の賃金などの必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。
【参考書類】確定申告書［控］

注文主からの委託を受けて、品物の製造や加工等（校正業務やワープロ入力などを含む。）を行って得た所得から必要な経費を差し引いた所得金額を記入してください。

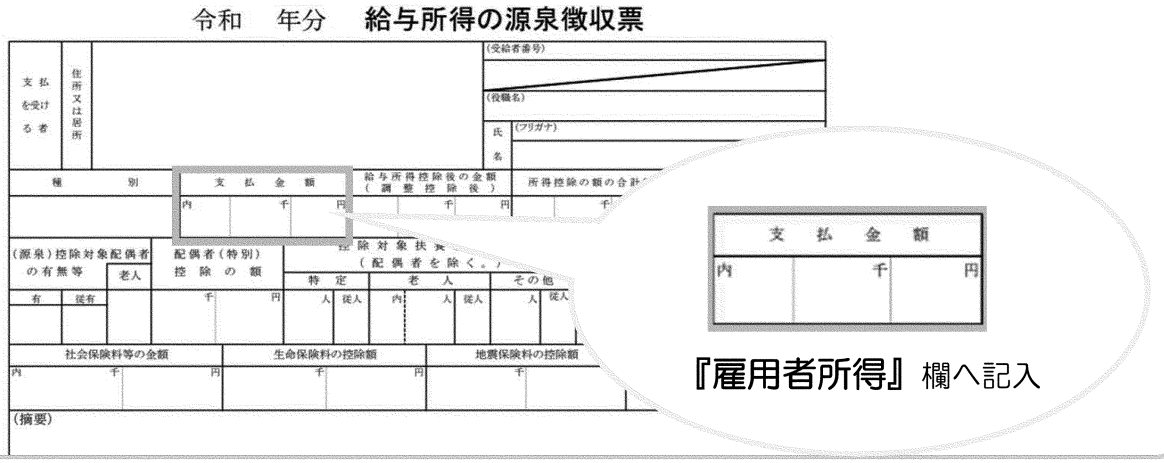
財産による所得

家屋や土地を貸すことによって得た所得や、預貯金、公社債、株式などから得られた利子、配当金（源泉分離課税分を含む。）の合計額を記入してください。家や土地の売却代金、引き出した預貯金、生命保険・損害保険からの受取金を除きます。
【参考書類】確定申告書［控］
取引口座の通帳、配当金領収書など

4ページへ

給与所得者の方

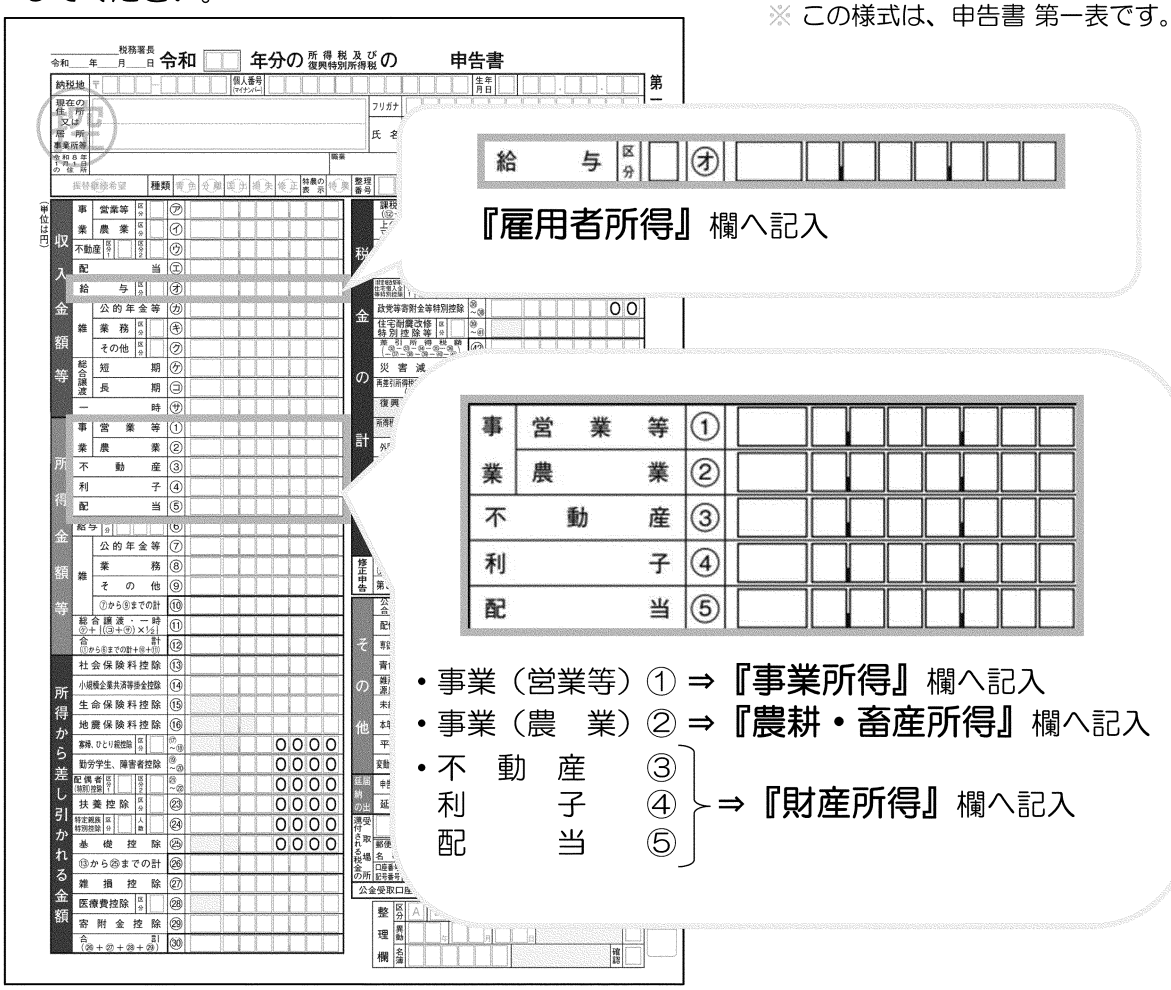
⇒　2025（令和７）年分 給与所得の源泉徴収票［原本又は写し］を参考にしてください。



確定申告を行った方

⇒　2025（令和７）年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書［控］を参考にしてください。

※ この様式は、申告書 第一表です。



【注意】　源泉分離課税された「利子」「配当」のあった方は、源泉分離課税分を含めた「利子」等も『財産所得』欄に記入してください。

質問２（つづき）

公的年金・恩給 06 ［　　］万円
千　百　十　一

雇用保険 07 ［　　］万円
千　百　十　一

児童手当等 08 ［　　］万円
千　百　十　一

その他の社会保障給付金 09 ［　　］万円
千　百　十　一

仕送り 10 ［　　］万円
千　百　十　一

企業年金 11 ［　　］万円
千　百　十　一

個人年金等 12 ［　　］万円
千　百　十　一

その他の所得 13 ［　　］万円
千　百　十　一

公的年金・恩給による所得

国民年金、基礎年金、厚生年金（厚生年金基金からの年金を含む。）、共済年金、福祉年金、恩給などからの受取額を記入してください。年金生活者支援給付金は、「その他の社会保障給付金」に記入してください。

【参考書類】年金振込通知書など

（１支払期（２か月）分しか受給額がわからないときは、その金額を6倍するなどして、１年分の金額を記入してください。）

公的年金・恩給以外の社会保障給付金による所得

雇用保険法の失業等給付等（求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付、育児休業給付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付）の受取額を記入してください。

【参考書類】雇用保険受給資格者証など

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当などの児童に関する社会保障給付金の受取額を記入してください。

生活保護法による扶助（進学準備給付金及び就労自立給付金を含む。）、医療保険による傷病手当金・出産手当金、年金生活者支援給付金、労働者災害補償保険などその他法令に基づく支給金や高校生等奨学給付金などの支給金の受取額を記入してください。

仕送りによる所得

定期的又は継続的に送られてきた金品の額を記入してください。品物は、時価に換算した額を記入してください。

単身赴任者を送り出している世帯で、単身赴任者の口座から生活費等として定期的に引き出している場合は、その金額をこちらの欄に記入してください。

企業年金・個人年金等による所得

確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型）、中小企業退職金共済等からの受取額を記入してください。

厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」に記入してください。

一時金として受給した給付（退職一時金等）は含みません。

生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金、確定拠出年金（個人型）などからの受取額を記入してください。

その他の所得

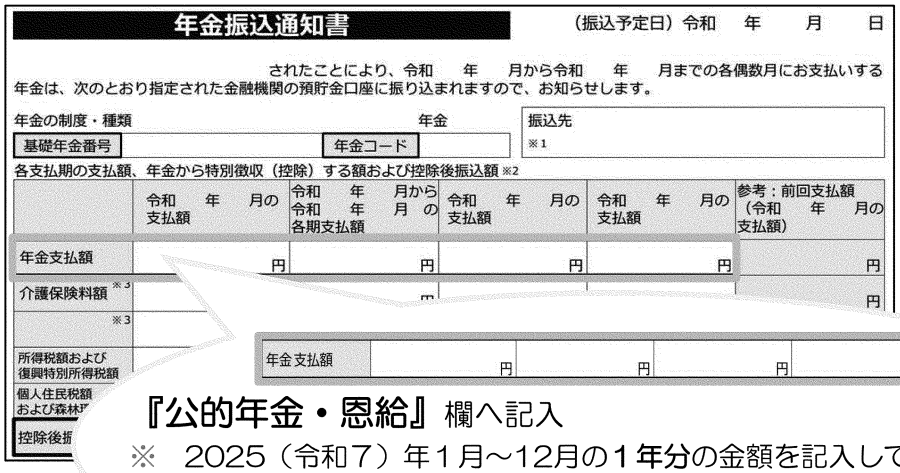
上記以外の冠婚葬祭の金、各種祝い金、せん別、見舞金などの受取額を記入してください。

退職金、宝くじの当せん金などは含みません。

6ページへ

公的年金を受給している方

⇒　年金振込通知書を参考にしてください。


年金振込通知書

（振込予定日）令和　年　月　日

されたことにより、令和　年　月から令和　年　月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の制度・種類　年金

基礎年金番号　年金コード　振込先 ※1

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和　年　月の支払額	令和　年　月から令和　年　月の各期支払額	令和　年　月の支払額	令和　年　月の支払額	参考：前回支払額（令和　年　月の支払額）
年金支払額	円	円	円	円	円
介護保険料額 ※3					円
※3					
所得税額および復興特別所得税額					
個人住民税額および森林					
控除後振					

年金支払額	円	円	円	円

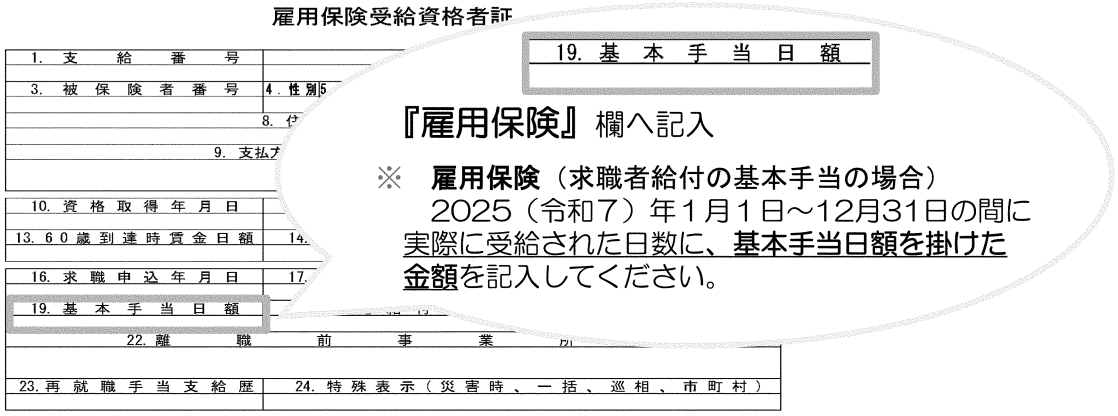
『公的年金・恩給』欄へ記入

※　2025（令和７）年１月～12月の**１年分**の金額を記入してください。
年金振込通知書は、１支払期（２か月）分が記入されています。

雇用保険を受給している方

⇒　雇用保険受給資格者証や各種支給決定通知書を参考にしてください。
２０２５（令和７）年１月１日～１２月３１日の間に、ア～キの「失業等給付等」の支給を受けた方は、その金額の合計を『雇用保険』欄へ記入してください。

ア　求職者給付　（基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、日雇労働求職者給付金）
イ　就職促進給付（就業促進手当、移転費、求職活動支援費）
ウ　教育訓練給付（教育訓練給付金（専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練）、教育訓練休暇給付金、教育訓練支援給付金）
エ　雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、介護休業給付金）
オ　育児休業給付（出生時育児休業給付金、育児休業給付金）
カ　出生後休業支援給付（出生後休業支援給付金）
キ　育児時短就業給付（育児時短就業給付金）


雇用保険受給資格者証

1. 支給番号	
3. 被保険者番号	4. 性別5
8. 付	
9. 支払方	
10. 資格取得年月日	
13. 60歳到達時賃金日額	14.
16. 求職申込年月日	17.
19. 基本手当日額	
22. 離職前事業所	
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）

19. 基本手当日額

『雇用保険』欄へ記入

※　**雇用保険**（求職者給付の基本手当の場合）
2025（令和７）年１月１日～12月31日の間に実際に受給された日数に、**基本手当日額を掛けた金額**を記入してください。

【金額記入の注意】
万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください。
（１～4,999円は「０万円」、5,000～14,999円は「１万円」）

質問３　**２０２５（令和７）年分の所得税**の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
１に○をつけた方は金額も記入してください。

1　課税あり → 所得税 [　][　][　][　]万[　]千円
（千　百　十　一）

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
（1～499円は「０千円」、500～1,499円は「１千円」）

2　課税なし

※ 不動産譲渡にかかる所得税は、除いてください。

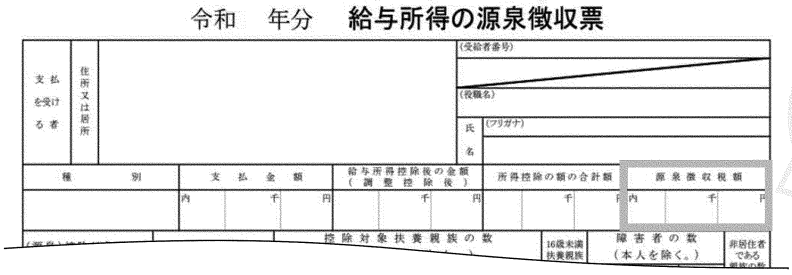
【参考書類】

＊ 2025（令和７）年分　給与所得の源泉徴収票［原本又は写し］
＊ 年金振込通知書
＊ 2025（令和７）年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書［控］

8ページへ

給与所得者の方

⇒　2025（令和７）年分 給与所得の源泉徴収票[原本又は写し]を参考にしてください。

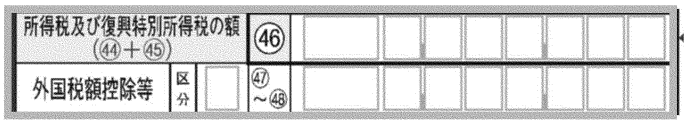




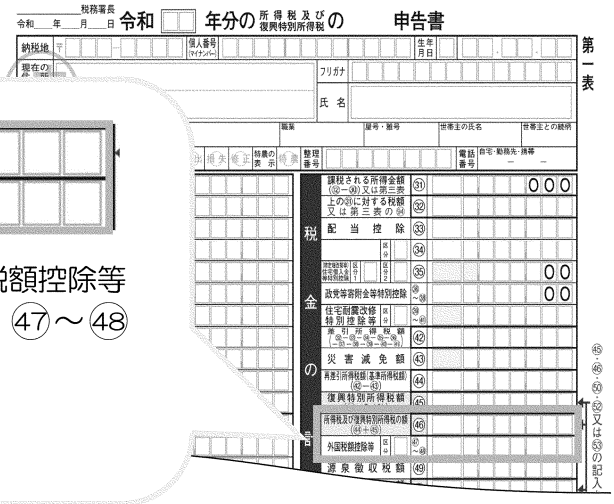
源泉徴収税額を
『所得税』欄へ記入

確定申告を行った方

⇒　2025（令和７）年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書［控］を参考にしてください。

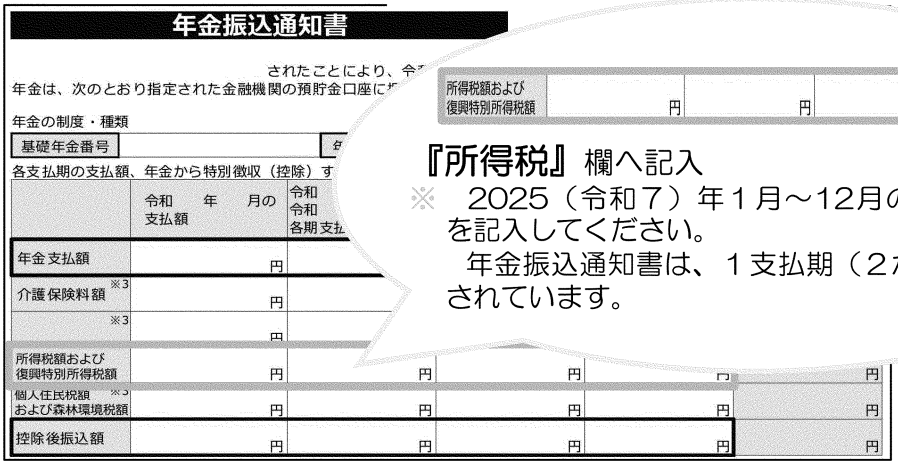


所得税額 ＝ 所得税及び復興特別 － 外国税額控除等
　　⇓　　所得税の額㊻　　㊼～㊽
『所得税』欄へ記入



公的年金を受給している方

⇒　公的年金から天引きされた方は、年金振込通知書を参考にしてください。



『所得税』欄へ記入
※　2025（令和７）年１月～12月の**１年分**の金額を記入してください。
　年金振込通知書は、１支払期（２か月）分が記入されています。

【金額記入の注意】
千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
（１～499円は「０千円」、500～1,499円は「１千円」）

質問４　**２０２６（令和８）年度の住民税**の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、
１に○をつけた方は金額も記入してください。

1　課税あり →　住民税　□□□□ 万 □ 千円
（千　百　十　一）

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
（1～499円は「０千円」、500～1,499円は「１千円」）

2　課税なし

※ 住民税は、市町村（区）民税と道府県（都）民税の合計です。
不動産譲渡にかかる住民税は、除いてください。

【参考書類】

＊ 2026（令和８）年度　給与所得等に係る市町村（区）民税・道府県（都）民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書

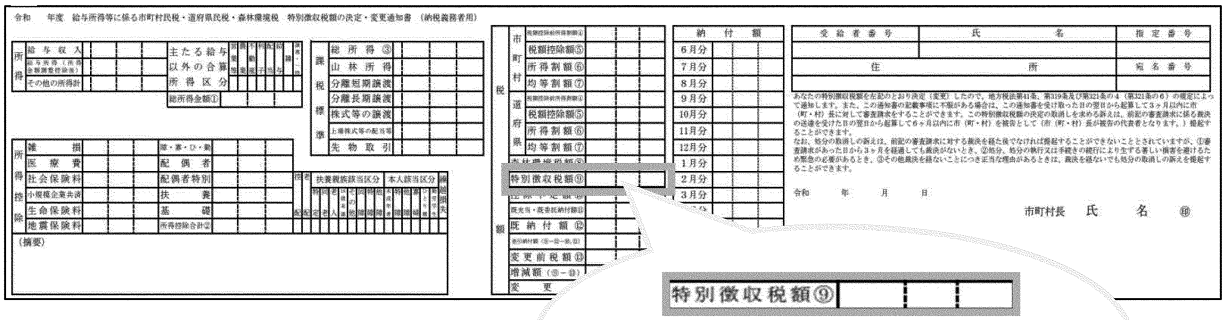
＊ 2026（令和８）年度　市町村（区）民税・道府県（都）民税・森林環境税税額決定・納税通知書

10ページへ

給与所得者の方

⇒　給与天引き以外に住民税を納めている方は、次の「給与所得者以外の方」を参考にしてください。

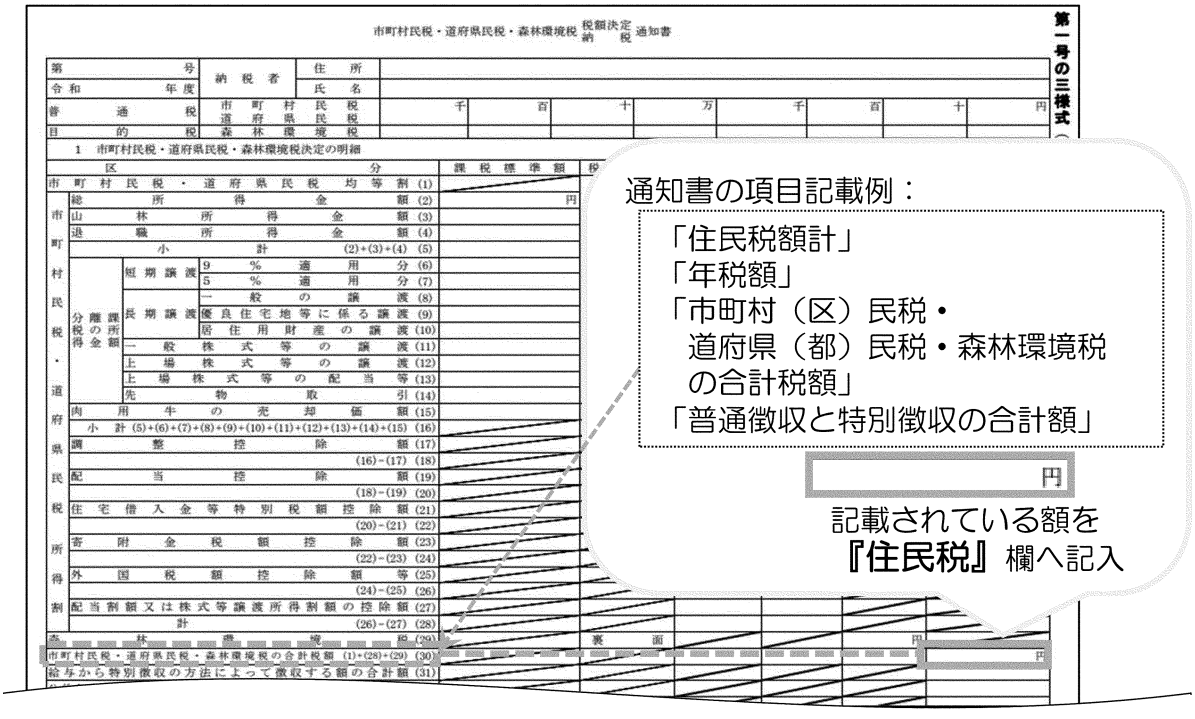
2026（令和８）年度　給与所得等に係る市町村（区）民税・道府県（都）民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書を参考にしてください。　※ 様式は、各地方公共団体によって異なります。



給与所得者以外の方

⇒　2026（令和８）年度　市町村（区）民税・道府県（都）民税・森林環境税税額決定・納税通知書を参考にしてください。

※ 様式は、各地方公共団体によって異なります。



【金額記入の注意】

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。

（１～499円は「０千円」、500～1,499円は「１千円」）

質問５　**２０２５（令和７）年分の社会保険料の支払いはありましたか。**

医療保険（短期掛金）・年金保険（長期掛金）・介護保険・雇用保険のうち、**ひとつでも支払いのあったとき**には、１に○をつけ、支払った金額も記入してください。ひとつも支払いがなかったときには、２に○をつけてください。

※ 保険料は、**実際に支払った方**が記入してください。

1　支払いあり

2　支払いなし　→　支払いのない方は、14ページにお進みください。

●昨年１年間に支払った社会保険料の総額を記入してください。

記入のしかたは、11ページの【『社会保険料の総額』の記入のしかた】より、「給与所得者の方」又は「給与所得者以外の方」から選んで記入してください。

社会保険料の総額 01　［千 百 十 一］万［　］千円

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。

●支払った保険料の内訳を記入してください。

記入のしかたは、12 ページの【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】より「給与所得者の方」又は「給与所得者以外の方」から選んで記入してください。

内　訳

医療保険（短期掛金） 02　［千 百 十 一］万［　］千円

年金保険（長期掛金） 03　［千 百 十 一］万［　］千円

介護保険 04　［千 百 十 一］万［　］千円

雇用保険 05　［千 百 十 一］万［　］千円

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
（1～499円は「０千円」、500～1,499円は「１千円」）

14ページへ

【『社会保険料の総額』の記入のしかた】

給与所得者の方

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は１つを選んでください。

持っている方

- **源泉徴収票**［原本又は写し］
  ⇒ 参考資料①
- **確定申告書**［控］
  ⇒ 参考資料②
- **住民税の納税通知書**
  ⇒ 所得控除欄の「社会保険料」

持っていない方

⇒ 12ページに進み、【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】を参考に、内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

給与所得者以外の方

下の書類をお持ちですか。複数お持ちの方は１つを選んでください。

持っている方

- **確定申告書**［控］
  ⇒ 参考資料②
- **住民税の納税通知書**
  ⇒ 所得控除欄の「社会保険料」

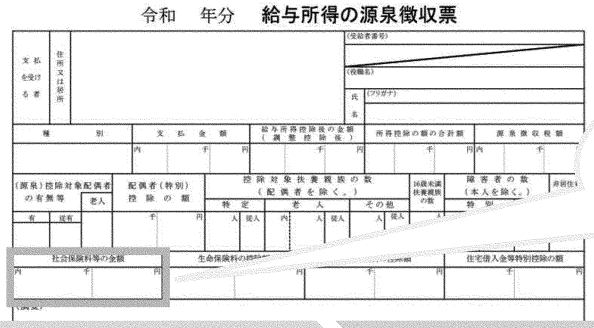
持っていない方

⇒ 12ページに進み、【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】を参考に、内訳を計算してから、内訳の合計を総額に記入してください。

【注意】 昨年、年の途中で支払い方法を変更された方（例：納付書から給与天引きに変更）は、それぞれで支払った保険料の合計を記入してください。

参考資料① 給与所得者の方

⇒ 2025（令和７）年分 給与所得の源泉徴収票［原本又は写し］を参考にしてください。

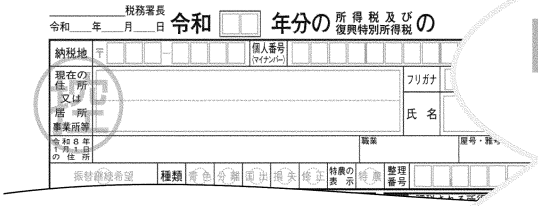




『社会保険料の総額』欄へ記入

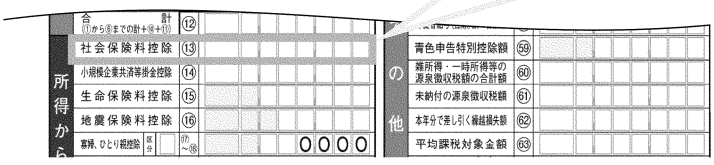
参考資料② 給与所得者の方 給与所得者以外の方

⇒ 2025（令和７）年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書［控］を参考にしてください。





『社会保険料の総額』欄へ記入



【金額記入の注意】

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。

（１～499円は「０千円」、500～1,499円は「１千円」）

【『支払った保険料の内訳』の記入のしかた】

給与所得者の方

給与明細書をお持ちですか。

（給与から天引きされていない方は、右の「給与所得者以外の方」から選んでください。）

１年分を持っている方

⇒ 月々（ボーナス分を含む。）の給与明細書から、社会保険料の種類ごとに2025（令和７）年１月～12月の**１年分の金額を合計**して記入してください。

１年分は持っていないが、１か月分を持っている方

10ページの『社会保険料の総額』を記入した方

⇒ 計算式A

10ページの『社会保険料の総額』を記入していない方

⇒ 計算式B

給与所得者以外の方

保険料は、どのような方法で納付されましたか。

口座振替 又は 納付書（普通徴収）で納付された方

⇒ 納入（税）通知書又は各納付書から、国民健康保険料（税）、国民年金保険料、介護保険料の2025（令和７）年１月～12月に納付した金額の合計を記入してください。

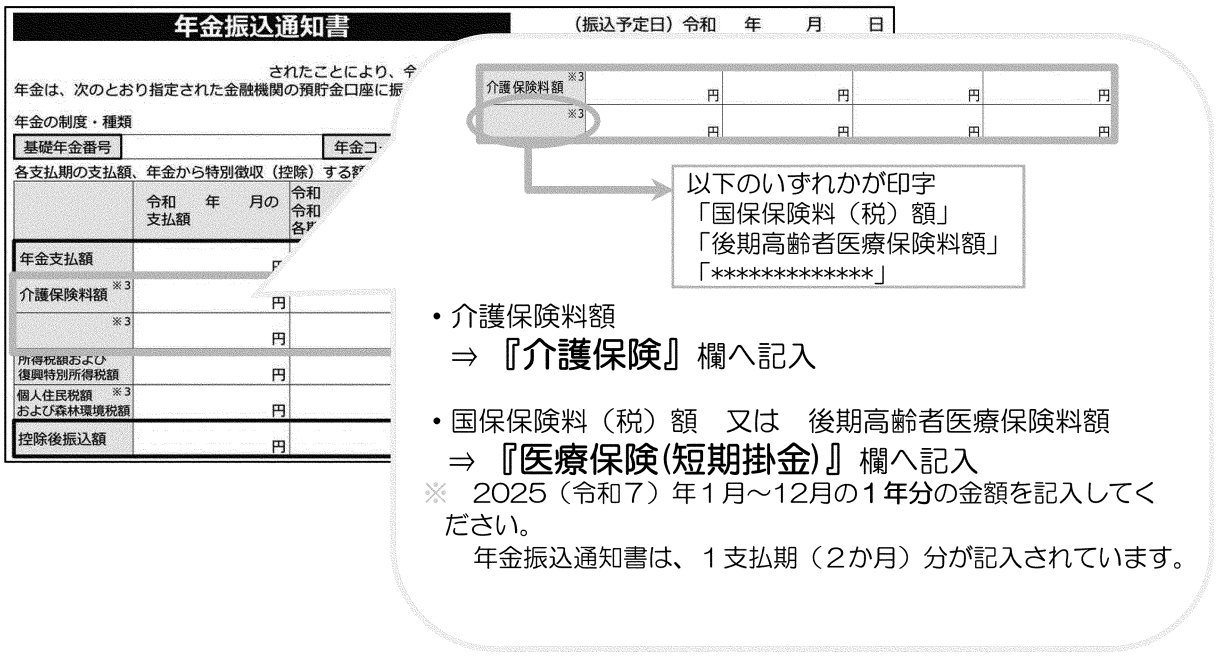
公的年金から天引き（特別徴収）で納付された方

⇒ 参考資料③

年金振込通知書等から、医療保険料、介護保険料の2025（令和７）年１月～12月に納付した金額の合計を計算してください。

【注意】
- 昨年、年の途中で支払い方法を変更された方（例：納付書から給与天引きに変更）は、それぞれで支払った保険料の合計を記入してください。
- 40歳以上の方で、医療保険と介護保険の区別ができない場合は、医療保険にまとめて記入してください。
- 「厚生年金基金」の支払いは年金保険に含めますが、「国民年金基金」、「農業者年金」の支払いは、14ページの質問７「企業年金・個人年金等」に含めてください。

参考資料③　給与所得者以外の方



- 介護保険料額
  ⇒ **『介護保険』**欄へ記入

- 国保保険料（税）額　又は　後期高齢者医療保険料額
  ⇒ **『医療保険(短期掛金)』**欄へ記入

※　2025（令和７）年１月～12月の**１年分**の金額を記入してください。
　年金振込通知書は、１支払期（２か月）分が記入されています。

計算式Ａ　『社会保険料の総額』を記入した方

①　給与明細書から転記

(1) １か月分の医療保険料（短期掛金）	〔　　〕円	× (6)〔　　〕	＝	医療保険（短期掛金） 02	円
(2) １か月分の年金保険料（長期掛金）	〔　　〕円	× (6)〔　　〕	＝	年金保険（長期掛金） 03	円
(3) １か月分の介護保険料	〔　　〕円	× (6)〔　　〕	＝	介護保険 04	円
(4) １か月分の雇用保険料	〔　　〕円	× (6)〔　　〕	＝	雇用保険 05	円

計算後、千円未満は四捨五入して、千円単位で10ページに記入してください。

②　(5)『社会保険料の総額』
※10ページに記入した額と同じ金額
社会保険料の総額 01 ［　　］千円 ÷ (1)～(4)を合計し、千円未満は四捨五入〔　　〕千円 ＝ 小数点第２位を四捨五入 (6)〔　　〕

計算式Ｂ　『社会保険料の総額』を記入していない方

①　給与の月数（回数）〔　　〕回 ＋ ボーナス月数〔　　〕回（１年分のボーナスが給与の何か月に相当するか） ＝ (1)［　　］小数点第２位を四捨五入

②　給与明細書から転記

(2) １か月分の医療保険料（短期掛金）	〔　　〕円	× (1)〔　　〕	＝	医療保険（短期掛金） 02	円
(3) １か月分の年金保険料（長期掛金）	〔　　〕円	× (1)〔　　〕	＝	年金保険（長期掛金） 03	円
(4) １か月分の介護保険料	〔　　〕円	× (1)〔　　〕	＝	介護保険 04	円
(5) １か月分の雇用保険料	〔　　〕円	× (1)〔　　〕	＝	雇用保険 05	円

計算後、千円未満は四捨五入して、千円単位で10ページに記入してください。

③　計算した『02 医療保険（短期掛金）』から『05 雇用保険』の合計を千円単位で記入
社会保険料の総額 01 ［　　］千円　※　10ページの『01 社会保険料の総額』欄へ忘れずに記入してください。

質問６

２０２５（令和７）年度の固定資産税・都市計画税や自動車税等（自動車税、軽自動車税、自動車重量税）の課税はありましたか。

あてはまる番号に○をつけ、１に○をつけた方は金額も記入してください。

固定資産税・都市計画税

1　課税あり　→　□□□□万□千円（千　百　十　一）

2　課税なし

自動車税等

1　課税あり　→　□□□□万□千円（千　百　十　一）

2　課税なし

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
（1～499円は「０千円」、500～1,499円は「１千円」）

※ 事業用に支払っている税額は、除いてください。
名義人か否かにかかわらず、実際に支払った方が記入してください。

【参考書類】2025（令和７）年度　固定資産税・都市計画税納税通知書
2025（令和７）年度　自動車税納税通知書、車検時の納品請求書等

質問７

２０２５（令和７）年分の企業年金や個人年金等の掛金を支払いましたか。

あてはまる番号に○をつけ、１に○をつけた方は金額も記入してください。

企業年金

1　支払いあり　→　□□□□万□千円（千　百　十　一）

2　支払いなし

個人年金等

1　支払いあり　→　□□□□万□千円（千　百　十　一）

2　支払いなし

千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。
（1～499円は「０千円」、500～1,499円は「１千円」）

※ 掛金は、実際に支払った方が記入してください。
【企業年金の例】確定給付企業年金・確定拠出年金（企業型）などの本人拠出分
【個人年金等の例】生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金や年金型商品、
国民年金基金、農業者年金、確定拠出年金（個人型）

質問８

あなたは**昨年１年間**（２０２５（令和7）年１月～１２月）に**仕送り**をしましたか。

定期的又は継続的に送った**１年間**の金品の額を記入してください。
品物は、時価に換算した額を記入してください。

あてはまる番号に○をつけ、１に○をつけた方は金額も記入してください。

1　仕送りをした → 仕送りした金額 □□□□ 万円

千　百　十　一

万円未満は四捨五入して、万円単位で右づめに記入してください。
（1～4,999円は「０万円」、5,000～14,999円は「１万円」）

2　仕送りをしていない

※　単身赴任者を送り出している世帯が、あなた（単身赴任者）の口座から生活費等としてその金額を引き出している場合も「１　仕送りをした」となります。

<u>世帯主　又は　世帯を代表する方</u>　は
引きつづき下の　質問９　にもお答えください。

質問９

現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。

あてはまる番号１つに○をつけてください。

1　大変苦しい
2　やや苦しい
3　普　通
4　ややゆとりがある
5　大変ゆとりがある

ご記入ありがとうございました。

○国土交通省告示第三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中島川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡神河町山田

字御弓場　八〇四番一号、二号、四号、五号及び二十八号から三十号まで

八〇三番三号

字御弓場山　一一二五番二六号から八号まで

一一二五番三九号及び二十四号

一一二五番四十号、十一号、二十二号及び二十三号

字カナギガ谷　一一二〇番七十二号から十四号まで

字ウルシ谷　一一二一番二十五号から十七号まで

兵庫県神崎郡神河町根宇野

字新林　一〇一八番七　十八号

字御弓場垣内　一〇一六番五　十九号から二十一号まで

字御弓場　一番　二十五号から二十七号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

イオト谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県宍粟市千種町西山

字増切　一二一一番一　一号から四十七号まで

○国土交通省告示第三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ごうら川（二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第百二十二号で指定した同号二十四に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県たつの市龍野町片山

字三味谷　七七二番九　一号から四号まで及び十二号から二十六号まで

字大岩谷　七七一番一　五号及び九号から十一号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

景雲寺川（二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を令和七年国土交通省告示第九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県たつの市揖西町中垣内

字東山　甲一七九三番六四　一号から十四号まで

○国土交通省告示第三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒岩北川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

香川県高松市国分寺町国分の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 18′ 58.0200″	133° 56′ 55.1516″
2	34° 18′ 58.8346″	133° 56′ 57.5253″
3	34° 19′ 00.0007″	133° 56′ 57.4143″
4	34° 19′ 00.3468″	133° 56′ 57.8334″
5	34° 19′ 00.2767″	133° 56′ 58.7729″
6	34° 19′ 02.1043″	133° 57′ 00.7018″
7	34° 19′ 01.4239″	133° 57′ 01.5312″
8	34° 19′ 00.1658″	133° 57′ 00.5675″
9	34° 18′ 59.1066″	133° 57′ 00.0353″
10	34° 18′ 58.5244″	133° 57′ 00.0923″
11	34° 18′ 58.1020″	133° 56′ 59.5636″
12	34° 18′ 58.1521″	133° 56′ 58.7065″
13	34° 18′ 57.8048″	133° 56′ 58.5494″
14	34° 18′ 56.8586″	133° 56′ 59.1526″
15	34° 18′ 56.2078″	133° 56′ 58.6734″
16	34° 18′ 56.1456″	133° 56′ 58.1416″
17	34° 18′ 56.5192″	133° 56′ 57.4118″
18	34° 18′ 56.6430″	133° 56′ 56.6097″
19	34° 18′ 56.5602″	133° 56′ 56.1797″
20	34° 18′ 56.2081″	133° 56′ 55.6202″
21	34° 18′ 56.4202″	133° 56′ 55.5258″
22	34° 18′ 56.6620″	133° 56′ 55.4429″
23	34° 18′ 56.9382″	133° 56′ 56.9995″
24	34° 18′ 56.5295″	133° 56′ 58.5020″
25	34° 18′ 56.9199″	133° 56′ 58.6653″
26	34° 18′ 57.2891″	133° 56′ 58.1405″
27	34° 18′ 58.1171″	133° 56′ 57.9705″
28	34° 18′ 57.5061″	133° 56′ 55.2998″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

拍子谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

香川県三豊市財田町財田上の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を中瀬川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十三年内務省告示第三百三十号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34° 06′ 53.5717″	133° 48′ 48.4888″
2	34° 06′ 49.3903″	133° 48′ 50.4805″
3	34° 06′ 45.1177″	133° 48′ 49.3650″
4	34° 06′ 44.9561″	133° 48′ 48.5184″
5	34° 06′ 48.7310″	133° 48′ 46.5763″
6	34° 06′ 53.4831″	133° 48′ 46.9811″
7	34° 06′ 54.0312″	133° 48′ 45.7947″
8	34° 06′ 55.2832″	133° 48′ 44.5424″
9	34° 06′ 56.4010″	133° 48′ 44.1685″
10	34° 06′ 57.8507″	133° 48′ 44.0349″
11	34° 06′ 57.3445″	133° 48′ 44.6623″

○国土交通省告示第三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

飯田川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第四百九十号で指定した土地の区域を除く。）

新潟県上越市牧区棚広

字市ノ沢　三〇六五番子　一号及び二号

三〇六四番子　三号

三〇六四番　四号及び六号

三〇六四番地先道路敷　五号
三〇六五番巳　七号
三〇八三番　八号から十三号まで、十七号から二十四号まで及び三十三号
三〇八三番丑　十四号
三〇八三番子　十五及び十六号
三〇八四番一　二十五号
三〇八四番二　二十六号から二十八号まで

新潟県上越市牧区宇津俣字清水平
八五四番一　二十九号から三十一号まで
八五一番　三十二号
八五〇番　三十四号
八四九番　三十五号
八四七番一　三十六号
八四七番四　三十七号
八四七番三地先水路敷　三十八号
八三二番一　三十九号及び四十号
八三二番五　四十一号及び四十二号
一七八三番一　四十三号
一七八二番一　四十四号及び四十七号
八三三番三　四十五号
八〇七番二　四十六号
一七八二番三　四十八号から五十号まで
一七八二番二　五十一号
一七八一番　五十二号から五十四号まで
八〇六番　五十五号から五十七号まで
八三五番　五十八号
八四四番　五十九号及び六十号

○国土交通省告示第四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

松尾川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を市道大谷口線の道路敷に沿って結んだ線、標柱十一号から十三号までを順次結んだ線、標柱十三号と十四号を市道大谷口線の道路敷に沿って結んだ線、標柱十四号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県いちき串木野市羽島
字萬造寺平
四〇二二番　一号
四〇二六番　二号
四〇一一番　三号
四〇一〇番　四号及び五号
三九九一番　十号
三九九九番　十一号
三九九四番　十二号及び十三号
四〇三一番　十四号
四〇三〇番　十五号及び十六号

字陣ノ岡
三九八七番二　六号
三九八七番一一　七号
三九八九番一　八号
三九八八番二　九号

○国土交通省告示第四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大亀谷

二　砂防法第二条の土地の表示

島根県飯石郡飯南町頓原の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°04′52.5274″	132°47′16.9641″
2	35°04′53.4883″	132°47′16.4038″
3	35°04′54.8255″	132°47′16.2345″
4	35°04′55.4085″	132°47′16.6388″
5	35°04′55.6022″	132°47′17.0608″
6	35°04′55.8814″	132°47′17.3819″
7	35°04′56.2825″	132°47′17.5733″
8	35°04′56.3817″	132°47′16.7119″
9	35°04′56.5297″	132°47′16.5433″
10	35°04′56.9120″	132°47′17.1044″
11	35°04′57.8051″	132°47′16.9936″
12	35°04′59.2746″	132°47′17.3922″
13	35°04′59.5158″	132°47′17.7451″
14	35°04′59.4281″	132°47′17.8700″
15	35°04′57.9528″	132°47′17.4560″
16	35°04′57.5529″	132°47′17.7526″
17	35°04′57.2477″	132°47′17.8340″
18	35°04′57.0495″	132°47′18.7224″
19	35°04′56.8032″	132°47′18.7212″
20	35°04′56.4868″	132°47′18.7188″
21	35°04′55.8743″	132°47′17.9514″
22	35°04′55.5462″	132°47′17.3848″
23	35°04′55.0103″	132°47′16.6212″
24	35°04′54.6856″	132°47′16.5162″
25	35°04′53.5456″	132°47′16.6642″
26	35°04′52.5872″	132°47′17.2243″

○国土交通省告示第四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水船谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県久留米市田主丸町森部の区域内の土地のうち、次の一点から十二点までを順次結んだ線、十二点と十三点を昭和四十四年建設省告示第八百十七号で指定した同号一に掲げる土地の境界線及び令和六年国土交通省告示第五百十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、十三点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°19′40.0028″	130°43′11.4765″
2	33°19′39.6046″	130°43′11.6966″
3	33°19′39.2215″	130°43′11.6796″
4	33°19′38.8422″	130°43′11.5582″
5	33°19′38.3897″	130°43′11.5853″
6	33°19′37.6517″	130°43′12.2095″
7	33°19′35.7373″	130°43′12.5549″
8	33°19′34.5144″	130°43′12.6969″
9	33°19′33.2157″	130°43′13.2428″
10	33°19′29.6168″	130°43′13.0826″
11	33°19′28.4926″	130°43′12.4904″
12	33°19′28.1531″	130°43′12.7582″
13	33°19′27.5523″	130°43′09.7275″
14	33°19′27.9795″	130°43′09.7381″
15	33°19′28.4737″	130°43′10.8727″
16	33°19′29.2502″	130°43′10.7878″
17	33°19′30.2249″	130°43′11.3355″

18	33° 19′ 33.5233″	130° 43′ 11.7536″
19	33° 19′ 35.0637″	130° 43′ 11.5527″
20	33° 19′ 35.7242″	130° 43′ 11.6152″
21	33° 19′ 37.3034″	130° 43′ 11.3983″
22	33° 19′ 38.1748″	130° 43′ 10.8050″
23	33° 19′ 38.4583″	130° 43′ 10.8851″
24	33° 19′ 38.8154″	130° 43′ 11.0560″
25	33° 19′ 39.6034″	130° 43′ 11.3343″
26	33° 19′ 40.0322″	130° 43′ 11.1311″

○国土交通省告示第四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

諏訪の越川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十八年内務省告示第四百九十号で指定した土地の区域及び昭和三十一年建設省告示第二百五十八号で指定した諏訪の越川に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県上越市安塚区細野

字峯屋敷　六一九番二　一号から三号まで及び三十九号

六一九番一　四号

六一九番四　五号

六二二番二　六号及び七号

六二三番一　八号から十号まで

六二四番　十一号及び十二号

六二五番　十三号から十六号まで

六二六番　十七号から十九号まで

六二七番　二十号から二十六号まで

字諏訪ノ越　五八四番一　二十七号から三十八号まで

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

記

久留馬村牧野農業協同組合
　群馬県高崎市高浜町924番地
東村高戸谷牧野農業協同組合
　群馬県沼田市利根町高戸谷439番地
佐山牧野農業協同組合
　群馬県沼田市佐山町1595番地
下古牧野農業協同組合
　群馬県沼田市白沢町下古語父783番地
川場村萩室第壱牧野農業協同組合
　群馬県利根郡川場村大字萩室748番地
川場村萩室第二牧野農業協同組合
　群馬県利根郡川場村大字萩室748番地
水上町小仁田牧野農業協同組合
　群馬県利根郡みなかみ町小仁田386番地
水上町綱子牧野農業協同組合
　群馬県利根郡みなかみ町綱子58番地
農事組合法人前橋東部柑橘組合
　群馬県前橋市富田町1402番地１
農事組合法人四方木藤田牧野組合
　群馬県渋川市小野子3657番地２
農事組合法人広馬場稚蚕共同飼育組合
　群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場1901番地の６
農事組合法人群馬新茸生産組合
　群馬県高崎市上小鳥町156番地１
農事組合法人新里松原峰水耕組合
　群馬県桐生市新里町武井607番地１
農事組合法人アイオワファーム
　群馬県太田市新田上江田町1124番地１
日向農事組合法人
　群馬県館林市日向町267番地
正儀内西農事組合法人
　群馬県館林市大島町5429番地
中野農事組合法人
　群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4901番地
下三林農事組合法人
　群馬県館林市下三林町1388番地の６
農事組合法人平出椎茸生産組合
　群馬県沼田市白沢町平出字前大反243番地
農事組合法人にいはる生産組合
　群馬県利根郡みなかみ町須川834番地
農事組合法人大原育苗組合
　群馬県沼田市利根町大原54番地

農業協同組合法第64条の２及び法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合又は農事組合法人であって、本日現在において、当該農業協同組合又は当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合又は当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合又は当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農業協同組合又は当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年１月15日

群馬県知事　山本　一太

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

札幌市中央区南一条西二十三丁目一番三三号
ノースウィンメディア株式会社
代表清算人　中井　朗友

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

札幌市中央区北一条西十八丁目一番五二号
市田ビル　株式会社ＳＣＲＡＴＥ
代表清算人　永見　達郎

解散公告

当社は令和七年九月三十日の株主総会決議で解散しました。当社に債権を有す方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和八年一月十五日

岩手県二戸市福岡字落久保二五番地
株式会社佐善商店
代表清算人　佐藤　善隆

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

仙台市若林区沖野七丁目四番一一号
日本電材株式会社
代表清算人　遠藤　芳隆

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

仙台市宮城野区福室一丁目七番六一号ルー
ミナスＴＯＫＡⅡ二〇七号
株式会社石川不動産販売
代表清算人　石川美樹子

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

栃木県足利市大沼田町五〇五番地一
株式会社笑福
代表清算人　大川　一夫

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

栃木県日光市小百七一三―一
合同会社ｎｅｋｋｏ
代表清算人　吉田　貴光

解散公告

当社は、令和七年十二月十二日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

埼玉県川口市中青木三―一〇―三三―七号
合同会社宇洋商事
代表清算人　陳　兵

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

埼玉県幸手市中四丁目九番一八号
株式会社Ｊ
代表清算人　元田　蛍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目四番一
〇―一七〇六号
ＴＴＣ株式会社
代表清算人　宇津野優子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

埼玉県狭山市大字南入曽一一五八番地一四
一般社団法人移住ライフネット
代表清算人　宮川　博行

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

千葉県市原市出津七番地八
公害計器サービス千葉株式会社
代表清算人　佐藤　政敏

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

千葉県市川市新田五丁目一番三号
有限会社エジプトグローバル
清算人　小泉　多恵

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

千葉県市原市五井西六丁目三八番地二〇
有限会社さとう動物病院
清算人　佐藤　里香

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都中央区日本橋三丁目一二番二号
株式会社ＡＳサービス
代表清算人　髙田　正芳

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都江戸川区西小松川町一五番一六号
有限会社江機製作所
清算人　川島　伴子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都千代田区神田三崎町二丁目一〇番一一号（ＰｅｇビルⅡ）五Ａ－四号室

ＰＯＬＹＩＭＡＧＥ合同会社

清算人　江　沐函

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

合同会社Ｌｅ　Ｖａ

清算人　中村　亜泰

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

一般社団法人ちくさ

代表清算人　河原　正幸

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都品川区豊町一丁目一番一三号

鮮明堂印刷株式会社

代表清算人　藤井　清三

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都渋谷区円山町五番五号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ三階　株式会社日本予防歯科医学研究所

代表清算人　角田　道彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都町田市南成瀬七丁目一四番地一三

有限会社フェリックス

清算人　町田　泰子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号

楽天モバイルインフラソリューション株式会社

代表清算人　大前　悠美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ　株式会社ＶＡＵＬＴ

代表清算人　坂本　涼太

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目一三番一〇号

株式会社ＳＴサービス

代表清算人　佐藤　崇

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都千代田区大手町二丁目二番二号

ＪＳＦＰ　Ｅｌｅｖａｒ株式会社

代表清算人　山口　亮

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

ＡＣＡＢＡ株式会社

代表清算人　井上　健士

解散公告

当社は、令和七年十二月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都豊島区東池袋一－三四－五いちご東池袋ビル六階　合同会社Ｎａｍｅｌｅｓｓ

代表清算人　木村　恭平

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都中央区銀座二丁目一〇番八号マニエラ銀座ビル四階　一般社団法人ＳＡＰ１

代表清算人　丸尾　知弘

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都江東区潮見二丁目四番一九号

シグマ印刷株式会社

代表清算人　島村　信彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都目黒区洗足二丁目二八番一七号

スマートマティックジャパン株式会社

代表清算人　松元　雅彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都目黒区祐天寺二丁目一三番四号

株式会社ワングランピング

代表清算人　田邉　大樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都江戸川区小松川二丁目七番一号

一般社団法人ものこと双発推進

代表清算人　田中　芳夫

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階

一般社団法人ウーマンエンパワー協会

代表清算人　谷平　優美

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館

ニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

代表清算人　シャ・カブン・カルメン

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都港区六本木六丁目一番二六号六本木天城ビル六階

株式会社７９Ｓ　Ｔｏｋｙｏ

代表清算人　木本　泰哉

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

東洋デベロップメント株式会社

代表清算人　佐山　誠

解散公告

当社は、令和七年十一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

神奈川県藤沢市辻堂新町一丁目一六番二号

株式会社三徳社

代表清算人　早速　政和

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

神奈川県大和市中央林間七丁目一〇番一号

三機大和ビルＢ館三階

ＰＲＵＦＴＥＣＨＮＩＫ株式会社

代表清算人　赤崎　章吉

解散公告

当社は、令和七年八月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

横浜市旭区川島町二〇六三番地

有限会社横浜えいが村

清算人　尾越　淑子

解散公告

当社は、令和七年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

横浜市旭区鶴ケ峰二丁目七番地一九横浜鶴ヶ峰ビューハイツ三一四号

株式会社経営計算センター

代表清算人　辛島健太郎

解散公告

当法人は、令和七年十二月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

横浜市青葉区もみの木台二四番地一五

特定非営利活動法人日本芸術家協会

清算人　寺尾　浩充

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

新潟市中央区近江二丁目一五番八号

株式会社プチトリアノン

代表清算人　荒井千香子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

富山市今泉西部町八番地二

有限会社拓陽開発

清算人　大西　典秋

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

富山県高岡市野村一七八番地一五

ＣＲＯＳＳＯＶＥＲ株式会社

代表清算人　黒岩　一明

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

石川県白山市福留町六三番地

株式会社ＩＫＥＤＡホールディングス

代表清算人　池田　優作

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福井市主計中第一〇号七番地一

ミタニ株式会社

代表清算人　佐山　誠

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福井市花堂中二丁目一九番五号

花堂石油株式会社

代表清算人　佐山　誠

解散公告

当社は、令和七年十二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

静岡県浜松市中央区連尺町三一四番地の三六

有限会社税理士会館

清算人　菅沼　雅也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

静岡県裾野市須山二二五五番地の二九三六

一般社団法人Youngsters on the Air Japan

代表清算人　櫻井三穂子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

愛知県知多郡南知多町大字内海字小桝一四九番地の一

株式会社佐宗

代表清算人　佐宗　正美

解散公告

当社は、令和七年十二月十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

滋賀県草津市西渋川一丁目三番二〇号

株式会社Ｈ＆Ｍ

代表清算人　行岡荘太郎

解散公告

当法人は、令和七年十二月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

京都府福知山市厚中町四九番地

特定非営利活動法人みらい学園

清算人　大槻あけみ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

京都市南区吉祥院高畑町一〇二―一

有限会社タル谷製作所

清算人　樽谷　治

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

京都府相楽郡精華町祝園西一丁目一六番地一〇

株式会社オークス

代表清算人　渡辺　一弘

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪市住之江区南港中三丁目三番三四―五一〇号

一般社団法人ＣｏｎＣｏｒｏ

代表清算人　上村　亜子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪市城東区永田一丁目二番八号

株式会社歌川トータルサービス

代表清算人　歌川　良洋

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪市福島区玉川一丁目二番六〇号プルポビル三階ウエキ税理士法人内

一般社団法人積翠

代表清算人　東　信吾

解散公告

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪府守口市佐太中町三丁目一三番二八号

協和精機株式会社

代表清算人　濵口　哲也

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

兵庫県相生市垣内町七番二八号

有限会社松元モータース

清算人　松元　睦巧

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

兵庫県明石市大久保町西島七四二番三号

特定非営利活動法人かがやき

清算人　土井　直

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

兵庫県西宮市段上町二丁目六番二四号

有限会社天満ビジネスサービス

清算人　徳澤　佳代

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘六丁目一四番二五号

株式会社コムテクス

代表清算人　喜多　優美

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

鳥取県米子市上福原五丁目一三番六五号
一般社団法人ハッピージェネレーション
清算人　森兼　尚子

解散公告

当法人は、令和七年九月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

島根県出雲市平田町九五一番三二号
特定非営利活動法人島根県介護事業運営研究会
代表清算人　太田　満保

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年十二月二十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

島根県邑智郡美郷町長藤一〇〇番地一
認可地縁団体　美郷町魚切谷自治会
清算人　大林　康成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

島根県浜田市朝日町一一三番地六
株式会社平和商会
代表清算人　武田　章子

解散公告

当社は、令和七年十二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

岡山県笠岡市五番町五番地の三五
林電設株式会社
代表清算人　林　信之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

岡山市北区表町二丁目七番二八号
特定非営利活動法人ＫＩＺＵＮＡ
清算人　川上　由夫

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

山口県下松市瑞穂町一丁目一番一号
有限会社シズマスタジオ
清算人　**靜間**　義孝

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福岡市博多区吉塚一丁目四番一〇号ジャンティ一三〇―一〇四号室
ＪＷ　ｋｉｍｉｘ合同会社
清算人　金　艶

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目一番一号
サンセルコビル一一二―Ｄ
合同会社Ｌａ　Ｓａｎａ
清算人　庄島　早苗

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福岡県遠賀郡芦屋町山鹿三二番五九号
有限会社アイワ
清算人　福山　淳一

解散公告

当社は令和七年十二月二十六日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

宮崎県延岡市北川町川内名一〇三五八番地一〇
有限会社祝子川温泉美人の湯
清算人　夏田　正昭

解散公告

当社は令和七年十二月三十一日に解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。なお、右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

宮崎県延岡市土々呂町四丁目四〇五九番地
合同会社福島アカデミー
清算人　福島　吉彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

鹿児島市紫原五丁目五六番一六号
株式会社恵々企画
代表清算人　上加世田俊

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月三十日開催の社員総会の決議並びに令和七年八月二十五日付東京都知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

東京都杉並区高円寺北四丁目二九番二号
秀和高円寺レジデンス一二一号室
医療法人社団慶劫会
清算人　村上　幸子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福井県坂井市丸岡町谷町二丁目二五番地
本願寺円陵教堂
清算人　松本　隆英

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月二十二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪市城東区古市二丁目三番二五号
医療法人上野外科
清算人　上野　愛子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪市北区堂島二丁目二番八―三三〇一号

医療法人上田医院

清算人　上田裕紀子

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

兵庫県川西市花屋敷一丁目二四番一〇号

福田海蓮社

清算人　多田　順子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月二十六日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

熊本市中央区千葉城町五番一一号

シティマンションアルカサール千葉城管理組合法人　代表清算人　米村桂一郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十二日大分地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大分市新川町一丁目一〇番四号

神道実行教不二教会

清算人　渡邊　吾朗

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町五〇番地の一

医療法人社団康路会

清算人　若林　康之

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月十九日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

長野県塩尻市大字広丘原新田二一五番地一二

塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合

代表清算人　小口　学

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

愛知県豊橋市羽田町六二

宗教法人神習教直道大教会

清算人　佐々木若菜

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十一月二十九日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪府八尾市神武町二番三五号株式会社クボタ久宝寺工場内

クボタ本社ユニオン久宝寺支部

清算人　井上　英樹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十九日の大阪市保健所長の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪市鶴見区今津南一丁目五番三七号

医療法人雲勢会

清算人　竹中　一彰

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪府東大阪市御厨栄町二丁目一三番二六号

医療法人秀和会

清算人　川端　力

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

秋田県能代市字下瀬三〇番地四

医療法人芙蓉会

清算人　関口　一彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪府池田市室町五番五号

医療法人岡崎内科

清算人　岡崎　欣一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪府寝屋川市松屋町一〇番二六号

医療法人ひえじま医院

清算人　日衞嶋禎介

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

大阪府交野市藤が尾四丁目一六番一〇号

医療法人はと産婦人科

清算人　波戸　良光

第16期決算公告

令和８年１月15日

宮城県仙台市青葉区五橋一丁目５番３号

株式会社ワイヤードビーンズ

代表取締役　三輪　寛

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	377,516
	固定資産	81,047
	合計	458,563
負債及び純資産の部	流動負債	284,855
	（うち賞与引当金）	(20,515)
	固定負債	121,192
	株主資本	52,516
	資本金	100,000
	利益剰余金	△47,483
	その他利益剰余金	△47,483
	（うち当期純損失）	(30,208)
	合計	458,563

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

兵庫県三木市志染町中自由が丘一丁目五六〇番地

医療法人社団かわい子どもクリニック

清算人　河合美奈子

解散公告（第三回）

当法人は、高知県知事の認可により、令和七年十二月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

高知県香美市土佐山田町百石町一丁目一二番一号

医療法人土佐楠目会

清算人　楠目　修

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月十四日開催の定時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十五日

福岡県八女市黒木町笠原七四五八番地四

農事組合法人八女茶工房笠原

清算人　浅田　義博

第７期決算公告

令和８年１月15日　東京都中央区築地一丁目13番１号

ＭＩフォース株式会社

代表取締役　昌原　清植

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,342,192	流動負債	276,680
固定資産	132,421	賞与引当金	49,411
		役員賞与引当金	1,444
		固定負債	70,934
		退職給付引当金	70,934
		株主資本	3,126,998
		資本金	50,000
		資本剰余金	118,481
		資本準備金	30,000
		その他資本剰余金	88,481
		利益剰余金	2,958,516
		その他利益剰余金	2,958,516
		（うち当期純利益）	(532,593)
資産合計	3,474,613	負債・純資産合計	3,474,613

第２期決算公告

令和８年１月15日

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社ＡＰ８３ホールディングス
代表取締役　印東　　徹

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	416	流動負債	1,983
固定資産	13,619,986	**負債合計**	**1,983**
		株主資本	13,618,418
		資本金	90,000
		資本剰余金	13,566,000
		資本準備金	6,828,000
		その他資本剰余金	6,738,000
		利益剰余金	△　37,581
		その他利益剰余金	△　37,581
		（うち当期純損失）	(37,298)
		純資産合計	**13,618,418**
資産合計	**13,620,402**	**負債・純資産合計**	**13,620,402**

第 86 期決算公告　令和８年１月15日
埼玉県川越市大字下赤坂736番地２
ムサシパッケージ株式会社
代表取締役　山崎　康成
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	120,411
	固定資産	6,497
	合計	126,909
負債及び純資産の部	流動負債	19,332
	固定負債	29,082
	株主資本	78,494
	資本金	30,000
	利益剰余金	48,494
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	46,494
	（うち当期純利益）	(768)
	合計	126,909

第 62 期決算公告　令和８年１月15日
埼玉県川越市大字下赤坂736番地２
株式会社新和製作所
代表取締役　山崎　康成
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,590,314
	固定資産	1,430,003
	繰延資産	2,487
	合計	3,022,805
負債及び純資産の部	流動負債	1,603,912
	固定負債	1,139,050
	株主資本	279,842
	資本金	10,000
	利益剰余金	269,842
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	267,342
	（うち当期純利益）	(53,750)
	合計	3,022,805

第 60 期 決 算 公 告
令和７年12月18日
福島県いわき市平字研町２番地
株式会社東日本計算センター
代表取締役　鷲　弘樹
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,095,117
	固定資産	811,892
	合計	1,907,009
負債及び純資産の部	流動負債	723,771
	固定負債	580,265
	株主資本	602,973
	資本金	40,000
	利益剰余金	562,973
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	557,973
	（うち当期純利益）	(21,537)
	合計	1,907,009

第 17 期決算公告　令和８年１月15日

埼玉県川越市下赤坂736番地２

株式会社シンワ製版印刷

代表取締役　山崎　康成

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,774
	固定資産	20,228
	合計	57,003
負純資債及産のび部	流動負債	19,840
	固定負債	28,286
	株主資本	8,876
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,876
	その他利益剰余金	7,876
	（うち当期純利益）	(178)
	合計	57,003

第 12 期決算公告　令和８年１月15日

埼玉県ふじみ野市亀久保1666番地

株式会社平成紙工

代表取締役　山崎　康成

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,870
	固定資産	10,076
	合計	51,947
負純資債及産のび部	流動負債	14,986
	固定負債	33,557
	株主資本	3,404
	資本金	1,000
	利益剰余金	2,404
	その他利益剰余金	2,404
	（うち当期純利益）	(699)
	合計	51,947

第 19 期決算公告　令和８年１月15日

埼玉県ふじみ野市亀久保1666番地

株式会社関東合紙

代表取締役　山崎　康成

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,128
	固定資産	80,086
	合計	98,215
負純資債及産のび部	流動負債	35,249
	固定負債	54,119
	株主資本	8,846
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,846
	その他利益剰余金	7,846
	（うち当期純利益）	(1,423)
	合計	98,215

第 44 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

名古屋市中区栄一丁目３番３号

赤門ウイレックス株式会社

代表取締役社長　山田　晃也

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,039,029	流動負債	803,114
固定資産	2,029,249	固定負債	134
繰延資産	647	株主資本	5,265,678
		資本金	41,000
		資本剰余金	7,897
		資本準備金	7,897
		利益剰余金	5,233,707
		利益準備金	9,445
		その他利益剰余金	5,224,262
		（うち当期純利益）	(671,580)
		自己株式	△16,927
資産合計	6,068,926	負債・純資産合計	6,068,926

第 57 期 決 算 公 告

令和７年12月15日

神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町20番地17

株式会社オオスミ

代表取締役　大角　武志

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,145,014	流動負債	501,218
固定資産	284,899	固定負債	426,310
		株主資本	502,386
		資本金	30,000
		資本剰余金	3,393
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	893
		利益剰余金	468,992
		利益準備金	15,560
		その他利益剰余金	453,432
		（うち当期純利益）	(15,371)
資産合計	1,429,914	負債・純資産合計	1,429,914

第９期決算公告

令和８年１月15日　東京都港区芝公園二丁目３番６号５階

ドクターズ株式会社

代表取締役　柳川　貴雄

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	573,739	流動負債	239,068
固定資産	1,245,754	固定負債	174,875
		株主資本	1,404,783
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,438,985
		資本準備金	1,399,792
		その他資本剰余金	1,039,192
		利益剰余金	△1,134,201
		その他利益剰余金	△1,134,201
		（うち当期純損失）	（466,287）
		新株予約権	766
資産合計	1,819,493	負債・純資産合計	1,819,493

第68期決算公告

2026年１月15日　広島市西区観音新町四丁目10―97―21

株式会社モルテン

代表取締役社長　最高経営責任者　民秋　清史

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	17,425,789	流動負債	8,738,784
固定資産	27,290,710	固定負債	6,149,436
		株主資本	28,444,387
		資本金	316,142
		利益剰余金	28,128,245
		利益準備金	79,035
		その他利益剰余金	28,049,210
		（うち当期純利益）	（2,294,434）
		評価・換算差額等	1,383,891
		その他有価証券評価差額金	1,383,891
合計	44,716,500	合計	44,716,500

第17期決算公告　令和８年１月15日

埼玉県川越市下赤坂736番地２

杉並紙業株式会社

代表取締役　山崎　康成

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	34,324
	固定資産	10
	合計	34,334
負純資債及産のび部	流動負債	32,996
	株主資本	1,338
	資本金	1,000
	利益剰余金	338
	その他利益剰余金	338
	（うち当期純利益）	（566）
	合計	34,334

第９期決算公告

令和８年１月15日

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

株式会社アセッツ・パートナーズ

代表取締役　安本　龍司

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	314,892	流動負債	13,254,654
固定資産	24,800,850	固定負債	12,626,060
		負債合計	25,880,714
		株主資本	△764,972
		資本金	1,000
		利益剰余金	△765,972
		その他利益剰余金	△765,972
		純資産合計	△764,972
資産合計	25,115,742	負債・純資産合計	25,115,742

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,239,000
売上総利益	1,239,000
販売費及び一般管理費	294,746
営業利益	944,254
営業外収益	331
営業外費用	851,746
経常利益	92,839
税引前当期純利益	92,839
法人税、住民税及び事業税	16,499
当期純利益	76,341

第19期決算公告　令和８年１月15日

埼玉県川越市下赤坂736番地２

株式会社フォレストコーポレーション

代表取締役　山崎　康成

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	65,310
	固定資産	15,833
	合計	81,143
負純資債及産のび部	流動負債	32,960
	固定負債	36,810
	株主資本	11,372
	資本金	1,000
	利益剰余金	10,372
	その他利益剰余金	10,372
	（うち当期純利益）	（2,743）
	合計	81,143

第４期決算公告

令和８年１月15日

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
鉄鋼ビルディング４階

Ｌｕｏｇｏ Ｖｅｒｄｅ特定目的会社

取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
特定資産	8,980,329	流動負債	194,978
固定資産	8,980,329	固定負債	6,652,545
その他の資産	725,931	負債合計	6,847,523
流動資産	655,679	純資産の部	
固定資産	40,921	社員資本	2,858,737
繰延資産	29,330	特定資本金	100
		優先資本金	2,955,000
		剰余金	△96,362
		当期未処理損失	96,362
		純資産合計	2,858,737
資産合計	9,706,261	負債・純資産合計	9,706,261

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	369,511
営業費用	261,625
営業利益	107,886
営業外収益	784
営業外費用	123,793
経常損失	15,122
税引前当期純損失	15,122
法人税、住民税及び事業税	1,068
当期純損失	16,191

第21期決算公告　令和７年12月17日

東京都港区芝大門１丁目２番８号

株式会社フィート

代表取締役　大田　健二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	173
	固定資産	6
	資産合計	179
負純資債及産のび部	流動負債	30
	賞与引当金	3
	固定負債	3
	退職給付引当金	3
	株主資本	146
	資本金	12
	利益剰余金	134
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	134
	（うち当期純損失）	（1）
	負債・純資産合計	179

第２期決算公告

令和８年１月15日　東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階

株式会社ＡＰ８３

代表取締役　印東　徹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	541,713	流動負債	447,793
固定資産	40,677,715	固定負債	27,452,000
		負債合計	27,899,793
		株主資本	13,319,635
		資本金	90,000
		資本剰余金	13,517,999
		資本準備金	20,049
		その他資本剰余金	13,497,950
		利益剰余金	△ 288,364
		その他利益剰余金	△ 288,364
		純資産合計	13,319,635
資産合計	41,219,428	負債・純資産合計	41,219,428

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	545,990
売上総利益	545,990
販売費及び一般管理費	66,095
営業利益	479,894
営業外収益	45,048
営業外費用	889,721
経常損失	364,778
税引前当期純損失	364,778
法人税、住民税及び事業税	201
法人税等調整額	△ 89,153
当期純損失	275,826

第 35 期決算公告　令和８年１月15日
北海道富良野市本町８番１号
株式会社大北不動産
代表取締役　荒木　毅
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,246
	固定資産	741,095
	合計	809,341
負債及び純資産の部	流動負債	21,495
	固定負債	574,385
	株主資本	213,461
	資本金	50,000
	利益剰余金	163,461
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	150,961
	（うち当期純利益）	(5,246)
	合計	809,341

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十六億一千四百二十二万八千七百九円（但し、令和七年十二月三十日効力発生の株式交換により増加した資本準備金がこの額に満たない場合は、その全額）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日
北海道富良野市本町八番一号
株式会社大北不動産
代表取締役　荒木　毅

第 36 期決算公告　令和７年12月17日
東京都新宿区大久保１丁目１番７号
株式会社シルク・ラボラトリ
代表取締役　大田　健二
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	272
	固定資産	33
	資産合計	305
負債及び純資産の部	流動負債	41
	賞与引当金	18
	固定負債	35
	退職給付引当金	31
	株主資本	229
	資本金	10
	利益剰余金	219
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	217
	（うち当期純利益）	(14)
	負債・純資産合計	305

第 45 期決算公告
令和８年１月15日
秋田県秋田市中通一丁目３番５号
株式会社べにや
代表取締役　辻　繁美
貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,673
	固定資産	2,778
	合計	22,451
負債及び純資産の部	流動負債	9,481
	固定負債	33,593
	株主資本	△20,623
	資本金	13,000
	利益剰余金	△33,623
	その他利益剰余金	△33,623
	（うち当期純損失）	(7,024)
	合計	22,451

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日
秋田県秋田市中通一丁目三番五号
株式会社べにや
代表取締役　辻　繁美

第 10 期決算公告　令和８年１月15日
東京都港区北青山二丁目５番８号
トリーバーチ・ジャパン株式会社
代表取締役
エドゥアール・マリー・ロッシュ
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,518,831
	固定資産	4,067,364
	資産合計	8,586,195
負債及び純資産の部	流動負債	5,954,461
	賞与引当金	137,515
	有給休暇引当金	47,061
	固定負債	255,928
	株主資本	2,375,806
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,275,806
	その他利益剰余金	2,275,806
	（うち当期純利益）	(127,645)
	負債・純資産合計	8,586,195

第 6 期決算公告
令和８年１月15日
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号８階
プライムパートナー株式会社
代表取締役　國分　恭兵
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	173,558
	固定資産	360,505
	繰延資産	3,900
	資産合計	537,963
負債及び純資産の部	流動負債	147,347
	固定負債	322,665
	株主資本	67,951
	資本金	50,000
	利益剰余金	17,951
	その他利益剰余金	17,951
	（うち当期純利益）	(12,744)
	負債・純資産合計	537,963

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年二月二十一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十五日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
八階
（甲）プライムパートナー株式会社
代表取締役　國分　恭兵
東京都立川市栄町二丁目五八番地六
（乙）有限会社タイセイコム
取締役　國分　恭兵

第 5 期決算公告　令和８年１月15日
東京都港区芝二丁目１番28号
株式会社立体造形工房
代表取締役　志賀　謙太
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,288
	固定資産	29,964
	合計	104,252
負債及び純資産の部	流動負債	22,896
	株主資本	81,356
	資本金	80,000
	資本剰余金	78,277
	その他資本剰余金	78,277
	利益剰余金	△76,920
	その他利益剰余金	△76,920
	（うち当期純損失）	(24,734)
	合計	104,252

決　算　公　告
令和８年１月15日
新潟県上越市大字四ケ所294番地18
株式会社嶺村建材工業
代表取締役　嶺村　茂
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	411,065
	固定資産	352,707
	資産合計	763,773
負債及び純資産の部	流動負債	448,229
	固定負債	43,437
	株主資本	272,106
	資本金	30,000
	利益剰余金	242,106
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	234,606
	（うち当期純利益）	(48,012)
	負債・純資産合計	763,773

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するMIGERU Asset Management株式会社（住所新潟県上越市大町三丁目二番九号五八九ビル三Ｆ）に対して当社の不動産賃貸管理事業並びに有価証券等及び金融商品等運用管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日
新潟県上越市大字四ケ所二九四番地一八
株式会社嶺村建材工業
代表取締役　嶺村　茂

第 45 期決算公告
令和７年12月15日
山梨県甲府市大手１丁目２番21号
ミドリ安全山梨株式会社
代表取締役　加藤　豊
貸借対照表の要旨
（令和７年９月20日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	131,024,949
	固定資産	1,410,318
	合計	132,435,267
負債及び純資産の部	流動負債	86,396,426
	（うち賞与引当金）	(3,200,000)
	株主資本	46,038,841
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	36,038,841
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	33,538,841
	（うち当期純利益）	(33,166,445)
	合計	132,435,267

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百万円減少し九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

長野県安曇野市豊科二四〇〇番地
株式会社あづみ野開発
代表取締役　内田　信一

第52期決算公告

令和８年１月15日

長野県安曇野市豊科2400番地
株式会社あづみ野開発
代表取締役　内田　信一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	215,688
	固定資産	142,252
	合計	357,940
負純資債産及のび部	流動負債	13,296
	固定負債	5,486
	株主資本	339,157
	資本金	193,000
	利益剰余金	146,157
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	145,157
	（うち当期純損失）	(9,599)
	合計	357,940

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

愛知県刈谷市銀座四丁目四〇番地
株式会社おさだ
代表取締役　長田　達郎

第55期決算公告

令和８年１月15日

愛知県刈谷市銀座四丁目40番地
株式会社おさだ
代表取締役　長田　達郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	24,368,762
	固定資産	2,687,163
	資産合計	27,055,925
負純資債産及のび部	流動負債	3,721,039
	固定負債	9,261,730
	負債合計	12,982,769
	株主資本	14,073,156
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	4,073,156
	その他利益剰余金	4,073,156
	（うち当期純損失）	(5,686,450)
	純資産合計	14,073,156
	負債・純資産合計	27,055,925

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億四百八十五万円、資本準備金の額を十一億四百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和八年一月十五日

大阪府箕面市船場西三丁目一番一〇号
株式会社アモルホールディングス
代表取締役　道林　侑輝

第３期決算公告

令和８年１月15日

大阪府箕面市船場西三丁目１番10号
株式会社アモルホールディングス
代表取締役　道林　侑輝

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,838
	固定資産	1,861,606
	資産合計	1,876,445
負純資債産及のび部	流動負債	4,313
	固定負債	2,209,700
	株主資本	△337,568
	資本金	10,000
	利益剰余金	△347,568
	その他利益剰余金	△347,568
	（うち当期純利益）	(11,755)
	負債・純資産合計	1,876,445

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

岡山県倉敷市真備町川辺二〇六番地一
青江鉄工株式会社
代表取締役　野上　雅史

第44期決算公告

令和８年１月15日

岡山県倉敷市真備町川辺206番地１
青江鉄工株式会社
代表取締役　野上　雅史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,342
	（うち貸倒引当金）	(△170)
	固定資産	24,310
	合計	70,652
負純資債産及のび部	流動負債	6,842
	固定負債	47,888
	株主資本	15,921
	資本金	12,500
	利益剰余金	3,421
	利益準備金	2,062
	その他利益剰余金	1,358
	（うち当期純損失）	(4,672)
	合計	70,652

第71期決算公告

令和８年１月15日

愛知県一宮市浅野字大西裏38
株式会社のいり
代表取締役社長　野杁　晃充

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	915,533
	固定資産	4,096,602
	繰延資産	0
	合計	5,012,136
負純資債産及のび部	流動負債	430,906
	固定負債	1,803,464
	株主資本	2,777,766
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,757,766
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,752,766
	（うち当期純利益）	(151,383)
	合計	5,012,136

第21期決算公告

令和８年１月15日

大阪市平野区長吉長原東三丁目１番４－301号
株式会社オーエイケイ
代表取締役　木村　尚子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,137
	固定資産	3,072
	合計	11,209
負純資債産及のび部	流動負債	205
	固定負債	18,750
	株主資本	△ 7,745
	資本金	16,000
	利益剰余金	△ 23,745
	その他利益剰余金	△ 23,745
	（うち当期純損失）	(3,573)
	合計	11,209

第６期決算公告

令和７年11月25日

兵庫県神崎郡神河町上小田881番地146
株式会社ＭＥリゾート播磨
代表取締役　正垣　努

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	302,382
	固定資産	113,561
	合計	415,944
負純資債産及のび部	流動負債	96,545
	固定負債	60,864
	株主資本	258,535
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	245,535
	その他利益剰余金	245,535
	（うち当期純利益）	(79,157)
	合計	415,944

第20期決算公告

令和８年１月15日

広島市西区楠木町一丁目15番24号
株式会社ウエストビギン
代表取締役　中村　公俊

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,148
	固定資産	136
	合計	16,285
負純資債産及のび部	流動負債	2,678
	固定負債	10,001
	株主資本	3,605
	資本金	300
	利益剰余金	3,305
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	3,230
	（うち当期純利益）	(1,252)
	合計	16,285

第２期決算公告

令和８年１月15日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

さいたま宮前１ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	27	流動負債	1,714
流動資産	27	負債合計	1,714
		社員資本	△1,686
		特定資本金	100
		剰余金	△1,786
		当期未処理損失	1,786
その他の資産合計	27	純資産合計	△1,686
合計	27	合計	27

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	1,480
営業損失	1,480
営業外収益	0
営業外費用	—
経常損失	1,480
税引前当期純損失	1,480
法人税、住民税及び事業税	58
当期純損失	1,538
前期繰越損失	248
当期未処理損失	1,786

第13期決算公告

令和８年１月15日
広島市西区楠木町一丁目15番24号
株式会社ウエストＯ＆Ｍ
代表取締役　宮本　隆

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,158
	固定資産	386
	合計	4,545
負債及び純資産の部	流動負債	3,009
	固定負債	—
	株主資本	1,536
	資本金	100
	利益剰余金	1,436
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,411
	（うち当期純利益）	(361)
	合計	4,545

第２期決算公告

令和８年１月15日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

さいたま宮前２ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	26	流動負債	1,714
流動資産	26	負債合計	1,714
		社員資本	△1,687
		特定資本金	100
		剰余金	△1,787
		当期未処理損失	1,787
その他の資産合計	26	純資産合計	△1,687
合計	26	合計	26

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	1,480
営業損失	1,480
営業外収益	0
営業外費用	—
経常損失	1,480
税引前当期純損失	1,480
法人税、住民税及び事業税	58
当期純損失	1,538
当期繰越損失	248
当期未処理損失	1,787

第２期決算公告

令和７年12月25日
埼玉県さいたま市南区沼影一丁目11番１号
高田ヘルスケアソリューションズ株式会社
代表取締役　高田　浩樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,946
	固定資産	2,722
	資産合計	36,669
負債及び純資産の部	流動負債	20,641
	負債合計	20,641
	株主資本	16,027
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,027
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,527
	当期純利益	39,811
	純資産合計	16,027
	負債・純資産合計	36,669

第31期決算公告

令和８年１月15日
東京都板橋区清水町36番１号
株式会社竹崎
代表取締役　田坂　優英

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	504,086
	固定資産	66,522
	合計	570,609
負債及び純資産の部	流動負債	13,974
	賞与引当金	5,000
	固定負債	800,000
	株主資本	△243,364
	資本金	24,500
	利益剰余金	△258,864
	その他利益剰余金	△258,864
	（うち当期純損失）	(51,466)
	自己株式	△9,000
	合計	570,609

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千九百五十万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和８年１月15日
東京都板橋区清水町三六番一号
株式会社竹崎
代表取締役　田坂　優英

第58期決算公告

令和７年12月16日
千葉県船橋市市場三丁目17番１号
株式会社ケイハイ
代表取締役社長　舩木　隆志

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,150,285
	固定資産	8,974,875
	資産合計	22,125,161
負債及び純資産の部	流動負債	3,292,453
	固定負債	1,148,861
	株主資本	15,854,382
	資本金	70,000
	利益剰余金	15,784,382
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	15,766,882
	（うち当期純利益）	(691,163)
	評価・換算差額等	1,829,463
	有価証券評価差額金	1,829,463
	負債・純資産合計	22,125,161

決算公告

令和８年１月15日
東京都渋谷区本町六丁目11番１号
株式会社エーオーティ
代表取締役　田中　修

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	34,072
	固定資産	25,026
	資産合計	59,098
負債及び純資産の部	流動負債	107,626
	固定負債	40
	株主資本	△48,568
	資本金	15,000
	利益剰余金	△63,568
	その他利益剰余金	△63,568
	（うち当期純損失）	(8,131)
	負債・純資産合計	59,098

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十五日
東京都渋谷区本町六丁目一一番一号
株式会社エーオーティ
代表取締役　田中　修

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

この度、令和七年十二月二十五日で利用終了しました大社商業協同組合発行の【大社町共通商品券　出雲國藩札】につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項等の規定に基づき、払戻しを行います。

【大社町共通商品券　出雲國藩札】をお持ちのお客様は、令和八年一月十五日から令和八年三月十九日までの間に、当組合までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

なお、右期間内に申し出がない場合は、当該払戻しの手続きから除斥されます。

令和八年一月十五日
大社商業協同組合
島根県出雲市大社町杵築南一三四四番地
電話　〇八五三―五三―二四一六

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙にアパレル事業に関する権利義務を承継させて、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであり、乙は確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十五日

東京都港区芝大門二丁目一番一六号
（甲）株式会社ＴＡｉＮＥＲ
代表取締役　鈴木　耕平

東京都港区芝大門二丁目一番一六号
（乙）株式会社ＺｉＯＮ
代表取締役　鈴木　耕平

第４期決算公告

令和８年１月15日

東京都港区芝大門二丁目１番16号
株式会社ＴＡｉＮＥＲ
代表取締役　鈴木　耕平

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	294,047
	固定資産	3,053
	資産合計	297,101
負純資産の債及び部	流動負債	100,837
	株主資本	196,263
	資本金	100
	利益準備金	196,163
	その他利益剰余金	196,163
	（うち当期純利益）	(161,965)
	負債・純資産合計	297,101

第49期決算公告

令和７年12月１日

千葉県船橋市市場三丁目17番１号
株式会社ツカサ電業
代表取締役　新田　一生

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	141,994
	固定資産	15,043
	資産合計	157,037
負純資産の債及び部	流動負債	37,569
	株主資本	119,468
	資本金	10,000
	利益剰余金	109,468
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	108,868
	（うち当期純利益）	(23,326)
	負債・純資産合計	157,037

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

東京都渋谷区渋谷一丁目一六番九号
ブルジョアジー・ジャパン株式会社
代表取締役　廣田　直人

第15期決算公告

令和８年１月15日

東京都渋谷区渋谷一丁目16番９号
ブルジョアジー・ジャパン株式会社
代表取締役　廣田　直人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,335,073
	固定資産	4,090,196
	資産合計	10,425,269
負純資産の債及び部	流動負債	2,588,291
	固定負債	5,700,000
	株主資本	2,136,978
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△17,863,022
	その他利益剰余金	△17,863,022
	（うち当期純損失）	(12,041,786)
	負債・純資産合計	10,425,269

第９期決算公告

令和８年１月15日

東京都練馬区小竹町二丁目８番８号
変な商社株式会社
代表取締役　許　　榮周

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,038,738
	固定資産	278,463
	資産合計	1,317,202
負純資産の債及び部	流動負債	223,032
	固定負債	391,783
	株主資本	702,386
	資本金	100,000
	資本剰余金	560,550
	その他資本剰余金	560,550
	利益剰余金	41,836
	その他利益剰余金	41,836
	（うち当期純損失）	(1,833)
	負債・純資産合計	1,317,202

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により三ツ輪金属工業株式会社（乙、住所東京都大田区西糀谷四丁目三一番一五号）の花巻工場に係る塗装事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年一月十五日

川崎市中原区市ノ坪二〇二番地
三ツ輪金属塗装株式会社
代表取締役　須藤　彰宏

第73期決算公告

令和８年１月15日

東京都大田区西糀谷四丁目31番15号
三ッ輪金属工業株式会社
代表取締役　堀口　浩史

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	369,259
	固定資産	558,468
	資産合計	927,728
負純資産の債及び部	流動負債	5,897
	固定負債	160,198
	株主資本	761,632
	資本金	20,000
	利益剰余金	741,632
	利益準備金	7,660
	その他利益剰余金	733,972
	（うち当期純利益）	(18,276)
	負債・純資産合計	927,728

第２期決算公告

令和８年１月15日

東京都練馬区小竹町二丁目８番８号
変な建設株式会社
代表取締役　許　　榮周

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,693
	繰延資産	199
	資産合計	20,892
負純資産の債及び部	流動負債	10,453
	固定負債	10,000
	株主資本	438
	資本金	1,000
	利益剰余金	△561
	その他利益剰余金	△561
	（うち当期純損失）	(549)
	負債・純資産合計	20,892

第20期決算公告

令和８年１月15日

東京都新宿区馬場下町１番地１
ホームネットカーズ株式会社
代表取締役　江﨑　眞一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,050
	固定資産	2,149
	合計	4,199
負純資産の債及び部	流動負債	1,609
	固定負債	687
	株主資本	1,903
	資本金	60
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	1,842
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	1,812
	（うち当期純利益）	(76)
	合計	4,199

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「商品券」、「松電商品券」、「マツヤ商品券」につきまして令和８年１月14日（水）を持ちましてご利用を終了させて頂き、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、払戻しを実行させて頂きます。申出期間内に申出をお願いいたします。

<払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号>
株式会社デリシア
<払戻しに係る前払式支払手段の種類>
商品券（1,000円、500円）、松電商品券（1,000円、500円）、マツヤ商品券（500円）
<払戻しの申出期間>
2026年１月15日（木）～2026年３月31日（火）各営業所営業時間終了時間迄
郵送での申出の場合は、2026年３月31日（火）消印までが有効となります。
上記の払戻期間を過ぎた場合は、当該払戻から除斥されますので、ご注意願います。
<払戻しの申出方法>
弊社営業所（デリシア・ユーパレット各店舗）での現金引換え及び、ご指定の預金取扱金融機関口座へのお振込み。銀行口座への振込手数料は当社負担です。
<本件に関するお問い合わせ>
〒390―1181　長野県松本市大字今井7155番地28　株式会社デリシア
受付時間（土日、祝日を除く平日午前９時00分から17時00分まで）
令和８年１月15日

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を二十九万七千九百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

秋田市土崎港中央三丁目一〇番一七号
株式会社佐川商店
代表取締役　佐川日奈子

第 92 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

秋田市土崎港中央三丁目10番17号
株式会社佐川商店
代表取締役　佐川日奈子

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,194	流動負債	816
固定資産	12,860	固定負債	34,182
		株主資本	△14,944
		資本金	15,000
		資本剰余金	297
		資本準備金	297
		利益剰余金	△26,541
		利益準備金	6,000
		その他利益剰余金	△32,541
		（うち当期純損失）	（1,254）
		自己株式	△3,700
資産合計	20,054	負債・純資産合計	20,054

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社みらい日本語学校（住所茨城県水戸市元吉田町一〇二九番地七）に対して当社の日本語学校の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十五日

茨城県守谷市ひがし野一丁目二九番地
一四ワークＭＫビル一Ｆ
ワークスタッフ株式会社
代表取締役　片庭　綾子

第 21 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

茨城県守谷市ひがし野１丁目29番地14ワークＭＫビル１Ｆ
ワークスタッフ株式会社
代表取締役　片庭　綾子

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	733,742	流動負債	399,287
固定資産	283,560	賞与引当金	3,025
		固定負債	200,694
		株主資本	417,320
		資本金	30,000
		資本剰余金	37,000
		その他資本剰余金	37,000
		利益剰余金	350,320
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	342,820
		（うち当期純利益）	（8,463）
資産合計	1,017,302	負債・純資産合計	1,017,302

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十五日

広島市安芸区矢野西四丁目五八番二号
（甲）株式会社ファインサポート
代表取締役　児玉　学
広島市安芸区矢野西四丁目五八番二号
（乙）有限会社ファイン・アソシエイツ
代表取締役　児玉　民恵

第 25 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

広島市安芸区矢野西四丁目58番２号
株式会社ファインサポート
代表取締役　児玉　学

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,358
	固定資産	34,770
	合計	50,128
負債及び純資産の部	流動負債	1,986
	固定負債	34,000
	株主資本	14,142
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,142
	その他利益剰余金	4,142
	（うち当期純損失）	（122）
	合計	50,128

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億九千四百九十九万七千二百十八円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和八年一月十五日

名古屋市中村区中村町五丁目五〇番地
木村商事株式会社
代表取締役　木村　陽一

第 66 期 決 算 公 告

令和８年１月15日　　名古屋市中村区中村町五丁目50番地
木村商事株式会社
代表取締役　木村　陽一

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,145,110	流動負債	1,642,855
固定資産	998,191	固定負債	263,538
		株主資本	1,236,908
		資本金	30,000
		資本剰余金	854,335
		資本準備金	394,997
		その他資本剰余金	459,338
		利益剰余金	352,572
		利益準備金	4,080
		その他利益剰余金	348,492
		（うち当期純利益）	（11,443）
資産合計	3,143,301	負債・純資産合計	3,143,301

第78期決算公告　令和８年１月15日
東京都千代田区神田神保町２丁目６番
株式会社医学通信社
代表取締役　小野　章
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,611,568
	固定資産	4,320,420
	繰延資産	0
	合計	5,931,988
負純資債及産のび部	流動負債	72,396
	固定負債	0
	株主資本	5,859,592
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,015,592
	（利益準備金）	（22,000）
	（その他利益剰余金）	（5,993,592）
	（内当期純損失）	（423,181）
	自己株式	△166,000
	合計	5,931,988

第19期決算公告

令和８年１月15日
東京都新宿区四谷４―32―８　ＹＫＢサニービル６階
湘南ファンド第１号特定目的会社
取締役　矢澤　学

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	2,190	流動負債	93
その他の資産	51	固定負債	1,943
流動資産	37	負債合計	2,036
投資その他の資産	13	社員資本	204
		特定資本金	0
		優先資本金	105
		剰余金	99
		当期未処分利益	99
		純資産合計	204
資産合計	2,241	負債・純資産合計	2,241

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	219
営業費用	114
営業利益	104
営業外収益	0
営業外費用	5
経常利益	99
税引前当期純利益	99
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	99

第13期決算公告　令和７年12月15日
東京都港区西新橋一丁目１番１号
株式会社エモーションテック
代表取締役　今西　良光
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	232,347
	固定資産	19,660
	資産合計	252,007
負純資債及産のび部	流動負債	293,345
	固定負債	89,210
	株主資本	△130,548
	資本金	100,000
	資本剰余金	865,295
	資本準備金	464,984
	その他資本剰余金	400,311
	利益剰余金	△1,095,844
	その他利益剰余金	△1,095,844
	（うち当期純損失）	（127,103）
	負債・純資産合計	252,007

第13期決算公告　令和８年１月15日
北海道帯広市西五条南三十四丁目12番地
株式会社いちまるホールディングカンパニー
代表取締役　加藤　祐功
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	171,570
	固定資産	2,294,621
	合計	2,466,192
負純資債及産のび部	流動負債	527,877
	固定負債	1,035,164
	株主資本	903,150
	資本金	90,000
	資本剰余金	1,007,574
	資本準備金	1,007,574
	利益剰余金	△194,424
	その他利益剰余金	△194,424
	（うち当期純利益）	（13,324）
	合計	2,466,192

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億七百五十七万四千六百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日
北海道帯広市西五条南三十四丁目一二番地
株式会社いちまるホールディングカンパニー
代表取締役　加藤　祐功

決算公告　2026年１月15日
東京都中野区中央五丁目８番１号
株式会社アイメッド
代表取締役　河野　隆一
貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,489,505
	固定資産	388,561
	繰延資産	538
	合計	1,878,605
負純資債及産のび部	流動負債	840,956
	株主資本	1,037,649
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,598,937
	資本準備金	849,468
	その他資本剰余金	749,468
	利益剰余金	△661,288
	繰越利益剰余金	△661,288
	（うち当期純利益）	（81,916）
	合計	1,878,605

第９期決算公告

令和８年１月15日
秋田県南秋田郡八郎潟町浦大町字鳥屋崎15番地１
株式会社盛
代表取締役　齊藤　宏
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	53,152
	固定資産	46,973
	合計	100,125
負純資債及産のび部	流動負債	10,855
	固定負債	68,379
	株主資本	20,890
	資本金	12,000
	利益剰余金	8,890
	その他利益剰余金	8,890
	（うち当期純利益）	（10,983）
	合計	100,125

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年一月十五日
秋田県南秋田郡八郎潟町浦大町字鳥屋崎一五番地一
株式会社盛
代表取締役　齊藤　宏

第15期決算公告

令和８年１月15日
茨城県守谷市ひがし野一丁目28番地４
株式会社すず商
代表取締役　鈴木　亨
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,647
	固定資産	26,505
	資産合計	28,152
負純資債及産のび部	流動負債	1,434
	固定負債	98,588
	株主資本	△71,870
	資本金	1,000
	利益剰余金	△72,870
	その他利益剰余金	△72,870
	（うち当期純損失）	（9,876）
	負債・純資産合計	28,152

第８期決算公告

令和８年１月15日
茨城県守谷市ひがし野一丁目28番地４
株式会社すずの木
代表取締役　鈴木　亨
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,492
	固定資産	5,733
	繰延資産	816
	資産合計	59,042
負純資債及産のび部	流動負債	14,005
	固定負債	36,333
	株主資本	8,704
	資本金	3,000
	利益剰余金	5,704
	その他利益剰余金	5,704
	（うち当期純利益）	（8,368）
	負債・純資産合計	59,042

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日
茨城県守谷市ひがし野一丁目二八番地四
（甲）株式会社すずの木
代表取締役　鈴木　亨
茨城県守谷市ひがし野一丁目二八番地四
（乙）株式会社すず商
代表取締役　鈴木　亨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

千葉市美浜区幸町二丁目一九番四六号

（甲）あすか交通株式会社

代表取締役　吉田　平

千葉市緑区椎名崎町一八九番地一

（乙）西岬観光株式会社

代表取締役　髙木　恒明

第 50 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

千葉市美浜区幸町二丁目19番46号

あすか交通株式会社

代表取締役　吉田　平

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	317,195
	固定資産	654,102
	合計	**971,298**
負純資産及び債の部	流動負債	202,924
	固定負債	397,963
	株主資本	370,410
	資本金	19,500
	利益剰余金	350,910
	利益準備金	4,875
	その他利益剰余金	346,035
	（うち当期純利益）	(55,663)
	合計	**971,298**

第 60 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

千葉市緑区椎名崎町189番地１

西岬観光株式会社

代表取締役　髙木　恒明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	162,687
	固定資産	391,153
	合計	**553,840**
負純資産及び債の部	流動負債	100,198
	固定負債	368,197
	株主資本	85,445
	資本金	5,500
	利益剰余金	79,945
	利益準備金	1,100
	その他利益剰余金	78,845
	（うち当期純利益）	(25,442)
	合計	**553,840**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十五日

東京都江東区辰巳一丁目七番一―七一三号

（甲）株式会社Ｋｉｓｓａｃｏ

代表取締役　三羽　大介

東京都江東区辰巳一丁目七番一―七一三号

（乙）株式会社キッサコ

代表取締役　三羽　大介

第 12 期決算公告　令和８年１月15日

東京都江東区辰巳一丁目７番１―713号

株式会社Ｋｉｓｓａｃｏ

代表取締役　三羽　大介

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	237,455
	固定資産	266,160
	資産合計	**503,616**
負純資産及び債の部	流動負債	20,345
	固定負債	218,511
	負債合計	**238,857**
	株主資本	264,758
	資本金	9,000
	利益剰余金	255,758
	その他利益剰余金	255,758
	（うち当期純利益）	(41,309)
	純資産合計	**264,758**
	負債・純資産合計	**503,616**

第 10 期決算公告　令和８年１月15日

東京都江東区辰巳一丁目７番１―713号

株式会社キッサコ

代表取締役　三羽　大介

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,690
	資産合計	**37,690**
負純資産及び債の部	流動負債	23,020
	固定負債	19,571
	負債合計	**42,592**
	株主資本	△4,901
	資本金	10
	利益剰余金	△4,911
	その他利益剰余金	△4,911
	（うち当期純利益）	(5,742)
	純資産合計	**△4,901**
	負債・純資産合計	**37,690**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

新潟県新潟市秋葉区美幸町三丁目二番二五号

（甲）株式会社ワールドラボ

代表取締役　松村　博史

鹿児島県鹿児島市小松原二丁目一番二三号

（乙）株式会社桜美

代表取締役　大河内大輔

第 26 期決算公告　令和８年１月15日

新潟県新潟市秋葉区美幸町三丁目２番25号

株式会社ワールドラボ

代表取締役　松村　博史

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	674,647
	固定資産	811,273
	資産合計	**1,485,920**
負純資産及び債の部	流動負債	520,293
	固定負債	627,549
	株主資本	338,077
	資本金	49,500
	資本剰余金	219,582
	利益剰余金	68,995
	利益準備金	2,167
	その他利益剰余金	66,828
	（うち当期純利益）	(45,365)
	負債・純資産合計	**1,485,920**

第 18 期決算公告　令和８年１月15日

鹿児島県鹿児島市小松原二丁目１番23号

株式会社桜美

代表取締役　大河内大輔

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,501
	固定資産	68,147
	資産合計	**97,648**
負純資産及び債の部	流動負債	18,003
	固定負債	67,926
	株主資本	11,717
	資本金	1,000
	利益剰余金	10,717
	その他利益剰余金	10,717
	（うち当期純損失）	(11,099)
	負債・純資産合計	**97,648**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

京都府京田辺市大住大坪五九番地二

（甲）株式会社中村リアルエステート

代表取締役　中村　重夫

京都府京田辺市大住大坪五九番地二

（乙）株式会社ＤＸＢ

代表取締役　中村奈緒美

第 12 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

京都府京田辺市大住大坪59番地２

株式会社中村リアルエステート

代表取締役　中村　重夫

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,419
	固定資産	185,408
	資産合計	**212,828**
負純資産及び債の部	流動負債	1,795
	固定負債	215,714
	株主資本	△4,681
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,681
	その他利益剰余金	△5,681
	（うち当期純損失）	(3,553)
	負債・純資産合計	**212,828**

第 12 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

京都府京田辺市大住大坪59番地２

株式会社ＤＸＢ

代表取締役　中村奈緒美

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	175,159
	固定資産	240,523
	資産合計	**415,682**
負純資産及び債の部	流動負債	47,396
	固定負債	242,743
	株主資本	125,543
	資本金	100
	利益剰余金	125,443
	その他利益剰余金	125,443
	（うち当期純利益）	(68,486)
	負債・純資産合計	**415,682**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

大阪市中央区本町三丁目一番六号

（甲）株式会社ビューティクリエイトジャパン

代表取締役　藤井　麻美

埼玉県川口市大字東本郷七五六番地

（乙）日本美容品質株式会社

代表取締役　土井　英明

第７期決算公告

令和８年１月15日

埼玉県川口市大字東本郷756番地

日本美容品質株式会社

代表取締役　土井　英明

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,549
	固定資産	12,524
	合計	26,074
負純資債及産びの部	流動負債	6,253
	（その他引当金）	(50)
	固定負債	250
	株主資本	19,570
	資本金	5,000
	利益剰余金	14,570
	その他利益剰余金	14,570
	（うち当期純損失）	(8,548)
	合計	26,074

第21期決算公告

令和８年１月15日

大阪市中央区本町三丁目１番６号

株式会社ビューティクリエイトジャパン

代表取締役　藤井　麻美

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	39,568
	固定資産	1,095
	合計	40,664
負純資債及産びの部	流動負債	11,227
	株主資本	29,437
	資本金	3,000
	利益剰余金	26,437
	その他利益剰余金	26,437
	（うち当期純損失）	(3,207)
	合計	40,664

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

東京都渋谷区神南一丁目一一番四号

（甲）シーエーシー販売株式会社

代表取締役　山岸　慶介

東京都渋谷区代々木一丁目二三番七号

（乙）株式会社ジパング

代表取締役　山岸　慶介

第16期決算公告　令和８年１月15日

東京都渋谷区代々木一丁目23番７号

株式会社ジパング

代表取締役　山岸　慶介

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,571
	固定資産	666
	資産合計	14,237
負純資債及産びの部	流動負債	40,494
	株主資本	△26,257
	資本金	1,000
	利益剰余金	△27,257
	その他利益剰余金	△27,257
	（うち当期純損失）	(3,628)
	負債・純資産合計	14,237

第27期決算公告　令和８年１月15日

東京都渋谷区神南一丁目11番４号

シーエーシー販売株式会社

代表取締役　山岸　慶介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,224
	固定資産	8,041
	繰延資産	790
	資産合計	53,055
負純資債及産びの部	流動負債	14,235
	固定負債	62,617
	株主資本	△23,797
	資本金	20,000
	利益剰余金	△36,797
	その他利益剰余金	△36,797
	（うち当期純損失）	(15,447)
	自己株式	△7,000
	負債・純資産合計	53,055

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

神戸市中央区坂口通七丁目二番一七号

（甲）株式会社バリューリアルエステート

代表取締役　井元　憲生

神戸市中央区坂口通七丁目二番一七号

（乙）株式会社バリューＦＬＣプロモーション

代表取締役　井元　憲生

第３期決算公告

令和８年１月15日

神戸市中央区坂口通七丁目２番17号

株式会社バリューＦＬＣプロモーション

代表取締役　井元　憲生

貸借対照表の要旨

（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,156
	繰延資産	325
	合計	21,481
負純資債及産びの部	流動負債	42,088
	株主資本	△20,606
	資本金	10,000
	利益剰余金	△30,606
	その他利益剰余金	△30,606
	（うち当期純損失）	(20,113)
	合計	21,481

第３期決算公告

令和８年１月15日

神戸市中央区坂口通七丁目２番17号

株式会社バリューリアルエステート

代表取締役　井元　憲生

貸借対照表の要旨

（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,523
	繰延資産	325
	合計	21,848
負純資債及産びの部	流動負債	41,741
	株主資本	△19,892
	資本金	10,000
	利益剰余金	△29,892
	その他利益剰余金	△29,892
	（うち当期純損失）	(17,186)
	合計	21,848

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月十五日

兵庫県姫路市大津区吉美七八〇番地

（甲）社会福祉法人幸

理事長　金治ゆかり

兵庫県姫路市飾磨区阿成植木九六〇番地

（乙）社会福祉法人敬寿会

理事長　山野　敬祐

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	241,051,455
	固定資産	575,452,033
	基本財産	411,882,918
	その他の固定資産	163,569,115
	合計	816,503,488
負純資債及産びの部	流動負債	56,630,649
	固定負債	1,288,229
	基本金	198,866,952
	国庫補助金等特別積立金	218,681,578
	その他の積立金	58,000,000
	次期繰越活動増減差額	283,036,080
	（うち当期活動増減差額）	(17,651,125)
	合計	816,503,488

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	579,482,058
	固定資産	1,707,156,468
	基本財産	1,161,573,945
	その他の固定資産	545,582,523
	合計	2,286,638,526
負純資債及産びの部	流動負債	98,128,756
	固定負債	54,523,081
	基本金	376,058,088
	国庫補助金等特別積立金	533,957,799
	その他の積立金	123,735,720
	次期繰越活動増減差額	1,100,235,082
	（うち当期活動増減差額）	(5,083,659)
	合計	2,286,638,526

第 13 期 決 算 公 告

令和８年１月15日　　東京都千代田区神田紺屋町15番地

ＣｌｉｐＬｉｎｅ株式会社

代表取締役　高橋　勇人

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	992	流動負債	295
固定資産	30	固定負債	259
		株主資本	450
		資本金	100
		資本剰余金	1,793
		資本準備金	300
		その他資本剰余金	1,492
		利益剰余金	△914
		その他利益剰余金	△914
		（うち当期純損失）	（54）
		自己株式	△528
		新株予約権	17
資産合計	1,023	負債・純資産合計	1,023

2024年12月期決算公告

2026年１月15日

アメリカ合衆国デラウェア州19808、ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ251

ロッキード・マーティン・グローバル・インコーポレーテッド

日本における代表者　渡部　達郎

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：千米ドル）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,914,797	流動負債	1,316,102
固定資産	129,641	固定負債	9,047
		負債合計	1,325,149
		株主資本	719,289
		資本金	1,700
		株式払込剰余金	15,000
		利益剰余金	693,800
		その他の包括利益累計額	8,789
		（うち当期純利益）	（99,443）
		純資産合計	719,289
資産合計	2,044,438	負債・純資産合計	2,044,438

第 8 期 決 算 公 告

令和７年12月23日

横浜市西区北幸二丁目15番10号
横浜ウエストサイドビル２階

トライアンフィールドホールディングス株式会社

代表取締役社長　伊藤　正起

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,447	流動負債	16,372
固定資産	3,978	賞与引当金	6
		固定負債	183
		株主資本	6,870
		資本金	72
		資本剰余金	923
		資本準備金	22
		その他資本剰余金	901
		利益剰余金	5,874
		その他利益剰余金	5,874
		（うち当期純利益）	（4,309）
資産合計	23,426	負債・純資産合計	23,426

第 12 期 決 算 公 告

2026年１月15日　東京都千代田区神田錦町二丁目７番地22

オプティメッドホールディングス株式会社

代表取締役　岩﨑　清隆

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	52	流動負債	78
固定資産	108	賞与引当金	2
		役員賞与引当金	1
		固定負債	74
		株主資本	8
		資本金	10
		資本剰余金	68
		その他資本剰余金	68
		利益剰余金	△68
		繰越利益剰余金	△68
		（うち当期純損失）	（24）
		自己株式	△1
資産合計	160	負債・純資産合計	160

第 42 期 決 算 公 告

令和８年１月15日　　広島市西区楠木町一丁目15番24号

株式会社ウエストエネルギーソリューション

代表取締役　江頭栄一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	52,050	流動負債	20,013
固定資産	41,755	完成工事補償引当金	223
有形固定資産	32,900	固定負債	50,986
無形固定資産	459	負債合計	71,000
投資その他の資産	8,395	株主資本	22,686
		資本金	110
		資本剰余金	1,626
		資本準備金	712
		その他資本剰余金	914
		利益剰余金	20,950
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	20,942
		評価・換算差額等	118
		その他有価証券評価差額金	118
		純資産合計	22,805
資産合計	93,805	負債・純資産合計	93,805

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	39,244	特別利益	0
売上原価	27,656	特別損失	34
売上総利益	11,587	税引前当期純利益	3,749
販売費及び一般管理費	7,340	法人税、住民税及び事業税	1,307
営業利益	4,247	法人税等調整額	△ 367
営業外収益	36	当期純利益	2,809
営業外費用	499		
経常利益	3,784		

第 7 期 決 算 公 告

2026年１月15日　　神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境19番地14

オプティメッドあいず株式会社

代表取締役　岩﨑　清隆

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	37	流動負債	59
固定資産	4	賞与引当金	3
		固定負債	99
		退職給付引当金	1
		株主資本	△117
		資本金	1
		資本剰余金	10
		その他資本剰余金	10
		利益剰余金	△128
		繰越利益剰余金	△128
		（うち当期純損失）	（48）
資産合計	42	負債・純資産合計	42

第 2 期 決 算 公 告

令和７年12月25日　　神戸市西区南別府一丁目１番地の１

株式会社サンシャ

代表取締役　濵田聡一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	537,824	流動負債	149,751
固定資産	529,667	賞与引当金	8,410
		固定負債	621,034
		退職給付引当金	37,470
		株主資本	296,705
		資本金	40,000
		資本剰余金	266,000
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	265,999
		利益剰余金	△9,294
		その他利益剰余金	△9,294
		（うち当期純利益）	（18,526）
資産合計	1,067,492	負債・純資産合計	1,067,492

第 35 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

富山市天正寺1083番地

株式会社アルゴ

代表取締役　牧野　健一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	181,446
	固定資産	53,170
	合計	234,616
負債及び純資産の部	流動負債	28,862
	固定負債	52,255
	株主資本	153,499
	資本金	10,000
	利益剰余金	143,499
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	140,999
	（うち当期純利益）	(18,006)
	合計	234,616

第 20 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

東京都港区赤坂三丁目１番16号

株式会社ミレニアムパートナーズ

代表取締役　秦　充洋

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	377,313
	固定資産	219,057
	合計	596,370
負債及び純資産の部	流動負債	78,062
	固定負債	23,400
	株主資本	494,908
	資本金	53,000
	利益剰余金	441,908
	その他利益剰余金	441,908
	（うち当期純利益）	(120,909)
	合計	596,370

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記の計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十五日

東京都港区赤坂三丁目一番一六号

（甲）株式会社ミレニアムパートナーズ　代表取締役　秦　充洋

東京都渋谷区上原二丁目一一番一〇号

ラナイ一一七七－二〇二

（乙）有限会社エムシースクエア　取締役　秦　充洋

第 19 期決算公告

令和８年１月15日

福岡県福岡市中央区今川一丁目25番12号

株式会社カルナヘルスサポート

代表取締役　西田　大介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	336,927
	固定資産	259,308
	合計	596,235
負債及び純資産の部	流動負債	101,032
	賞与引当金	4,196
	固定負債	208,524
	株主資本	286,678
	資本金	51,138
	資本剰余金	49,418
	資本準備金	49,418
	利益剰余金	186,121
	その他利益剰余金	186,121
	（うち当期純利益）	(23,366)
	合計	596,235

第 9 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

東京都港区六本木三丁目２番１号

株式会社Ｖｅｌｏｃｉｔｙ

代表取締役　池田　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,860
	合計	14,860
負債及び純資産の部	流動負債	242
	株主資本	14,618
	資本金	1,000
	利益剰余金	13,618
	その他利益剰余金	13,618
	（うち当期純損失）	(507)
	合計	14,860

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月十五日

東京都港区六本木三丁目二番一号

（甲）株式会社Ｓｐｅｅ　代表取締役　大塚　英樹

東京都港区六本木三丁目二番一号

（乙）株式会社Ｖｅｌｏｃｉｔｙ　代表取締役　池田　剛

第 62 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

富山県砺波市栄町６番27号

米原商事株式会社

代表取締役　内記　正弘

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,672
	固定資産	14,941
	合計	27,614
負債及び純資産の部	流動負債	2,687
	賞与引当金	250
	役員賞与引当金	16
	固定負債	826
	退職給付引当金	6
	役員退職慰労引当金	185
	株主資本	23,947
	資本金	246
	資本剰余金	2
	資本準備金	2
	利益剰余金	23,699
	利益準備金	61
	その他利益剰余金	23,637
	（うち当期純利益）	(2,171)
	評価・換算差額等	153
	その他有価証券評価差額金	153
	合計	27,614

第 53 期決算公告

令和８年１月15日

大阪府池田市神田二丁目21番１号

ＮＡＤＩＸ株式会社

代表取締役　中村　浩

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	982,971
	固定資産	564,053
	合計	1,547,024
負債及び純資産の部	流動負債	338,883
	固定負債	185,510
	株主資本	1,022,630
	資本金	60,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	947,630
	利益準備金	10,123
	その他利益剰余金	937,507
	（うち当期純利益）	(75,613)
	合計	1,547,024

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、一定の期日までに申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月十五日

大阪府池田市神田二丁目二一番一号

（甲）ＮＡＤＩＸ株式会社　代表取締役　中村　浩

大阪府池田市神田二丁目二一番一号

（乙）ナカムラシステムサービス株式会社　代表取締役　中井　雅之

大阪府池田市神田二丁目二一番一号

（丙）大兼印刷株式会社　代表取締役　荒木　亮

第 58 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

大阪府池田市神田二丁目21番１号

大兼印刷株式会社

代表取締役　荒木　亮

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,141
	固定資産	3,554
	合計	25,695
負債及び純資産の部	流動負債	3,131
	固定負債	66,245
	株主資本	△ 43,682
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 53,682
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△ 54,432
	（うち当期純利益）	(2,828)
	合計	25,695

第 35 期 決 算 公 告

令和８年１月15日

大阪府池田市神田二丁目21番１号

ナカムラシステムサービス株式会社

代表取締役　中井　雅之

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	227,085
	固定資産	154,312
	合計	381,397
負債及び純資産の部	流動負債	14,432
	固定負債	22,853
	株主資本	344,111
	資本金	10,000
	利益剰余金	334,111
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	331,861
	（うち当期純利益）	(5,339)
	合計	381,397

第 84 期決算公告

令和８年１月15日
高知県高知市北御座３番39号
高知トヨタ自動車株式会社
代表取締役　利岡　俊祐

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,910,898
	固定資産	3,168,594
	合計	6,079,492
負純資産及びの部	流動負債	1,673,034
	固定負債	289,114
	株主資本	3,853,614
	資本金	48,000
	利益剰余金	3,805,614
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	3,793,614
	（うち当期純利益）	(270,127)
	評価・換算差額等	263,728
	その他有価証券評価差額金	263,728
	合計	6,079,492

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は下記のとおりです。

令和８年１月15日

高知県高知市北御座３番39号
（甲）高知トヨタ自動車株式会社
代表取締役　利岡　俊祐

高知県高知市北久保２番26号
（乙）高知トヨペット株式会社
代表取締役　西山　正晃

高知県高知市一宮南町一丁目９番10号
（丙）トヨタカローラ高知株式会社
代表取締役　西山　正純

貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月一日から令和八年四月一日までの間に全部事項承継をしたため、最終事業年度の翌日から効力発生日までの間に生じた各社の株主総会の承認は省略します。

第 61 期決算公告

令和８年１月15日
高知県高知市一宮南町一丁目９番10号
トヨタカローラ高知株式会社
代表取締役　西山　正純

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,073,856
	固定資産	1,798,625
	合計	6,872,481
負純資産及びの部	流動負債	3,423,625
	固定負債	384,885
	株主資本	3,046,376
	資本金	48,000
	利益剰余金	2,998,376
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	2,986,376
	（うち当期純利益）	(318,248)
	評価・換算差額等	17,594
	その他有価証券評価差額金	17,594
	合計	6,872,481

第 69 期決算公告

令和８年１月15日
高知県高知市北久保２番26号
高知トヨペット株式会社
代表取締役　西山　正晃

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,237,284
	固定資産	1,023,045
	合計	3,260,330
負純資産及びの部	流動負債	1,597,777
	固定負債	150,468
	株主資本	1,515,837
	資本金	48,000
	利益剰余金	1,467,837
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	1,455,837
	（うち当期純利益）	(143,811)
	評価・換算差額等	△3,753
	その他有価証券評価差額金	△3,753
	合計	3,260,330

第 97 期決算公告

令和７年11月21日

東京都千代田区神田神保町一丁目１番地
株式会社三省堂書店
代表取締役　亀井　崇雄

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,813,422
	固定資産	9,238,524
	資産合計	14,051,946
負債及び純資産の部	流動負債	4,722,447
	（うち賞与引当金）	(18,642)
	（うちポイント引当金）	(7,433)
	固定負債	5,675,772
	（うち退職給付引当金）	(110,923)
	（うち役員退職慰労引当金）	(110,580)
	（うち事業構造改革費引当金）	(33,217)
	負債合計	10,398,220
	株主資本	3,646,437
	資本金	45,000
	資本剰余金	40,151
	資本準備金	40,151
	利益剰余金	3,561,286
	利益準備金	10,200
	その他利益剰余金	3,551,086
	（うち当期純損失）	(83,161)
	評価・換算差額等	7,288
	その他有価証券評価差額金	7,288
	純資産合計	3,653,725
	負債・純資産合計	14,051,946

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は下記のとおりです。

令和八年一月十五日

長野県須坂市墨坂南四丁目四番一号
（甲）菅平牧場観光株式会社
代表取締役　田中　敏治

長野県須坂市墨坂南四丁目四番一号
（乙）菅平牧場観光株式会社
代表取締役　田中　敏治

合併につき株券等提出公告

当社は、菅平牧場株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である令和八年三月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十五日

長野県須坂市墨坂南四丁目四番一号
菅平牧場観光株式会社
代表取締役　田中　敏治

第 53 期決算公告

令和８年１月15日
長野県須坂市墨坂南四丁目４番１号
菅平牧場観光株式会社
代表取締役　田中　敏治

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,703
	固定資産	1,945
	合計	28,648
負純資産及びの部	流動負債	2,870
	株主資本	25,778
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,778
	利益準備金	3,475
	その他利益剰余金	12,303
	（うち当期純利益）	(3,997)
	合計	28,648

第 41 期決算公告

令和８年１月15日
長野県須坂市墨坂南四丁目４番１号
菅平牧場株式会社
代表取締役　田中　敏治

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	154,853
	固定資産	82,750
	合計	237,603
負純資産及びの部	流動負債	32,607
	組合員資本	204,996
	出資金	16,900
	積立金	105,870
	未払込出資金	△1,760
	利益剰余金	83,986
	（うち当期純利益）	(1,028)
	合計	237,603

第 29 期決算公告

2026年１月15日

新潟県長岡市関東町５番地５
株式会社サン・システム
代表取締役　岩崎　清隆

貸借対照表の要旨
（2025年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	457
	固定資産	57
	資産合計	514
負債及び純資産の部	流動負債	166
	賞与引当金	7
	役員賞与引当金	1
	製品保証引当金	6
	固定負債	93
	株主資本	254
	資本金	100
	資本剰余金	30
	資本準備金	20
	その他資本剰余金	10
	利益剰余金	124
	利益準備金	4
	繰越利益剰余金	222
	その他利益剰余金	△103
	（うち当期純利益）	(104)
	負債・純資産合計	514